

令和 7（2025）年度

学 生 便 覧

歯 学 部



広島大学

学生便覧について

この学生便覧は、歯学部令和 7(2025)年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。

「Ⅰ 広島大学歯学部について」では、広島大学の理念や歯学部の理念等、大学の概要について記載してあります。

「Ⅱ 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載してあります。

「Ⅲ 教育課程」では、歯学部の教育課程の履修基準表(教養教育及び専門教育)及び各種取扱いが記載してあります。

「Ⅳ 諸規則」では、学部生に必要な広島大学の規則等を記載してあります。

「Ⅴ 教員名簿・配置図」では、令和 7(2025)年 4 月 1 日現在の歯学部の教員一覧と、歯学部の建物配置図を記載してあります。

卒業するまで、この学生便覧に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。

この学生便覧と学生向け情報ポータルサイト 学生情報の森「もみじ」で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した講義概要(シラバス)を活用して、遺漏なく各自の履修計画をたててください。

注意事項

「学生情報の森 もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と、ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。

確認を怠ったために、思いもよらない不利益を被る場合がありますので、**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**

目次

学生便覧について.....	1
注意事項.....	1

I 広島大学歯学部について

・広島大学の理念.....	7
・広島大学憲章.....	8
・広島大学行動規範.....	9
・広島大学歌.....	10
・歯学部の理念と目標.....	11
・各学科・専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー.....	12
・到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について.....	18
・歯学部の各主専攻プログラムについて.....	18

II 教務・学生生活関係

・広島大学学期区分.....	21
・授業時間.....	21
・諸手続等について.....	22
・相談窓口及び緊急時の連絡先等について.....	24
・学生生活注意事項.....	25
・国家試験について.....	29

III 教育課程

1 歯学部細則(歯学科・口腔健康科学科共通)

・広島大学歯学部細則.....	35
・歯学部教育課程表(別表第1) (教養教育科目履修基準表).....	41
・歯学部教育課程表(別表第2) (専門教育科目履修基準表).....	44

2 歯学科関係の取扱い

・広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について.....	53
・広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い.....	56
・講座配属制のマッチング方法と学生発表会について.....	57
・広島大学歯学部 歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (Post-CC PX)に関する申し合せ.....	59

3 口腔健康科学科の取扱い

・広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について	63
・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目(口腔健康科学科口腔保健学専攻)	65
・広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い	67

4 その他の取扱い(歯学科・口腔健康科学科共通)

・広島大学歯学部細則に基づく欠席の取扱い	71
・広島大学歯学部細則に基づく追試験, 再試験及び特別試験の取扱い	74
・歯学部期末試験実施要項	76
・歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について	78
・放送大学との単位互換について(申合せ)	79
・外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	81
・広島大学歯学部における感染症対策について	82
・広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準	83
・広島大学歯学部学生表彰内規	84
・広島大学歯学部学生表彰内規に関する申合せ	85
・広島大学歯学部学生顕彰内規	87
・広島大学歯学部学生支援金内規	88
・広島大学歯学部学生国際交流支援金交付要領	91
・国際交流支援金申請者の選考方法に関する取扱い	92
・歯学部講義室等の使用について	93
・広島大学歯学部学生用ロッカー利用規則	95

IV 諸規則

・広島大学通則	99
・広島大学学生交流規則	108
・広島大学学位規則	111
・広島大学授業料等免除及び猶予規則	114
・広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	117
・「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修 (早期履修)制度について	131
・広島大学既修得単位等の認定に関する細則	132
・広島大学転学部の取扱いに関する細則	134
・広島大学科目等履修生規則	137
・広島大学学生表彰規則	139
・広島大学学生表彰基準	140
・広島大学学生懲戒規則	141

・広島大学学生生活に関する規則	145
・広島大学学生証取扱細則	147
・広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	149
・身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)	150
・社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	151
・課外活動を行ったことに係る証明書発行要項	153
・期末試験等における不正行為の取扱いについて	155
・広島大学研究生規則	156
・広島大学外国人研究生規則	157
・広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	159
・広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	161
・広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	167
・学業に関する評価の取扱いについて	172
・気象警報の発表, 公共交通機関の運休, 事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合に おける授業等の取扱いについて	173
・成績評価に対する異議申立制度について	174

V 教員名簿・配置図

・歯学部授業担当 教員名簿	179
・霞地区建物配置図	181
・歯学部案内図	182
・歯学部建物内配置図	183

令和 7(2025)年度 教養教育について	193
-----------------------	-----

2025 年度 到達目標型教育プログラム「 ハイプロスペクツ HiPROSPECTS [®] 」について	221
--	-----

I 広島大学歯学部について

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たな知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

広島大学憲章

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に 1949 年に創設された国立の総合研究大学である。

広島大学は、平和を希求する精神、新たな知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念 5 原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。

1. 人権の尊重

広島大学は、そのあらゆる活動において、民族、国籍、宗教、信条、ジェンダー、経済的・社会的地位、障がいの有無などに関わるあらゆる差別やハラスメントを許さず、一人ひとりの人権と人格を尊重し、擁護する。

2. 教育

広島大学は、個々の学生が主体的で柔軟な学びを実践できる環境を構築し、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成する。

3. 研究

広島大学は、研究者の自由な発想に基づく高度で革新的な研究により、深い真理の探究と新たな知の創造に邁進するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、地域、国及び国際社会が抱える課題の解決に向けたイノベーションを持続的に創出する。

4. 社会貢献

広島大学は、自らの活動を積極的に公開し、社会に開かれた大学、社会から信頼される大学として、地域や産業界、関係する諸機関とも連携・協働し、教育、研究、医療等の全ての活動を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する。

5. 持続可能な社会の実現

広島大学は、持続可能な社会を実現するための世界最高水準の活動に取り組む大学として、貧困や紛争、人権の抑圧、感染症、環境や資源・エネルギー問題など、地球規模の課題に対する先端的な解決策を世界に先駆けて実践する。

広島大学の全構成員及び卒業生・修了生は、各々が矜持を持ち、国民及び世界から期待される役割をたゆまず省察し、コンプライアンスを徹底の上、相互に信頼・尊重しあいながら、その個性と能力を十分に発揮して各々の使命を果たし続ける。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

広島大学行動規範

広島大学は、国立の総合研究大学として、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献するという使命を果たすと同時に、その活動に関して高い倫理性と社会に対する透明性を持った十分な説明責任が求められています。社会からのこれらの負託に応えるために、私たち広島大学の全構成員が常に意識し、実行すべき指針として、「広島大学行動規範」を定めます。

1. 人権と多様性の尊重

私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、全ての構成員がその個性と能力を十分に発揮できるキャンパスを実現します。

2. 自主性・自律性の堅持

私たちは、社会的規範や倫理、個々の活動に対するインテグリティに十分配慮しつつ、学問の自由や教育・研究の自主性・自律性を堅持し、世界最高水準の教育・研究を実施・発展させ、その成果を社会に還元します。

3. 法令等の遵守

私たちは、広島大学の構成員として活動するにあたり、社会的規範・ルール、関係法令及び学内諸規則を遵守します。

4. 情報の公開・保護

私たちは、社会に対する透明かつ公正な説明責任を果たすため、その活動の内容や結果など本学が保有する情報について適時適切な方法で社会に公開し、その情報の利用にあたっては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図ります。

5. 情報の管理

私たちは、広島大学の情報資産の価値を把握し、その安全性及び信頼性を確保するために、情報セキュリティ上の脅威を十分に認識し、それぞれの業務に応じて、適切な管理と運用を行います。

6. 経費・資産の適正な管理

私たちは、活動のための経費及び資産の多くが税金その他社会からの支援等によるものであることを常に自覚し、大学の経費及び資産を適正かつ効率的に管理し、使用します。

7. 安全・安心な環境の整備

私たちは、業務の遂行にあたり、安全に対する意識を高め、安全・安心かつ快適な教育、学修、研究及び労働の環境を整備します。

8. 環境問題への取組

私たちは、気候変動や大規模災害、環境汚染や資源・エネルギー問題などの世界的な環境問題に率先して取り組み、安定した環境を将来の世代に引き継ぎます。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

○ 広島大学歌

1
光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああ われら

はてなき空に かたちなす

真をぞ きはめん望みなり

2
流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとはに 伝へたり

ああ われら

移らう時に かはらざる

善きをこそ 努めん集ひなり

3
緑あり

つよき不死の樹 広がりて

葉末は風に そよぎたり

ああ われら

明るき道に 影しるす

美しきもの 求めん願ひなり

歯学部理念と目標

1) 理念

1. 高度な医療技術と学識，豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

2) 目標

1. 幅広い教養と豊かな人間性，協調性を備え，国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来，歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち，国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

以下，広島大学歯学部細則より抜粋

(教育研究上の目的)

第2条の2 本学部は，歯科医学・医療，口腔保健学，口腔工学に関わる基盤的・融合的教育を行うとともに，豊かな人間性及び科学的探究心を備え，国内・国際社会に貢献できる歯科医療人を輩出し，歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 歯学科は，歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに，歯科医学・医療の発展を国内外で主導する人材を育むための専門教育を実施する。これらによって，科学的探求心，国際性，高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し，歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

3 口腔健康科学科は，口腔健康科学に基づいた基盤的教育を行うとともに，口腔保健の発展を国内外で主導する人材を育むための専門教育を実施する。

4 各専攻の教育研究上の目的は，次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻は，歯学，医学，保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化，国際的な教育研究拠点の構築，あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に，上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって，科学的探求心，国際性，高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し，歯科医学・医療，口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻は，歯学，医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化，国際的な教育研究拠点の構築，あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって，科学的探求心，国際性，高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し，歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

各学科・専攻のディプロマ・ポリシー及び カリキュラム・ポリシー

I. 歯学科

ディプロマ・ポリシー

歯学プログラムでは、以下の能力を身につけ、教育課程の定める単位を修得した者に学士(歯学)の学位を授与します。

- (1) 豊かな人間性を備え、専門職としての歯科医師の責務を理解し、これを実践するための知識、技能、態度を身につけている。
- (2) 研究の重要性を認識し、科学的思考力と創造性を備えている。
- (3) 論理的思考に基づく洞察力と問題解決能力を備え、生涯を通じて学習することができる。
- (4) 患者やその家族、医療関係者との適切なコミュニケーションができる。
- (5) 歯科医療に関連した社会の変化や科学の進歩に対応できる。
- (6) 多文化・多領域との共存と理解を深め、国際社会で自己の見解を積極的に主張できる。

カリキュラム・ポリシー

歯学プログラムでは、プログラムが掲げる到達目標を学生が達成できるように、以下の方針の下に教育課程を編成し、実践します。

- (1) 教養教育では、専門教育に必要な学問的基盤を確立させるとともに、学際的・総合的な知識や方法論、視座を修得させ、医療人に必要な幅広い教養と規範意識を備えた豊かな人間性を育む。
- (2) 教養教育の外国語科目の履修により基礎的英語力を高めるとともに、日本語・英語併用で行われる専門教育(Dual Linguistic Education)を実施し、国際歯学コース生や短期留学生と学生生活を共にすることにより、様々な国の文化への共感と理解を深め、国際交流能力を向上させる。
- (3) 専門教育では、生命科学に基づく歯科医療を実践するためのバイオデンタル教育を実施し、生命科学の基礎知識や技能、歯科医師に必要な専門知識や臨床基礎技能を修得させるとともに

に、科学リテラシーや研究倫理、医の倫理についての理解を深め、実践的な歯学研究教育により科学的思考力と創造性を育む。

- (4) 早期臨床体験実習を通して、将来の歯科医療人としての自覚を促すとともに、患者中心の歯科医療、患者やその家族、医療関係者との良好なコミュニケーション構築の重要性、歯科医療のニーズの多様性を認識させる。さらに、臨床実習により、国民が求める質の高い歯科医療を提供し、地域社会における役割を果たすために必要な視座、知識・技能・態度を修得させる。
- (5) 自己主導型学習として Problem Based Learning (PBL) などを取り入れながら、全教育課程を通じた統合的な歯科医学教育を行うことにより、医療人としてのプロフェッショナリズムを涵養するとともに、問題解決能力、批判的思考力、生涯学習能力を向上させ、全人的な考え方に基づく歯科医療に必要な能力と国際社会に通用する総合力を培う。

学修の成果は、歯学プログラムによる各科目の成績評価と本教育プログラムで設定する到達目標への到達度評価に、社会・国民の要請に応え優れた歯科医師の育成に向けて臨床実習開始前に実施される共用試験 Computer Based Testing (CBT), Objective Structured Clinical Examination (OSCE) 及び診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験を加えて評価する。

II. 口腔健康科学科 口腔保健学専攻

ディプロマ・ポリシー

口腔保健学プログラムでは、口腔保健と学校保健の分野で活躍できる以下の人材を養成します。

- ・高度先進的な口腔保健医療人
- ・口腔保健分野の研究者、教育者
- ・養護教諭一種免許を取得し、学校保健で活躍できる歯科医療人

そのため、本プログラムでは、以下の能力を身につけ、教育課程の定める単位を修得した者に学士(口腔健康科学)の学位を授与します。

- (1) 歯科衛生士として必要な基礎的教養、基礎歯科医学、臨床歯科医学、歯科衛生士専門科目、隣接医学について、総合的知識と技能を統合し活用できる。
- (2) 患者、スタッフと良好な対人関係を築いて、チーム歯科医療を行うことができる。
- (3) 将来、口腔保健学の研究者、歯科衛生士の教育あるいは臨床における指導的役割を担うために、最先端の知識、教育能力、情報収集能力、問題解決能力、研究能力、論理的思考力、生涯学習能力を修得し活用できる。
- (4) 歯科専門知識を有する養護教諭として、学校保健の場で必要とする知識、技能、態度を修得し活用できる。

カリキュラム・ポリシー

口腔保健学プログラムでは、プログラムが掲げる到達目標を学生が達成できるように、以下の方針の下に教育課程を編成し、実践します。

- (1) 第1年次には、他学部学生とともに教養教育を受け、幅広い教養を身につけ、歯科医療人となるための知的基盤を養います。また、「教養ゼミ」におけるPBL(Problem Based Learning)により、自己主導型学習を進めるための基本的な態度・技能・知識を修得します。さらに、専門の基礎知識を修得し、専門性を深めるための基盤を作ります。
- (2) 第2～4年次には、専門科目を履修し、専門知識と技能を修得します。この専門科目には、口腔保健に関する科目とともに、生命科学などの基礎科学並びに歯科及び隣接医学などを含みます。

- (3) 第3年次及び第4年次に「口腔保健学臨床・臨地実習」を履修し、それまでに修得した専門知識と技能を臨床現場において実施します。それを通して、専門的歯科医療、一般的歯科医療及びチーム医療などについての技能・知識を修得し、コミュニケーション能力、医療人としての規範意識とマナー、社会性、協調性及び判断力を身につけます。
- (4) 養護教諭コース選択者は、第4年次に「養護実習」を履修し、学校保健活動を行う教育者として、教職への使命感、教育的愛情及び対人関係能力などを修得します。
- (5) 第3年次及び第4年次には「卒業研究」を履修し、教員が行なっている最先端の研究に参加、あるいは口腔保健学に関する問題を自分で発見、研究及び解決します。それを通じて情報収集能力、問題解決能力、研究能力及び論理的思考力の修得を行います。
- (6) バイオデンタル教育とIPEを通じて、科学的探究心に加え、多職種と連携可能な高度な学識と医療技術を養います。

なお、学修の成果は、各科目の成績評価と、各教育プログラムで設定する到達目標への到達度評価に、臨床実習開始前に実施される Objective Structured Clinical Examination (OSCE)を加えて評価する。

III. 口腔健康科学科 口腔工学専攻

ディプロマ・ポリシー

口腔工学プログラムでは、歯学、医学及び工学に関する知識・技術を統合した口腔工学の分野で活躍できる以下の人材を養成します。

- ・研究者マインドを持った歯科医療人及び臨床マインドを持った企業人・研究者・教育者
- ・国際的に活躍できるオーラルエンジニア
- ・口腔工学の分野を切り開き、口腔工学の確立と体系化、高度専門化に寄与する教育者・研究者
- ・人類愛にあふれ、道徳心と豊かな人間性をそなえ、強い責任感を持つ医療人・教育者・研究者

そのため、本プログラムでは、以下の能力を身につけ、教育課程の定める単位を修得した者に学士(口腔健康科学)の学位を授与します。

- (1) 教養教育科目、歯科技工学、基礎歯科医学、臨床歯科医学、隣接医学、関連工学についての知識と技能を総合して活用できる。
- (2) 必要な知識・技能・コミュニケーション能力に加えて、医療人としての規範意識とマナーを身につけ、患者、スタッフと良好な対人関係を築くことができ、患者中心のチーム歯科医療が実践できる。
- (3) 最先端の知識、高度な技能、情報収集能力、問題解決能力、科学的探究心、研究能力、論理的思考力、生涯学習能力を基盤に、口腔工学の研究・教育・臨床において指導的役割を担うことができる。

カリキュラム・ポリシー

口腔工学プログラムでは、プログラムが掲げる到達目標を学生が達成できるように、以下の方針の下に教育課程を編成し、実践します。

- (1) 第1年次には、他学部学生とともに教養教育を受け、幅広い教養を身につけ、歯科医療人となるための知的基盤を養います。また、「教養ゼミ」におけるPBL(Problem Based Learning)により、自己主導型学習を進めるための基本的な態度・技能・知識を修得します。さらに、専門の基礎知識を修得し、専門を深めるための基盤を作ります。
- (2) 第2～4年次には、専門科目を履修し、最先端の専門知識と高度な技能を修得します。この専門科目には、歯科技工士に関する科目とともに、生命科学や生体材料などの基礎科学、歯科及び隣接医学、システム工学やITなどの関連工学を含みます。

- (3) 第3年次及び第4年次に「口腔保健工学臨床的実習」を履修し、それまでに修得した専門知識と技能を大学病院において実践します。それを通して、大学病院における、歯科技工業務、専門的歯科医療、一般的歯科医療及びチーム医療についての技能・知識を修得し、コミュニケーション能力、医療人としての規範意識とマナー、社会性、協調性及び判断力を身につけます。
- (4) 第3年次及び第4年次に「卒業研究」を履修し、情報収集能力、問題解決能力、研究能力、論理的思考能力及びプレゼンテーション能力を修得し、科学的な探究心と積極性、柔軟性、創造力及び忍耐力を養います。
- (5) バイオデンタル教育と IPE を通じて、科学的探究心に加え、多職種と連携可能な高度な学識と医療技術を養います。

なお、学修の成果は、各科目の成績評価と、各教育プログラムで設定する到達目標への到達度の2つで評価します。

到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について

広島大学では、学生の皆さん一人ひとりに応じたよりきめ細かい学習サポートを実現し、教育の質の向上、社会からの信頼に対応するため、「HiPROSPECTS(R)(到達目標型教育プログラム)」を平成18年度から開始しました。

入学時に示す目標以上の知識や能力を、学生の皆さんが身に付けて卒業できるよう、目標への一人ひとりの到達度を学期ごとにお知らせして、それに応じた学習へのアドバイス等を行います。

高度な研究実績、質の高い教員輩出等で各方面から高い評価を得てきた広島大学の教育が、ますます魅力的になりました。

詳細は、本便覧の「到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS[®]」について」でご確認ください。

ミエル	ツナガル	ツカエル
		
何をどのように学び、 何が身に付くのか 「ミエル」 入学前から広島大学で 何が学べるのか、卒業 時に何が身に付いてい るのか「ミエル」	身に付けた力は将来の自分へ 「ツナガル」 入学前に学んだ授業と大学の 授業、大学で学ぶ授業と授業 がスムーズに「ツナガル」	知識や技能は目指す 未来で「ツカエル」 卒業までに身に付けた 知識や理解、能力や技 能が、就職先や大学院 で「ツカエル」

歯学部各主専攻プログラムについて

※歯学部の場合、入学と同時に主専攻プログラムが決定しています。

詳細は、この学生便覧に掲載している「到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について」及び以下の URL に掲載している入学年度の詳述書で確認してください。

歯学プログラム(歯学科入学生に適用)

https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou/haipuro_sigaku/shigaku

口腔保健学プログラム(口腔健康科学科口腔保健学専攻入学生に適用)

https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou/haipuro_sigaku/koukuuhoken

口腔工学プログラム(口腔健康科学科口腔工学専攻入学生に適用)

https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou/haipuro_sigaku/koukukougaku

Ⅱ 教務・学生生活関係

広島大学学期区分

前期	
期間	区 分
4 月 1 日 ～ 4 月 7 日	春 季 休 業
4 月 8 日 ～ 8 月 10 日	授 業
8 月 11 日 ～ 9 月 30 日	夏 季 休 業
後期	
10 月 1 日 ～ 12 月 25 日	授 業
11 月 5 日	創 立 記 念 日
12 月 26 日 ～ 1 月 5 日	冬 季 休 業
1 月 6 日 ～ 2 月 15 日	授 業
2 月 16 日 ～ 3 月 31 日	学 年 末 休 業

※学期区分は、広島大学通則等に基づく期間であり、実際の学年暦は、「もみじ」→「学びのサポート」
→「学年暦(授業スケジュール)／授業時間割」よりご確認ください。

授業時間

時限	時刻
1	8:45 ～ 9:30
2	9:30 ～ 10:15
3	10:30 ～ 11:15
4	11:15 ～ 12:00
5	12:50 ～ 13:35
6	13:35 ～ 14:20
7	14:35 ～ 15:20
8	15:20 ～ 16:05
9	16:20 ～ 17:05
10	17:05 ～ 17:50

諸手続等について

(1) 諸願・届の手続きについて

① 休学願

病気その他の理由により 3 か月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を学生支援グループ(歯学部担当)に提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付を遡って処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し、早めに願い出てください。1 か月前には休学願を提出してください。

なお、病気等の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

②-1 欠席届(教養教育科目)

広島大学 学生情報の森 もみじ HP の教養教育のサイトをご確認ください。

②-2 欠席又は遅刻の取扱い(専門教育科目)

専門教育科目において、すべての授業に出席することが単位付与の前提となります。

ただし、病気その他のやむを得ない事由により専門教育科目の授業を欠席する(した)場合は、「広島大学歯学部細則に基づく欠席等の取扱い」(71～73 ページを参照)のとおり対応してください。

なお、当該授業科目担当教員へ連絡した場合に、レポート又は補講等の代替措置等により、当該授業科目担当教員の判断で出席扱いされる場合があります。

(注) 次のいずれかに該当する場合は、当該授業科目の試験の受験が認められないことに注意してください。

(1) 所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合を含め、欠席が授業実施時間数の 3 分の 1 を超えた場合

(2) 所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合を除き、シラバス(授業計画)に記載の出席条件を満たさない場合

③-1 追試験受験願(教養教育科目)

病気その他やむを得ない事情により、教養教育科目の期末試験等を受験できなかった場合に、追試験の受験申請を行うことができます。追試験の受験を希望する場合は、「追試験受験願」にその理由を証明する書類(診断書等)を添えて、当該授業科目の試験実施後 1 週間以内に学生支援グループ(歯学部担当)へ申請してください。「追試験受験願」の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

③-2 追試験受験願(専門教育科目)

病気その他の事故で専門教育科目の期末試験等を受験できなかった場合に、追試験の受験申請を行うことができます。追試験の受験を希望する場合は、「広島大学歯学部細則に基づく欠席等の取扱い」(71～73 ページを参照)のとおり対応してください。「追試験受験願」にその理由を証明する書

類(診断書等)を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に学生支援グループ(歯学部担当)へ申請してください。「追試験受験願」が受理された後は、当該授業科目担当教員の指示に従ってください。

④ 復学願

休学期間内に休学の必要がなくなった場合は、復学願を学生支援グループ(歯学部担当)に提出した後、学部長の許可を得て復学することができます。休学理由が解消されたことを示す証明書(病院の場合は医師の診断書)を添付してください。

⑤ 退学願

退学する場合は、退学願を学生支援グループ(歯学部担当)に提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。願い出に際しては、その日付を遡って処理することはできませんので、早めに願い出てください。

⑥ 既修得単位等の認定・外国語技能検定試験等による単位認定の申請等

希望する場合は、学生便覧の各該当ページを参照の上、学生支援グループ(歯学部担当)に問合せってください。

⑦ その他

納入すべき授業料が期日まで納入されない場合は除籍となりますのでご注意ください。

氏名変更(改姓/改名)や旧姓使用を希望する場合は、届を提出してください。詳しくは、学生支援グループ(歯学部担当)に問合せってください。

(2) 各種証明書の交付について

通学証明書、在籍証明書及び社会貢献活動証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援グループ(学生生活・教養担当)に請求してください。

学業成績証明書、在学証明書、卒業見込証明書、健康診断証明書(定期健康診断受診者のみ)及び学割証については、証明書自動発行機(霞キャンパスの場合、医学部基礎・社会医学棟 1階又は歯学部研究棟 C 2階に設置されています。)により取得してください。

なお、在学証明書(卒業日前日まで)、学業成績証明書、卒業・修了見込証明書(卒業日前日まで)、健康診断証明書(和文のみ)及び卒業・修了証明書(卒業日から卒業月末日まで)については、国内のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン[50 音順]のマルチコピー機設置店舗で、有料で受け取ることができます。

(3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、広島大学アクセシビリティセンターで履修の仕方について相談してください。

(4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

Ⅳ 諸規則のページに掲載している「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)」を参照の上、学生支援グループ(歯学部担当)に相談してください。

相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、チューター(指導教員)へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察(110 番)や救急車(119 番)へ通報するとともに、必ず、チューター(指導教員)へ届け出てください。

連絡先: 〒734-8553 広島市南区霞 1 丁目 2-3

広島大学 霞地区運営支援部 学生支援グループ(歯学部担当)

電話: 082-257-5614 ※夜間、休日等の緊急時: 082-257-5716

E-mail: kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp

学生生活注意事項

① 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールーム使用の際には、Ⅲ 教育課程 4 その他の取扱い(歯学科・口腔健康科学科共通)のページに掲載している「広島大学歯学部学生用ロッカー利用規則」を参照の上、次の各項を守ってください。歯学部の学生の場合、2年次から使用可能です。

- (1) ロッカー及び周辺について、常に清潔整頓に心がけてください。
- (2) 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- (3) 貴重品の管理は、十分に留意してください。

② アルバイトについて

アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。

- (1) 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。
- (2) 深夜作業並びに危険をともなうアルバイトは避けてください。
- (3) アルバイトの時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をつくるようにしてください。

③ 諸手続について

- (1) 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援グループ(歯学部担当)にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付は有料となります。
- (2) 学生情報登録シートの連絡先等に変更があった場合は、その都度提出してください。
- (3) 毎年 4～5 月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援グループ(歯学部担当)に届け出てその指示を受けてください。
- (4) 学部内施設を使用するために学部長の許可を受けるときは、学部内施設使用願を 1 か月前までに学生支援グループ(歯学部担当)に提出してください。なお、学部内施設の管理又は警備の任にある係員が、必要に応じ使用中の施設内に出入りすることがあります。
- (5) 学長への願い出、届け出については、広島大学学生生活に関する規則によることとします。
- (6) 霞キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められません。

④ 各クラス役員

自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならない役員は次のとおりです。

学生代表、副代表、試験委員、アルバム委員等

⑤ オフィスアワーについて

講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用してください。

⑥ 父母等が死亡した場合の連絡について

大学在籍中に、父母、配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT 等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー(令和 4 年 12 月 27 日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)又は子が死亡した場合は、学部長名の弔電を発信するため次に掲げる場所に連絡してください。

また、別表の届出を学生支援グループ(歯学部担当)へ提出してください。

(1) 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

霞地区運営支援部学生支援グループ(歯学部担当) 電話:082-257-5614

(2) 月曜日～金曜日 (17:15～ 8:30)

広島大学医学部管理室 電話:082-257-5091

(3) 土曜日、日曜日及び祝日(夏季及び年末年始の休日を含む。)

広島大学医学部管理室 電話:082-257-5091

広島大学歯学部 に在籍する学生の父母，配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー(令和4年12月27日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)又は子が死亡した場合の連絡

年 月 日

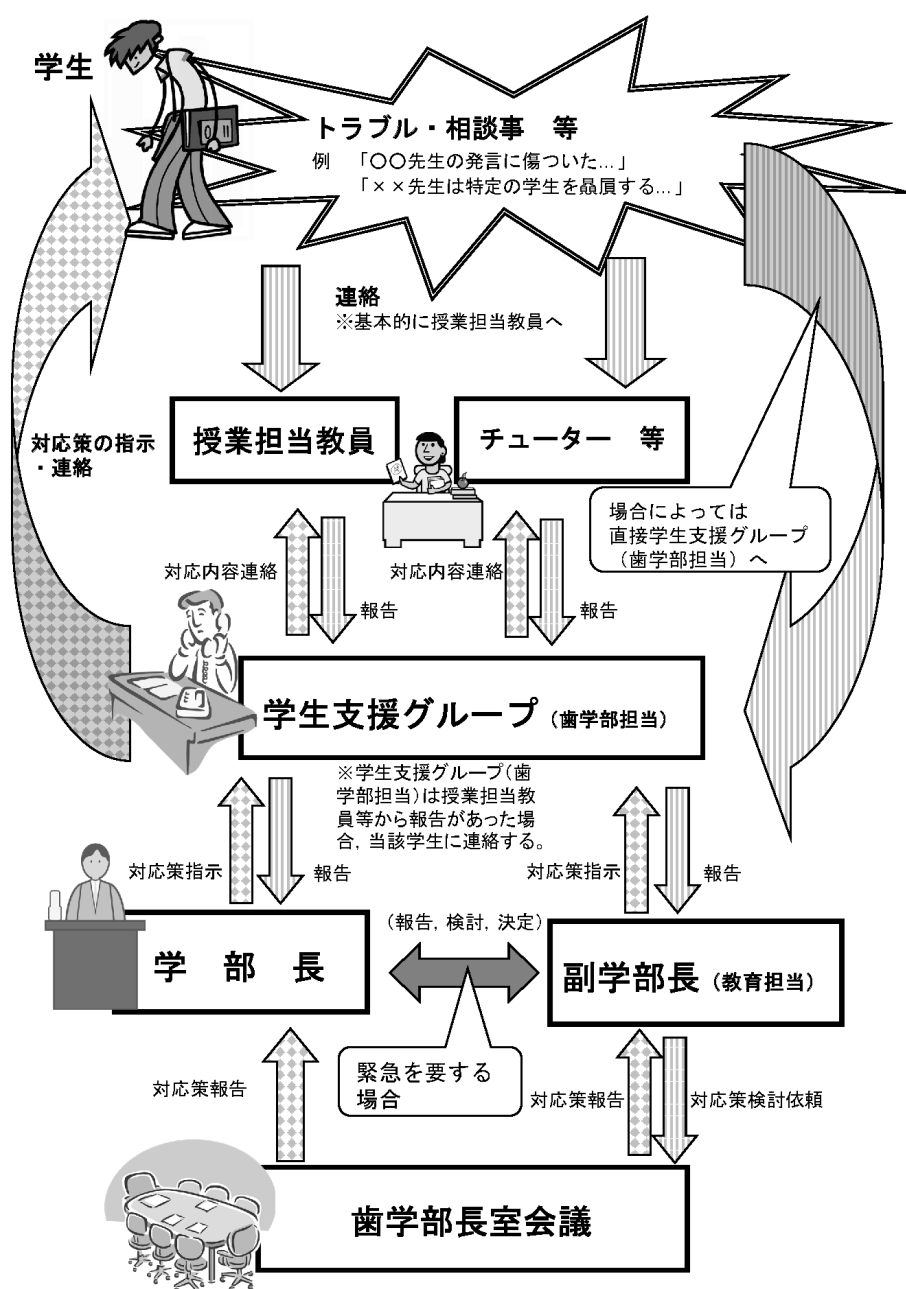
学 生 番 号		
ふ り が な 学 生 氏 名		
ふ り が な 死 亡 者 氏 名		(続柄) (年齢 歳)
死 亡	日 時	年 月 日 () 時 分
	原 因	
葬 儀	日 時	年 月 日 () 時 分
	場 所	TEL — —
	ふ り が な 喪主(続柄)	()
備 考		通夜等の日時

⑦ 授業(講義・実習)に関わるトラブル・相談事等の対応について

本学部の授業(講義・実習)において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等(以下トラブル等といいます)があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接、学生支援グループ(歯学部担当)へ相談することもできます。

学生支援グループ(歯学部担当)は、学部長、副学部長(教育担当)や歯学部長室会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

授業(講義・実習)に関わるトラブル・相談事等の対応について



国家試験について

1 歯科医師法(抄)

第一章 総則

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第三章 試験

第九条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において単に「大学」という。)において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

第四章 業務

第十七条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業(政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

2 歯科医師法施行規則(抄)

第一章 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。)第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の二 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第二章 試験

第十二条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験(以下予備試験という。)を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第十三条 国家試験を受けようとする者は、受験願書(第三号書式)に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十一条第一号に該当する者であるときは、卒業証明書
- 二 法第十一条第二号に該当する者であるときは、予備試験の合格証書の写又は合格証明書及び修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面
- 三 法第十一条第三号に該当する者であるときは、外国の歯科医学校を卒業し又は外国の歯科医師免許を受けたことを証する書面
- 四 写真(出願前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に((シ))の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

第十六条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として一万八千九百円を納めなければならない。

2 予備試験の受験を出願する者は、手数料として七万円(学説試験又は実地試験のみを出願する者は三万五千円)を納めなければならない。

第十七条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第十八条 合格証書を破り、よごし又は失つた者は、合格証明書の交付を出願することができる。

2 前項の規定によつて合格証明書の交付を出願する者は、手数料として二千九百五十円を納めなければならない。

第十九条 手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を願書にはらなければならない。

3 歯科衛生士法(抄)

第一条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

第三条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務(歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第六条第三項及び第八条第一項において「業務」という。)に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

第十条 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十一条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

第十二条の二 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正の行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

第十二条の三 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

4 歯科技工士法(抄)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

第二章 免許

(免許)

第三条 歯科技工士の免許(以下「免許」という。)は、歯科技工士国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与える。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者
- 二 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものの
- 三 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

第三章 試験

(試験の目的)

第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。

(試験の無効等)

第十五条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

Ⅲ 教 育 課 程

1 歯学部細則 (歯学科・口腔健康科学科共通)

○広島大学歯学部細則

(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。), 広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

歯学科

口腔健康科学科

口腔保健学専攻

口腔工学専攻

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 本学部は、歯科医学・医療、口腔保健学、口腔工学に関わる基盤的・融合的教育を行うとともに、豊かな人間性及び科学的探究心を備え、国内・国際社会に貢献できる歯科医療人を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 歯学科は、歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに、歯科医学・医療の発展を国内外で主導する人材を育むための専門教育を実施する。これらによって、科学的探求心、国際性、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

3 口腔健康科学科は、口腔健康科学に基づいた基盤的教育を行うとともに、口腔保健の発展を国内外で主導する人材を育むための専門教育を実施する。

4 各専攻の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻は、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、国際性、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻は、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、国際性、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

(口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第2条の3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻 20人

(2) 口腔工学専攻 20人

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。

歯学プログラム

口腔保健学プログラム

口腔工学プログラム

国際歯学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

4 前2項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。

(履修手続)

第5条 各学期に開講する授業科目及びその授業担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第6条 学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員(原則として主担当教員)(以下「当該授業科目担当教員」という。)の承認を経て、履修を認めることがある。

第8条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第9条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第10条 1年次に卒業要件単位として登録することができる教養教育科目の単位数は、46単位を上限とする。ただし、集中講義の授業科目の単位を除く。

2 前項の規定にかかわらず、1年次前期において20単位以上履修し、GPAが80以上の

学生については前項に定める単位数の上限を超えて登録を認めるものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 11 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第 12 条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日(副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位の認定(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の 6 月 30 日までに学部長に申請しなければならない。

(教育課程の修了)

第 13 条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第 1 及び別表第 2 に規定する単位を修得することによる。

(単位の授与)

第 14 条 授業科目を履修した者には、科目ごとに定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第 15 条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(試験)

第 16 条 試験は、それぞれの授業科目について行う。ただし、授業科目により、レポート、成果物等を試験の成績に代えることができる。

2 試験の方法及び期日については、当該授業科目担当教員が定め、原則として 2 週間前までに発表する。

3 授業実施時間数の 3 分の 2 以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、授業科目ごとに定められたシラバス(授業計画)に出席条件の記載がある場合は、当該

出席条件を満たさなければならない。なお、授業科目（臨床実習を除く。）における所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

- 4 試験当日病気その他の事故で試験を受けることができない者は事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて学部長へ届け出なければならない。
- 5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。
- 6 試験又は追試験を受験した結果、得点が満点の 60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

（成績評価基準の明示及び平均評価点）

第 17 条 授業科目の成績評価基準は、当該授業科目担当教員が定め、シラバス（授業計画）に明示するものとする。

- 2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点（GPA：Grade Point Average）をもって評価する。

平均評価点＝（（秀の単位数×4＋優の単位数×3＋良の単位数×2＋可の単位数×1）／（総登録単位数×4））×100

第 18 条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

- 2 前項の所定の単位数については、別に定める。

（教員免許）

第 19 条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

- 2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

（他の学部の授業科目の履修）

第 20 条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

（副専攻プログラム及び特定プログラムの履修）

第 21 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところにより、履修することができる。

- 2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところにより、履修することができる。

（休学）

第 22 条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

- 第 23 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

- 第 24 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学から本学部へ転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

- 第 25 条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づき、登録プログラムの変更を願い出た者に対する選考の方法は、別に定める。

- 3 第 1 項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部への取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(再入学)

- 第 25 条の 2 通則第 14 条第 3 項の規定に基づき、本学部へ再入学を願い出た者に対する選考の方法は、別に定める。

- 2 本学部へ再入学を願い出るときは、所定の期日までに入学願書に必要書類及び検定料を添えて学部長に提出しなければならない。
- 3 再入学は、学科又は専攻の収容定員に欠員がある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。
- 4 再入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(卒業の要件)

- 第 26 条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第 4 条に規定する修年年限以上在学し、かつ、別表第 1 及び別表第 2 に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(雑則)

- 第 27 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 7 月 28 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前

の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、この細則に規定する授業科目を履修させることができる。

(略)

附 則(令和 5 年 10 月 12 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 6 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 9 月 12 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 4 条第 2 項関係)

歯学部教育課程表(別表第 1)

別表第 2(第 4 条第 3 項関係)

歯学部教育課程表(別表第 2)

歯学部教育課程表(別表第1)

＜歯学科 歯学プログラム＞

区分	科目区分			要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）（注1）						
								1		2				
								1	2	3	4			
基礎教育科目	平 和 科 目			2		2	選択必修			○				
	大学 科目 教育	大 学 教 育 入 門			2	大学教育入門	2	必 修	○					
		教 養 ゼ ミ			2	教養ゼミ	2	必 修	○					
		展 開 ゼ ミ			0	展開ゼミ	1	自由選択	○	○				
	共通科目	領 域 科 目			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必 修	○					
					2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必 修		○				
					4	人文社会科学系科目群から	1又は2	選択必修	○	○				
		外国語科目	英 語	コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必 修 （注2） （注3）	○					
					2	コミュニケーションⅠB	1		○					
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1			○					
					2	コミュニケーションⅡB	1			○				
				2	コミュニケーション演習Ⅰ	1	○							
					2	コミュニケーション演習Ⅱ	1			○				
			初 修 外 国 語 （ドイツ語、フランス語、中国語のうちから1言語選択）			4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修 （注4）	○				
							ベーシック外国語Ⅱ	1		○				
							ベーシック外国語Ⅲ	1			○			
							ベーシック外国語Ⅳ	1			○			
		情 報 ・ データサイエンス科目			2	情報・データ科学入門	2	必 修 （注5）	○					
					2	情報・データサイエンス科目から	2	選択必修		○				
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目			2	健康スポーツ科学	2	選択必修	○	○				
						スポーツ実習A	1		○	○				
						スポーツ実習B	1		○	○				
		社 会 連 携 科 目			0		1又は2	自由選択	○	○				
		基 盤 科 目				10	6	一般化学	2	必 修	○			
	細胞科学							2			○			
	Development of International Collaboration in Medical Science							2	○					
	4					基礎微積分学	2	選択必修	○					
						基礎線形代数学	2			○				
						基礎物理学Ⅰ	2			○				
						初修物理学（注6）	2		○					
						初修生物学（注7）	2		○					
	計				40									

- 注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。
- 注2：要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、シラバスの使用言語欄が「E：英語」の科目の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。詳細は、学生便覧の教養教育の項を参照すること。
- 注3：自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注4：外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注5：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。
- 注6：大学入学共通テストにおいて物理を選択していない者は、「初修物理学」を必修として履修すること。
- 注7：大学入学共通テストにおいて生物を選択していない者は、「初修生物学」を必修として履修すること。

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目区分			要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）（注1）					
								1		2			
								1	2	3	4		
基礎 大学 科目 教育	平 和 科 目			2		2	選択必修			○			
	基礎 大学 科目 教育	大 学 教 育 入 門		2	大学教育入門	2	必 修	○					
		教 養 ゼ ミ		2	教養ゼミ	2	必 修	○					
		展 開 ゼ ミ		0	展開ゼミ	1	自由選択	○	○				
	共通科目 教養教育科目	領 域 科 目			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必 修	○				
					2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必 修		○			
					4	人文社会科学系科目群から（注2）（注3）	1又は2	選択必修	○	○			
		外国語科目	英 語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必 修 （注4） （注5）	○				
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○				
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1		○				
					コミュニケーションⅠB	1	○						
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1			○			
					コミュニケーションⅡB	1			○				
			初 修 外 国 語 （ドイツ語、フランス語、中国語のうちから1言語選択）	4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修 （注6）	○					
					ベーシック外国語Ⅱ	1		○					
		ベーシック外国語Ⅲ			1			○					
		ベーシック外国語Ⅳ			1			○					
		情 報 ・ データサイエンス科目	2	情報・データ科学入門	2	必 修 （注7）	○						
			2	情報・データサイエンス科目から	2	選択必修		○					
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2	健康スポーツ科学	2	選択必修	○	○					
				スポーツ実習A	1		○	○					
				スポーツ実習B	1		○	○					
				スポーツ演習	1		○	○					
		社 会 連 携 科 目	0		1又は2	自由選択	○	○					
	基 盤 科 目	4	医療従事者のための心理学	2	必 修 （注8）		○						
			Development of International Collaboration in Medical Science	2	必 修	○							
		2	初修生物学（注9）	2	選択必修	○							
細胞科学			2			○							
2		初修化学	2	選択必修	○								
		一般化学	2		○								
計				38									

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：情報・データサイエンス科目の選択必修科目のうち2単位を超えて修得した場合は、4単位まで領域科目の人文社会科学系科目群から履修したものとみなす。

注3：養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、領域科目の人文社会科学系科目群から「日本国憲法」2単位を修得すること。

注4：要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、シラバスの使用言語欄が「E：英語」の科目の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。詳細は、学生便覧の教養教育の項を参照すること。

注5：自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注6：外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注7：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注8：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合は、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位（2単位）に算入することができる。

注9：大学入学共通テストにおいて生物を選択していない者は、「初修生物学」を必修として履修すること。

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目区分			要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）（注1）				
								1		2		
								1	2	3	4	
教養教育科目	平 和 科 目			2		2	選択必修			○		
	基 礎 学 科 教 育	大 学 教 育 入 門		2	大学教育入門	2	必 修	○				
		教 養 ゼ ミ		2	教養ゼミ	2	必 修	○				
		展 開 ゼ ミ		0	展開ゼミ	1	自由選択	○	○			
	共 通 科 目	領 域 科 目			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必 修	○			
					2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必 修		○		
					4	人文社会科学系科目群から（注2）	1又は2	選択必修	○	○		
		外 国 語 科 目	英 語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必 修 （注3） （注4）	○			
					2	コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○		
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	○					
				2	コミュニケーションⅠB	1	○					
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1			○			
				2	コミュニケーションⅡB	1			○			
			初 修 外 国 語 （ドイツ語、フランス語、中国語のうちから1言語選択）		4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修 （注5）	○			
						ベーシック外国語Ⅱ	1		○			
						ベーシック外国語Ⅲ	1			○		
						ベーシック外国語Ⅳ	1			○		
		情 報 ・ データサイエンス科目			2	情報・データ科学入門	2	必 修 （注6）	○			
					2	情報・データサイエンス科目から	2	選択必修		○		
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目			2	健康スポーツ科学	2	選択必修	○	○		
						スポーツ実習A	1		○	○		
						スポーツ実習B	1		○	○		
						スポーツ演習	1		○	○		
		社 会 連 携 科 目			0		1又は2	自由選択	○	○		
	基 盤 科 目			2	医療従事者のための心理学	2	必 修 （注7）		○			
				2	Development of International Collaboration in Medical Science	2	必 修	○				
				4	初修生物学（注8）	2	選択必修 （注10）	○				
					細胞科学	2			○			
					一般化学	2		○				
					初修物理学（注9）	2		○				
				基礎物理学Ⅰ	2			○				
				2	基礎微分積分学	2		選択必修	○			
					基礎線形代数学	2			○			
				計			40					

- 注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。
- 注2：情報・データサイエンス科目の選択必修科目のうち2単位を超えて修得した場合は、4単位まで領域科目の人文社会科学系科目群から履修したものとみなす。
- 注3：要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、シラバスの使用言語欄が「E：英語」の科目の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。詳細は、学生便覧の教養教育の項を参照すること。
- 注4：自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注5：外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注6：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。
- 注7：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合は、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位（2単位）に算入することができる。
- 注8：大学入学共通テストにおいて生物を選択していない者は、「初修生物学」を必修として履修すること。
- 注9：大学入学共通テストにおいて物理を選択していない者は、「初修物理学」を必修として履修すること。
- 注10：生物に関する科目群、化学に関する科目群及び物理に関する科目群のうち、2科目群から1科目ずつ履修すること。

歯学部教育課程表（別表第2）

＜歯学科 歯学プログラム＞

科目区分		授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）												備 考
				1		2		3		4		5		6		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
基 幹 科 目	専 門 基 礎 科 目	◎ 医療倫理学	1			1										
		◎ 対人コミュニケーション論	1				1									
		◎ 医療コミュニケーション基礎論	1				1									
		◎ 医療情報処理学	2				2									
		◎ 臨床心理学	1					1								
		◎ チーム医療学	1					1								
		◎ 特別科目	2						2							
		◎ 歯科医療安全学	1							1						
		◎ 災害医療・歯科法医学	1								1					
	生 命 科 学 系 科 目	◎ 解剖学	2	2												
		◎ 局所解剖学Ⅰ	1		1											
		◎ 局所解剖学Ⅱ	1			1										
		◎ 解剖学実習Ⅰ	2			2										
		◎ 解剖学実習Ⅱ	2			2										
		◎ 発生学	2			2										
		◎ 組織学・口腔組織学	2			2										
		◎ 組織学実習Ⅰ	1			1										
		◎ 組織学実習Ⅱ	1			1										
		◎ 歯の形態学	1			1										
		◎ 歯の形態学実習	1			1										
		◎ 人類遺伝学	2			2									医学部教員開講科目	
		◎ 口腔生化学Ⅰ	2			2										
		◎ 口腔生化学Ⅱ	1			1										
		◎ 口腔生化学実習	1				1									
		◎ 口腔生理学Ⅰ	2			2										
		◎ 口腔生理学Ⅱ	2			2										
		◎ 口腔生理学実習	1				1									
		◎ 歯科理工学Ⅰ	1			1										
		◎ 歯科理工学Ⅱ	2			2										
		◎ 歯科理工学実習Ⅰ	1				1									
		◎ 歯科理工学実習Ⅱ	1				1									
		◎ 微生物学Ⅰ	2			2										
		◎ 微生物学Ⅱ	2			2										
		◎ 免疫学	2			2										
		◎ 口腔微生物学・免疫学実習	1				1									
		◎ 歯科薬理学Ⅰ	2			2										
		◎ 歯科薬理学Ⅱ	2			2										
		◎ 薬理学実習	1				1									
		◎ 口腔病理学Ⅰ	2			2										
		◎ 口腔病理学Ⅱ	2			2										
		◎ 口腔病理学実習Ⅰ	1				1									
		◎ 口腔病理学実習Ⅱ	1				1									
		◎ 医科歯科分子生物学	1				1									
		◎ 放射線生物学・放射線健康リスク科学	2				2								医学部教員開講科目	
		◎ 基礎ゲノム医学	2				2									
	医 学 系 科 目	◎ 内科学Ⅰ	2				2								医学部教員開講科目	
		◎ 内科学Ⅱ	2				2								医学部教員開講科目	
		◎ 外科学Ⅰ	2				2								医学部教員開講科目	
		◎ 外科学Ⅱ	1				1								医学部教員開講科目	
		◎ 眼科学	1				1								医学部教員開講科目	
		◎ 耳鼻咽喉科学	1				1								医学部教員開講科目	
		◎ 皮膚科学	1				1								医学部教員開講科目	
		◎ 精神科学	1				1								医学部教員開講科目	
		◎ 小児科学	1				1								医学部教員開講科目	

＜歯学科 歯学プログラム＞

科目区分		授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）												備 考
				1		2		3		4		5		6		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
基 幹 科 目	総 合	◎ 歯科放射線学Ⅰ	1					1								
		◎ 歯科放射線学Ⅱ	2						2							
		◎ 歯科放射線学基礎演習	1						1							
		◎ 診断・検査学	2						2							
		◎ 口腔衛生学	2					2								
		◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅰ	1						1							
		◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅱ	1						1							
		◎ 歯科麻酔学	2						2							
		◎ 歯科麻酔学基礎演習	1						1							
		◎ 歯内療法学Ⅰ	1						1							
		◎ 歯内療法学Ⅱ	1						1							
		◎ 保存修復学Ⅰ	1						1							
	臨 床	◎ 保存修復学Ⅱ	1						1							
		◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅰ	1							1						
		◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅱ	1							1						
		◎ 歯周病学Ⅰ	1						1							
		◎ 歯周病学Ⅱ	2						2							
		◎ 歯周療法学基礎実習Ⅰ	1							1						
		◎ 歯周療法学基礎実習Ⅱ	1							1						
		◎ 顎機能学	2						2							
		◎ 補綴学Ⅰ	1						1							
		◎ 補綴学Ⅱ	2						2							
		◎ 義歯補綴学Ⅰ	2						2							
	系	◎ 義歯補綴学Ⅱ	1						1							
		◎ 口腔インプラント学	2							2						
		◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅰ	1							1						
		◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅱ	1							1						
		◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅰ	1								1					
		◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅱ	1								1					
		◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ	1							1						
		◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ	1							1						
		◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ	1								1					
		◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ	1								1					
		◎ 口腔外科学Ⅰ	2							2						
		◎ 口腔外科学Ⅱ	2							2						
	目	◎ 顎外科学Ⅰ	2							2						
		◎ 顎外科学Ⅱ	2							2						
		◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅰ	1								1					
		◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅱ	1								1					
		◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅲ	1								1					
		◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅳ	1								1					
		◎ 歯科矯正学Ⅰ	2							2						
		◎ 歯科矯正学Ⅱ	2							2						
		◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅰ	1								1					
		◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅱ	1								1					
		◎ 小児歯科学Ⅰ	2							2						
		◎ 小児歯科学Ⅱ	2							2						
目	◎ 小児歯科学基礎実習Ⅰ	1								1						
	◎ 小児歯科学基礎実習Ⅱ	1								1						
	◎ 障害者・有病者歯科学	2							2							
	◎ 成人・高齢者歯科学	2							2							
	◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1							1							
	◎ 歯科臨床解剖学Ⅰ	1								1						
	◎ 歯科臨床解剖学Ⅱ	1								1						
	◎ 歯科臨床解剖学実習Ⅰ	1								1						
	◎ 歯科臨床解剖学実習Ⅱ	1								1						
	◎ 歯科医療行動科学	1								1						
社会 歯学 系	◎ 衛生行政	1			1											
	◎ 衛生学・公衆衛生学	1				1										
	◎ 社会歯科学	1					1									
	◎ 社会福祉学	1						1								
究 歯 科 学 目 研	◎ リサーチスタートアップ	1				1										
	◎ 歯学研究特論Ⅰ	1					1									
	◎ 歯学研究特論Ⅱ	2						2								

科目区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）												備 考
			1		2		3		4		5		6		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
展 開 科 目	◎ 国際歯科学特論	1									1				
	◎ 口腔機能修復学特論	1									1				
	◎ 応用口腔医学特論	1									1				
	◎ 顎口腔医療学特論	1									1				
	◎ 咬合発達育成学特論	1									1				
	◎ 臨床歯科医学総合演習	2									2				
	◎ 総合歯科医療学Ⅰ	1									1				
	◎ 総合歯科医療学Ⅱ	1									1				
	◎ 基礎・臨床総合示説	4									4				
	◎ がんの生物学	1									1				
	◎ 救急集中治療医学	1										1			医学部教員開講科目
	◎ 歯学研究実習Ⅰ	2							2						
	◎ 歯学研究実習Ⅱ	4								4					
	◎ 歯学研究実習Ⅲ	2									2				
	歯学国際演習A	1													奇数セメスターに開講・同一授業科目を重複して単位修得可能
歯学国際演習B	1													偶数セメスターに開講・同一授業科目を重複して単位修得可能	
臨床実習科目	◎ 臨床見学演習・実習Ⅰ	1			1										
	◎ 臨床見学演習・実習Ⅱ	2					2								
	◎ 臨床見学演習・実習Ⅲ	1							1						
	◎ 臨床実習（予備実習含む）	42										42			
			2	6	23	27	26	31	34	23	16	1	0	42	
合 計		231	8		50		57		57		17		42		

歯学プログラム 卒業要件単位数 271 単位

46

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目 区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				1		2		3		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
専 門 基 礎 科 目 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	◎ 解剖学・口腔解剖学	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目 区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）								備 考		
				1		2		3		4				
				1	2	3	4	5	6	7	8			
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	◎ 口腔保健管理学実習Ⅰ	1				1							
		◎ 口腔保健管理学実習Ⅱ	1				1							
		◎ 口腔保健管理学実習Ⅲ	1					1						
		◎ 口腔保健管理学実習Ⅳ	1					1						
		◎ リハビリテーション概論	1						1					
		◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1					1						
		◎ 口腔リハビリテーション学実習	1						1					
		◎ 看護学Ⅰ	1			1								
		◎ 看護学ⅡA	1				1							
		◎ 看護学ⅡB	1				1							
		看護学Ⅲ	2					2						
		看護学演習	1				1							
		基礎看護学臨床実習（養護教諭）	1						1					
		養護概説	2					2						
		健康相談	1						1					
		学校保健演習Ⅰ	1						1					
		学校保健演習Ⅱ	1						1					
		小児科学	1					1						
		精神科学	1					1						
		精神保健学	1					1						
		◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1					1						
		◎ 災害医療・歯科法医学	1						1					
		◎ 口腔保健学臨床・臨地実習	20						5	15				
		口腔保健管理学臨床実習	5							5				
		◎ 卒業研究	3						1	2				
		◎ リサーチスタートアップ	1				1							
				歯学国際演習A	1									奇数セメスターに開講・同一授業科目を重複して単位修得可能
				歯学国際演習B	1									偶数セメスターに開講・同一授業科目を重複して単位修得可能
				3	4	22	21	22	14	0	17			
合 計			103	7		43		36		17				

（注） ◎は必修科目を示す。

口腔保健学プログラム 卒業要件単位数 141単位

教養教育科目

平和科目	2単位
大学教育基礎科目	4単位
共通科目	
領域科目	8単位
外国語科目	
英語	6単位
初修外国語	4単位
情報・データサイエンス科目	4単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	8単位

教養教育科目小計 38単位

専門教育科目

専門基礎科目	32単位
専門科目	71単位

専門教育科目小計 103単位

区分	科目区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）								備 考
				1		2		3		4		
				1	2	3	4	5	6	7	8	
専 門 基 礎 科 目	専 門 基 礎 科 目	◎ 口腔工学入門	1	1								
		◎ 解剖学・口腔解剖学	2	2								
		◎ 歯の形態学	1			1						
		◎ 口腔科学基礎	1			1						
		◎ 組織学・口腔組織学	2			2						
		◎ 口腔解剖学実習Ⅰ	1			1						
		◎ 口腔解剖学実習Ⅱ	1				1					
		◎ 顎口腔機能学	2			2						
		◎ 顎口腔機能学実習	1			1						
		◎ 生理学・口腔生理学	2		2							
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2						
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2						
		◎ 病理学・口腔病理学	2			2						
		◎ 免疫学	1			1						
		◎ 口腔衛生学	2			2						
		◎ 社会歯科学	1				1					
		◎ 総合医科学	2					2				
		教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	◎ 医療倫理学	1			1				
◎ 基礎栄養生化学（食品学を含む。）	2					2						
◎ 外科系歯科学Ⅰ	1							1				
◎ 外科系歯科学Ⅱ	1							1				
◎ 保存系歯科学（歯内療法学）	1						1					
◎ 保存系歯科学（歯周病学）	1						1					
◎ チーム医療学	1							1				
◎ 障害者・有病者歯科学	2							2				
◎ 成人・高齢者歯科学	2							2				
◎ 関係法規（社会保障制度を含む）	1								1			
◎ 歯科医療安全学	1							1				
◎ 医療情報処理学	2						2					
◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1							1				
◎ 歯科材料学	1						1					
◎ 生体材料学	1						1					
◎ 生体材料学実習	1						1					
◎ 応用生体材料学実習	1										1	
◎ 精密鑄造学	2						2					
◎ 精密鑄造学実習	1						1					
◎ CAD／CAMシステム工学	1				1							
◎ 医療システム工学	1							1				
◎ デジタルデンティストリ実習	1								1			
◎ 口腔工学概論Ⅰ	1							1				
◎ 口腔工学概論Ⅱ	1							1				
◎ ME機器学	1						1					
◎ 発達系歯科学（小児歯科学）	1							1				
◎ 発達系歯科学（小児歯科学）基礎実習	1								1			
◎ 発達系歯科学（矯正歯科学）	2							2				
◎ 発達系歯科学（矯正歯科学）基礎実習Ⅰ	1								1			
◎ 発達系歯科学（矯正歯科学）基礎実習Ⅱ	1								1			
◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ	1		1									
◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ	2			2								
◎ 歯冠修復保健工学Ⅲ	1				1							
◎ 歯冠修復保健工学実習（インレー）	1			1								
◎ 歯冠修復保健工学実習（クラウンⅠ）	1				1							
◎ 歯冠修復保健工学実習（クラウンⅡ）	1				1							
◎ 歯冠修復保健工学実習（ブリッジⅠ）	1					1						
◎ 歯冠修復保健工学実習（ブリッジⅡ）	1					1						

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目 区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	履修年次（中段：年次/下段：セメスター）								備 考	
				1		2		3		4			
				1	2	3	4	5	6	7	8		
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	◎ 歯冠修復保健工学実習（前装冠・インプラント上部構造Ⅰ）	1					1					
		◎ 歯冠修復保健工学実習（前装冠・インプラント上部構造Ⅱ）	1					1					
		◎ 歯冠修復保健工学実習	1								1		
		◎ 有床義歯保健工学（全部床義歯）	2		2								
		◎ 有床義歯保健工学（部分床義歯）	2			2							
		◎ 有床義歯保健工学実習（全部床義歯）	2				2						
		◎ 有床義歯保健工学実習（部分床義歯）	2				2						
		◎ 有床義歯保健工学実習（アナプラストロジーⅠ）	1					1					
		◎ 有床義歯保健工学実習（アナプラストロジーⅡ）	1					1					
		◎ 有床義歯保健工学実習（インプラント上部構造）	1						1				
		◎ 有床義歯保健工学実習	1								1		
		◎ 審美歯科学	1				1						
		◎ メディカルデザイン工学実習	1								1		
		◎ オーラルプロセス工学実習	1								1		
		◎ 口腔保健工学臨床の実習	13						1	6	6		
		◎ メディカルデザイン工学Ⅰ	1						1				
		◎ メディカルデザイン工学Ⅱ	1						1				
		◎ 災害医療・歯科法医学	1						1				
		◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1						1				
		◎ 卒業研究	9							6	2	1	
		夏季特別実習	1						1				
		◎ リサーチスタートアップ	1				1						
			歯学国際演習A	1									奇数セメスターに開講・同一授業科目を重複して単位修得可能
			歯学国際演習B	1									偶数セメスターに開講・同一授業科目を重複して単位修得可能
合 計			111	3	6	27	17	22	16	8	12		
				9		44		38		20			

（注） ◎は必修科目を示す。

口腔工学プログラム 卒業要件単位数 151単位

教養教育科目

平和科目	2単位
大学教育基礎科目	4単位
共通科目	
領域科目	8単位
外国語科目	
英語	6単位
初修外国語	4単位
情報・データサイエンス科目	4単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	10単位

教養教育科目小計 40単位

専門教育科目

専門基礎科目	24単位
専門科目	87単位

専門教育科目小計 111単位

Ⅲ 教 育 課 程

2 歯学科関係の取扱い

○広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

(平成 17 年 3 月 20 日学部長決裁)

第 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 18 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 第 1 年次の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則別表第 1(以下「別表第 1」という。)及び広島大学歯学部細則別表第 2(以下「別表第 2」という。)で定める卒業要件単位のうち、第 1 年次に次の単位を修得しなければ、第 2 年次の授業科目を履修することができない。

大学教育基礎科目

教養ゼミ 2 単位

共通科目

外国語科目 7 単位(コミュニケーション演習は含まない。)

領域科目、情報・データサイエンス科目及び健康スポーツ科目 4 単位

基盤科目

必修科目 6 単位

選択必修科目 4 単位

専門教育科目

解剖学 2 単位

局所解剖学Ⅰ 1 単位

局所解剖学Ⅱ 1 単位

解剖学実習Ⅰ 2 単位

解剖学実習Ⅱ 2 単位

第 3 第 2 年次から第 6 年次の授業科目の履修及び進級について

別表第 2 で定める卒業要件単位のうち、各年次で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合は、次年次の授業科目を履修することができず、進級も認められない。

第 4 特別試験について

(1) 第 1 年次から第 4 年次で修得すべき授業科目の不足数が 4 科目以内で、当該授業科目を履修し科目試験の受験資格を得た者が不合格となった場合に、別表第 2 で定める展開科目のすべての授業科目、自由選択科目及び備考記載の医学部教員開講科目を除き、学年末に特別試験を行うことがある。

(2) 特別試験の成績評価は、可又は不可とする。

第 5 特例による進級について

(1) 第 2 及び第 3 の規定にかかわらず、第 4 第 1 号に定める授業科目で不合格となった授業科目が 1 科目の者は、特例による進級(以下「仮進級」という。)を認めるものとする。

- (2) 前号の科目については、仮進級した学年において修得しなければならない。
- (3) 第1号の科目の成績評価の方法等については当該科目の主担当教員の指導に従うこととする。成績評価は可又は不可とし、原則として仮進級学年の開設セメスターの成績とするが、第4年次第8セメスターの授業科目の成績評価は第5年次の8月までに行うものとする。
- (4) 第1号の科目は、仮進級学年の特別試験の対象科目数に含めない。
- (5) 仮進級した学生の学籍は、仮進級学年とする。
- (6) 仮進級した学生が第1号の科目の単位を修得できなかった場合は、第1号の規定にかかわらず次の学年への進級を認めず、仮進級学年において原則として再履修（やむを得ない理由により主担当教員の指導による場合は第3号の規定を準用する。）により修得することとし、再履修した場合の成績評価は秀、優、良、可及び不可の5段階とする。

第6 臨床実習及び第5年次第10セメスターの授業科目の履修について

第5年次第9セメスターまでに、以下の(1)から(3)の条件をすべて満たさない場合は、臨床実習及び第5年次第10セメスターの授業科目を履修することができない。

- (1) 別表第1で定める卒業要件単位のうち、すべての修得すべき授業科目の単位を修得すること。
- (2) 別表第2で定める卒業要件単位のうち、第5年次第9セメスターまでのすべての修得すべき授業科目の単位を修得すること。
- (3) 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）が実施する歯学生共用試験 CBT 及び同 OSCE において、当該受験年度の機構が定める到達基準にいずれも達していること。

第7 外国語技能検定試験等による単位認定の特例について

第5年次第9セメスターまでの進級判定会議（教授会）に各年次又はセメスターで修得すべき授業科目のうち別表第1の英語の単位が未修得であるが外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについてに基づく申請が次の履修手続期間に行える見込みの場合は、当該進級判定会議（教授会）までに所定の書類を歯学部提出した際に、当該授業科目の単位を修得見込みとみなし、条件付き進級を認める場合がある。

附 則

- 1 この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年以前に入学した学生については、この取扱いの規定にかかわらず、広島大学歯学部教育課程の履修方法についてによる。

(略)

附 則(令和 6.3.6 一部改正)

- 1 この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の履修方法については、この取り扱いによる改正後の広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について(第 6 及び第 7 に係る部分を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ(平成 29 年 9 月 14 日学部長決裁)及び広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ(平成 29 年 9 月 14 日学部長決裁)は、廃止する。ただし、令和 6 年度に歯学生共用試験 CBT(以下、「CBT」という。)を受験する者のうち、授業科目の合格基準には達していたが令和 5 年度の CBT 不合格のため総合歯科医療学又は総合歯科医療学Ⅲの単位が与えられていないものについては、令和 6 年度の CBT の結果にかかわらず、令和 6 年 8 月の進級判定会議(教授会)時に、当該科目の単位を与える。

○広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 27 条の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
 - (1) 大学教育基礎科目 0 単位
 - (2) 共通科目
 - 領域科目 8 単位以内
 - 外国語科目 10 単位以内
 - 英語 6 単位以内
 - 初修外国語 4 単位以内
 - 情報・データサイエンス科目 4 単位以内
 - 健康スポーツ科目 2 単位以内
 - (3) 基盤科目 10 単位以内
 - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年以前に入学した学生については、この取扱いの規定にかかわらず、広島大学既修得単位などの認定に関する細則の歯学部における取り扱いについてによる。

附 則(平成 18.3.20 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 6.3.6 一部改正)

この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○講座配属制のマッチング方法と学生発表会について

平成 31 年 3 月 19 日

歯学部教授会承認

歯学科コース制は、平成 30 年度まで「最先端歯学研究コース」と「臨床歯科医学コース」の 2 コース選択となっていました。研究教育のさらなる充実化のため平成 31 年度から新しいシステムになります。

これまでは「最先端歯学研究コース」と「臨床歯科医学コース」に分かれた上で、さらに基礎系研究室、臨床系研究室のうち 1 つに配属されていましたが、新システムでは 2 コース選択とせず、最初から全研究室のうちいずれか 1 つに所属します。これにより、配属研究室の選択が簡略化されるとともに、1 つの研究室で一貫した研究を行えるようになります。

従来、「臨床歯科医学コース」のみで行われていた臨床歯科医学総合演習及び各種特論は、全員を対象に行います。一方、「臨床歯科医学コース」の各演習・実習科目は、配属された研究室でそれぞれ特徴のある教育として受けていただくこととなります。

1 講座配属制のマッチング方法について

- (1) 歯学研究特論Ⅰ(3 年次第 1 ターム)及び歯学研究特論Ⅱ(3 年次第 2 ターム)で制度の説明及び全研究室の講義を行う。
- (2) 各研究室は受入れ可能最大人数及び国際歯学コース学生の受入れ可能な人数を学生支援グループへ提出する(原則として最少 1 名とする)。その後、歯学部長室会議、歯学部教授会の順に承認を受ける。
- (3) 学生支援グループは歯学科 3 年次生に受入れ人数を提示し、講座配属希望調査を依頼する。学生による研究室の受入れ可能最大人数の変更希望は認めない。
- (4) 学生は候補となるすべての研究室について配属希望の順位付けを行い、学年代表が取りまとめて学生支援グループに提出する。歯学部長室会議は、各研究室の受け入れ人数が原則として 1 名以上となるように調整を行い、学生の希望と GPA を用いて受入れ研究室の案を作成し、歯学部教授会の承認を受ける。

2 学生発表会について

- (1) ポスター発表で行う。
- (2) 1 グループ 1 人以上で発表する。
- (3) 学生が運営を担う。

附 則

この取り扱いは、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（令和 3.2.9 一部改正）

この取り扱いは，令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（令和 5.3.6 一部改正）

この取り扱いは，令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（令和 7.3.7 一部改正）

1 この取り扱いは，令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

2 1(4)の規定の改正については，令和 9 年度以降に第 3 学年に属する学生について適用する。

○広島大学歯学部 歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC PX)に関する申合せ

令和3年3月4日
学部長決裁

第1 この申合せは、本学部の歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC PX)(以下「Post-CC PX」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 Post-CC PX の臨床実施試験 (CPX) 又は一斉技能試験 (CSX) が不合格の者に対し、それぞれ再試験を行う。

第3 Post-CC PX の臨床実施試験 (CPX) において、臨床実習終了時に不十分と判定された項目が残っている者には、臨床実習の単位を与えない。

第4 Post-CC PX の一斉技能試験 (CSX) において、臨床実習終了時に不合格の者には、臨床実習の単位を与えない。

附 則

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 広島大学歯学部 歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC OSCE)に関する申合せ(令和元年12月12日学部長決裁)は、廃止する。

Ⅲ 教 育 課 程

3 口腔健康科学科の取扱い

○広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

第 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁）第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 第 2 年次の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表別表第 1（以下「別表第 1」という。）及び広島大学歯学部細則教育課程表別表第 2（以下「別表第 2」という。）に定める修得すべき授業科目のうち、第 1 年次で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合は、第 2 年次の授業科目を履修することができない。

ただし、別表第 1 及び別表第 2 に定める科目の不合格科目の合計が 3 科目以内の単位未修得者については、第 2 年次の授業科目の履修を許可することがある。

第 3 第 3 年次の授業科目の履修について

別表第 1 及び別表第 2 で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 2 年次末で未修得の者は、第 3 年次の授業科目を履修することができない。ただし、別表第 1 及び別表第 2 に定める科目の不合格科目の合計が 3 科目以内の単位未修得者については、第 3 年次の授業科目の履修を許可することがある。

第 4 口腔保健衛生学臨床・臨地実習又は口腔保健工学臨床的実習の履修について

別表第 1 及び別表第 2 で定める修得すべき授業科目のうち、第 3 年次の第 5 セメスターまでに所定の単位を未修得の者は、第 6 セメスターから始まる口腔保健衛生学臨床・臨地実習又は口腔保健工学臨床的実習を履修することができない。

第 5 第 4 年次の履修について

別表第 2 に定める修得すべき授業科目のうち、第 3 年次の第 6 セメスターまでに所定の単位を未修得の者は、第 4 年次の口腔保健衛生学臨床・臨地実習又は口腔保健工学臨床的実習を履修することができない。

第 6 口腔保健学専攻における養護教諭一種免許取得に必要な授業科目の履修について

(1) 口腔保健学専攻の学生は、別表第 2 の必修科目に加えて、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」（以下「養護教諭一種履修科目」という。）に定める授業科目を修得することにより、養護教諭一種免許を取得することができる。

(2) 第 6 セメスター以降の履修について

① 第 5 セメスター終了時点での通算 GPA が原則として 55 未満又は別表第 1、別表第 2 及び養護教諭一種履修科目に定める養護に関する科目の単位を未修得の者は、養護教諭一種履修科目に定める第 6 セメスター以降の次の授業科目を履修することができない。

・学校保健演習 I

- ・学校保健演習Ⅱ
- ・健康相談
- ・基礎看護学臨床実習（養護教諭）

② 養護教諭一種履修科目のうち第6セメスターまでに履修すべき単位を未修得の者は、第7セメスターの養護実習及び養護実習指導論を履修することができない。

③ 養護教諭一種履修科目のうち第7セメスターまでに履修すべき単位を未修得の者は、第8セメスターの教職実践演習（養護教諭）を履修することができない。

第7 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員（兼担教員を含む。）の指導に従うものとする。

第8 特別試験について

第2及び第3により次年次の授業科目の履修を許可した場合、別表第2の授業科目のうち当該不合格科目について、学期末に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。

なお、第5セメスターの科目については、特別試験を行わない。

また、各授業科目の特別試験は原則として年1回のみ実施する。

第9 外国語技能検定試験等による単位認定の特例について

第2から第4の進級判定会議（教授会）までに各年次又はセメスターで修得すべき授業科目のうち別表第1の英語の単位が未修得であるが外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについてに基づく申請が次の履修手続期間に行える見込みの場合は、当該進級判定会議（教授会）までに所定の書類を歯学部提出した際に、当該授業科目の単位を修得見込みとみなし、条件付き進級を認める場合がある。

附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

（略）

附 則（令和6.3.6 一部改正）

- 1 この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生の履修方法（第9に係る部分を除く。）及び別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」については、この改正後の広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法についての規定にかかわらず、なお従前の例による。

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目の区分			科目名	合計必要単位数	履修年次	履修セメスター	履修登録の必要(注1)	備考
教育職員免許法施行規則第六十六の六に定める科目	日本国憲法		日本国憲法	2	1	1～2	○	教養教育科目の領域科目。
	体育		健康スポーツ科学	2	1	1～2	○	いずれかの科目を履修し、2単位以上修得すること。
			スポーツ実習A					
			スポーツ実習B					
			スポーツ演習					
	外国語コミュニケーション		コミュニケーションIA	2	1	1	×	教員免許取得に際しては2単位で足りるが、口腔保健学専攻を卒業するためには、すべての単位を修得する必要がある。
			コミュニケーションIB			2		
			コミュニケーションIIA					
			コミュニケーションIIB					
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	情報・データ科学入門	2	1	1	×	いずれかの科目を履修し、2単位以上修得すること。
情報機器の操作		コンピュータ・プログラミング	1			○		
合計単位数				8				
教育の基礎的理解に関する科目 科目及び徳、生徒、総合的な学習の時間等に関する内容	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育の思想と原理	2	1～3	1～6	○	偶数年度(西暦)開講

**養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)**

科目の区分		科目名	合計必要単位数	履修年次	履修セメスター	履修登録の必要(注1)	備考
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	口腔衛生学	2	2	3	×	
		衛生学・口腔衛生学実習	1	2	4	×	(注2)
		社会歯科学	1	2	4	×	(注2)
		衛生行政	1	2	3	×	
		衛生学・公衆衛生学	1	2	4	×	
	学校保健	学校保健演習Ⅰ	1	3	6	○	
		学校保健演習Ⅱ	1	3	6	○	
		スポーツ歯科・顎関節症保健学	1	3	5	×	
	養護概説	養護概説	2	3	5	○	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	臨床心理学	1	3	5	×	
		健康相談	1	3	6	○	
	栄養学(食品学を含む。)	基礎栄養生化学(食品学を含む。)	2	2	3	×	
	解剖学・生理学	解剖学・口腔解剖学	2	1	1	×	
		歯の形態学	1	2	3	×	(注2)
		口腔科学基礎	1	2	3	×	(注2)
		生理学・口腔生理学	2	1	2	×	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	病理学・口腔病理学	2	2	3	×	(注2)
		薬理学・歯科薬理学	2	2	3	×	
		微生物学・口腔微生物学	2	2	3	×	
		免疫学	1	2	3	×	
	精神保健	精神科学	1	3	5	○	
		精神保健学	1	3	5	○	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	総合医科学	2	3	6	×	
		看護学Ⅰ	1	2	3	×	
		看護学ⅡA	1	2	4	×	
		看護学ⅡB	1	2	4	×	
		看護学Ⅲ	2	3	5	○	
		看護学演習	1	2	4	○	
		基礎看護学臨床実習(養護教諭)	1	3	6	○	
		小児科学	1	3	5	○	
合計単位数			40				

(注1)※「履修登録の必要性」欄の○は学生自身で履修登録が必要であることを、×は必要ないことを表す
(×の科目は口腔保健学専攻の必修科目であり、履修登録を大学で行うため)。

ただし×の科目であっても、再履修の場合は学生自身による履修登録が必要である。

(注2) 教員の免許状取得科目のための選択科目であるが、口腔保健学専攻を卒業するためには単位を修得する必要がある。

○広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 27 条の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
 - (1) 大学教育基礎科目 0 単位
 - (2) 共通科目
 - 領域科目
 - 口腔保健学プログラム 8 単位以内
 - 口腔工学プログラム 2 単位以内
 - 外国語科目 10 単位以内
 - 英語 6 単位以内
 - 初修外国語 4 単位以内
 - 情報・データサイエンス科目 4 単位以内
 - 健康スポーツ科目 2 単位以内
 - (3) 基盤科目
 - 口腔保健学プログラム 8 単位以内
 - 口腔工学プログラム 10 単位以内
 - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

附 則

この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 6.3.6 一部改正)

この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅲ 教 育 課 程

4 その他の取扱い (歯学科・口腔健康科学科共通)

第 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)(以下「細則」という。)第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、広島大学歯学部における欠席等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 専門教育科目において、すべての授業に出席することを単位付与の前提とする。

第 3 細則第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、当該授業科目の試験の受験を認めない。

(1) 所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合を含め、欠席が授業実施時間数の 3 分の 1 を超えた場合

(2) 所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合を除き、シラバス(授業計画)に記載の出席条件を満たさない場合

第 4 第 3 各号の所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、別表第 1 のとおりとする。

第 5 専門教育科目において、遅刻及び早退は認めない。授業開始から 30 分以上経過して出席した場合は、別表第 1 の事項に準ずる場合を除き、欠席として取り扱う。

第 6 第 4 又は第 5 に基づき、学生が授業の欠席又は遅刻を連絡する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) シラバス又は LMS などを確認し、当該授業科目の授業実施後 1 週間以内に、当該授業科目担当教員(原則として主担当教員)(以下「当該授業科目担当教員」という。)へ電子メール又は指定された方法により連絡する。

(2) 別表第 1 に定める書類を用意し、当該授業科目担当教員に提示が求められた際には提示する。

第 7 第 6 により連絡した場合に、レポート又は補講等の代替措置等により、当該授業科目担当教員の判断で出席扱いとすることができる。

第 8 細則第 16 条第 4 項の規定に基づき、試験当日病気その他の事故で試験を受けることができない者と認められる場合は、別表第 2 のとおりとする。

第 9 第 8 に基づき、学生が試験の欠席又は遅刻を連絡する場合の取扱いは、次のとおりとする。

当該授業科目担当教員へ第 6 第 1 号の方法により欠席又は遅刻した旨を速やかに連絡すると共に、所定の追試験受験願と別表第 2 の学部長に届出が必要な書類を添えて、当該授業科目の試験実施後 1 週間以内に霞地区運営支援部学生支援グループ(歯学部担当)へ提出する。

第 10 この取扱いにより難しい場合は、歯学部長室会議において処理する。

附 則

1 この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度入学生から適用する。

2 学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて(平成 19 年 6 月 14 日学部長決裁)及び学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて(平成 19 年 7 月 12 日学部長決裁)は、令和 6 年度以降の入学生には適用しない。

別表第1(授業科目(臨床実習を除く。))における所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合)

番号	事項	当該授業科目担当教員に求められた際に提示が必要な書類
(1)	配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを指してー(令和4年12月27日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)又は3親等内の親族の死亡による忌引の場合	「会葬礼状」等通夜、葬儀の日程がわかるもの又は当該親族等が亡くなったことがわかる書類 (具体的な親族及び日数は、別表第3のとおり。)
(2)	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合	医療機関発行の診断書、治癒証明書等の写し又は処方された薬の薬袋等で当該感染症の名称等が判断できる書類
(3)	交通事故、災害又は交通機関の運休等により通学が困難な場合	事故証明書又は事故の事実がわかる書類、罹災証明書又は災害の事実がわかる書類、公共交通機関が発行する遅延又は運休等の事実が確認できる書類
(4)	その他、当該授業科目担当教員がやむを得ない事由と認める場合	
	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの呼出状及び出頭証明書の写しなど
	検察審査会の審査員又は補充員に選任された場合	検察審査会事務局からの招集状の写しなど
	証人や参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合	内容や期間を証明する書類など
	病気やけがで授業への出席が困難な場合	医療機関発行の診断書、治癒証明書等の写し、処方された薬の薬袋等又は医療機関等を受診・薬を処方された際の領収書など
	学会に参加する場合(筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限る。)	内容や期間を証明する書類など
	ボランティア活動に参加する場合(文部科学省等から通知があるものに限る。)	内容や期間を証明する書類など
	本人の責によらない事由で欠席する場合	内容や期間がわかる書類など

別表第2(試験当日病気その他の事故で試験を受けることができない者と認められる場合)

番号	事項	学部長に届出が必要な書類
(1)	配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー(令和4年12月27日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)又は3親等内の親族の死亡による忌引の場合	「会葬礼状」等通夜、葬儀の日程がわかるもの又は当該親族等が亡くなったことがわかる書類 (具体的な親族及び日数は、別表第3のとおり。)
(2)	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合	医療機関発行の診断書
(3)	交通事故、災害又は交通機関の運休等により通学が困難な場合	事故証明書又は事故の事実がわかる書類、罹災証明書又は災害の事実がわかる書類、公共交通機関が発行する遅延又は運休等の事実が確認できる書類
(4)	その他、当該授業科目担当教員がやむを得ない事由と認める場合	
	病気やけがで授業への出席が困難な場合	医療機関発行の診断書
	本人の責によらない事由で欠席する場合	内容や期間がわかる書類など

別表第3(忌引の場合の取扱い)

それぞれに掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間(休日及び振替日を含む。)

親族	日数
配偶者(パートナーを含む。)	7日
父母	
子	
祖父母	3日(代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者(パートナーを含む。)の父母	3日(生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者(パートナーを含む。)の子	1日(生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者(パートナーを含む。)の祖父母	1日(生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者(パートナーを含む。)の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
その他	

○広島大学歯学部細則に基づく追試験，再試験及び特別試験の取扱い

平成 19 年 1 月 11 日

学部長決裁

第 1 この取扱いは，広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁）第 16 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき，広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 追試験について

追試験の受験回数は 1 回とし，広島大学歯学部細則に基づく欠席等の取扱い第 9 に基づく手続を行うこと。手続があったものに対しては，追試験を行うことがある。追試験が認められた場合，当該授業科目担当教員（原則として主担当教員）（以下「当該授業科目担当教員」という。）がその方法及び期日（ただし，次のセメスター開始まで）について定め，実施するものとする。

なお，追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は，秀，優，良，可及び不可の 5 段階とする。

第 3 再試験について

再試験の受験回数は原則として 1 回とし，当該授業科目担当教員がその方法及び期日について定め，成績確定日までに行うものとする。

なお，再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は，可及び不可の 2 段階とする。

第 4 再試験及び追試験に対する追試験について

再試験及び追試験に対する追試験は行わない。

ただし，再試験及び追試験実施日に，広島大学歯学部細則に基づく欠席等の取扱い第 9 に基づく事態が生じた場合は認めることがある（実施手続は第 2 及び第 3 に準ずる。）。)

第 5 試験期間について

試験(定期試験)は，次の期間に行う。

原則として，授業最終日の翌週まで

追試験・再試験は，次の期間に行う。

前期：原則として，8 月の成績確定日まで

後期：原則として，2 月の成績確定日まで

第 6 特別試験について

広島大学歯学部在籍学生（科目等履修生及び国際歯学コースに在籍していない特別聴講学生を除く。）が広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合は，特別試験を行う。

歯学科においては，原則として 3 月の成績確定日までに行う。ただし，仮進級した学生の第 4 年次第 8 セメスターの授業科目の成績評価は第 5 年次の 8 月の成績確定日までに行う。

口腔健康科学科においては、第2年次、第3年次の原則として8月の成績確定日までに行う。

特別試験の実施については、当該授業科目担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

附 則

- 1 この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生についてもこの取扱いを適用する。ただし、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、優、良、可及び不可の4段階とする。また、再試験の受験回数については定めない。

附 則(平成20.9.11 一部改正)

この取扱いは、平成20年10月1日から施行する。

(略)

附 則(令和6.3.6 一部改正)

- 1 この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生の取扱いについては、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱いの規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 試験期日について

- (1) 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行うことができる。
- (2) 試験開始 1 週間前までに告示を行う。

2 試験の実施方法について

- (1) 試験は、授業の実施方法に応じ、対面又はオンラインのいずれかの方法により行う。
- (2) オンラインで実施する場合は、インターネット環境等により受験者間に不公平が生じることのないように留意する。

3 対面による試験について

[A] 試験実施について

- (1) 受験にあたっては学生証を机上に置かせる。なお、学生証を持参していない場合は、学生支援グループで受験証明書を発行する。
- (2) 受験に必要なもの以外は、机上に置かないよう指示する。
- (3) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行う。
- (4) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した場合は、受験を認めない。
- (5) 試験開始後 30 分経過するまでは、退室を許可しない。

[B] 試験監督者について

- (1) 受験者 50 名までは、原則として当該授業科目の担当教員が監督を行う。
- (2) 受験者 50 名を超える場合には、原則として受験者 50 名につき補助監督者 1 名を増やす。

[C] 不正行為について

- (1) 当該試験監督者は、試験中に不正行為を発見した場合には、答案用紙及び証拠物件を取り上げ、当該学生にその試験終了後に、学生支援グループに出頭するよう申し渡して退室させる。その際に、出頭しない場合には不利益を受けることがある旨を伝える。
- (2) 当該試験監督者は、試験終了後、当該学生との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。なお、当該試験監督者が当該授業科目の担当教員でない場合、当該授業科目の担当教員は必ずこの確認作業に加わる。
- (3) 上記以外で不正行為を発見した場合には、当該授業科目の担当教員は、副学部長等立ち会いの上、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。
- (4) 当該試験監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の態様・時間及び監督者の取った措置等を作成（以下「確認書」という。）し、当該受験者に確認させた上で署名させる。
- (5) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部長へ報告する。
- (6) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、期末試験等における不正行為の取扱いについて(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により取り扱う。

4 オンラインによる試験について

[A] 試験実施について

- (1) 試験実施にあたっては、本人確認の意味も含め、学生 ID を用いてログインするツールを使用することが望ましい。
- (2) 試験開始前に、受験者の周囲に人がいないことを確認させる。
- (3) 受験に必要なもの以外は、受験者の周囲に置かないよう指示する。
- (4) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行う。
- (5) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した者については、受験を認めない。

[B] 試験監督者について

- (1) 原則として当該授業科目の担当教員が監督する。
- (2) 当該授業科目の担当教員は、必要に応じて、補助監督者を 1 名以上置くことができる。

[C] 不正行為について

- (1) 答案の採点中に不正行為を発見した場合には、当該授業科目の担当教員は、副学部長等立ち会いの上、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。
- (2) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部長へ報告するものとする。
- (3) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、期末試験等における不正行為の取扱いについて(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により取り扱う。

附 則(平成 20.9.11 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 2.6.16 一部改正)

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

平成23年4月1日

副学長（教育・研究担当）決裁

対象学部・学科		夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯に開設する授業科目	備 考
		外国語科目	外国語科目以外の 教養教育科目		
歯学部	全 学 科 1 年次生	不可	不可	可	
	全 学 科 2 年次生以上	可	可	可	

（注 1）可は、当該科目を受講できることを示す。

（注 2）転学部生については、2 年次生と同じ扱いとする。

（注 3）学生への指示（ガイダンス）は当該学部で行う。

（注 4）平成 28 年度から適用する。

放送大学との単位互換について(申合せ)

平成 21 年 3 月 19 日

学部長決裁

歯学部が、放送大学で履修した授業科目及び履修した単位を以下のとおり取り扱う。

1 履修できる授業科目の範囲について

放送大学で開講されるすべての授業科目の履修を認める。

2 認定単位数について

放送大学で履修した単位は外国語科目の英語を除き本学部教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合に、認定できる単位数は「広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い」又は「広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い」を準用する。

なお、単位認定の申請は随時可能とする。

3 外国語科目の読替について

放送大学で外国語科目を履修した場合は、別表のとおり認定する。

別表

放送大学	単位数	広島大学	単位数
ドイツ語Ⅰ	2	(平成 30 年度以前入学生) ベーシックドイツ語Ⅰ	1
		(平成 31 年度以降入学生) ベーシックドイツ語Ⅰ又はⅡ	1
ドイツ語Ⅱ	2	(平成 30 年度以前入学生) ベーシックドイツ語Ⅱ	1
		(平成 31 年度以降入学生) ベーシックドイツ語Ⅲ又はⅣ	1
フランス語Ⅰ	2	(平成 30 年度以前入学生) ベーシックフランス語Ⅰ	1
		(平成 31 年度以降入学生) ベーシックフランス語Ⅰ又はⅡ	1
フランス語Ⅱ	2	(平成 30 年度以前入学生) ベーシックフランス語Ⅱ	1
		(平成 31 年度以降入学生) ベーシックフランス語Ⅲ又はⅣ	1
中国語Ⅰ	2	(平成 30 年度以前入学生) ベーシック中国語Ⅰ	1
		(平成 31 年度以降入学生) ベーシック中国語Ⅰ又はⅡ	1
中国語Ⅱ	2	(平成 30 年度以前入学生) ベーシック中国語Ⅱ	1
		(平成 31 年度以降入学生) ベーシック中国語Ⅲ又はⅣ	1

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 6.3.6 一部改正)

この申合せは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

(平成 12 年 9 月 14 日広島大学歯学部制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学(私費の場合も含む。)した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第 2 条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手続)

第 3 条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後 1 か月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

(単位の認定)

第 4 条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4 単位までとする。

(研修の総時間数)

第 5 条 研修の総時間数は、最低 30 時間を満たさなくてはならない。

附 則

この内規は、平成 12 年 9 月 14 日から施行する。

広島大学歯学部における感染症対策について

令和4年9月8日

学部長決裁

(1) ワクチンについて

学生は、感染症対策として学部長が指定する期日までにB型肝炎、麻疹、風疹、ムンプス、水痘について、抗体の有無を確認しなければならない。

検査の結果、抗体価が基準を下回っている者については、医療機関において、必要なワクチン接種を行い、接種証明書を学生支援グループ(歯学部担当)へ提出すること(B型肝炎ワクチンについては、1年次に本学保健管理センターで接種(有料)することができ、この場合は接種証明書の提出は不要)。

医学的理由でワクチンを受けることができない場合は、理由を記載した医療機関発行の証明書を添えて学生支援グループ(歯学部担当)に提出すること。

ワクチン接種後の確認の検査でなお抗体価が基準を下回っていた場合には、再度ワクチン接種を行うことを推奨する。

(2) 健康診断及びレントゲン撮影について

学生は、本学保健管理センターで年1回実施する健康診断とレントゲン撮影による結核の有無等の診断を受けなければならない。保健管理センターで受診できない者については、学外の医療機関で健康診断及び胸部レントゲン撮影を受け、結果の写しを保健管理センターまで提出すること。

(3) 臨床実習(予備実習を含む。)(以下「臨床実習」という。)の受講について

歯学科5年次又は口腔健康科学科3年次については、臨床実習開始の前日までに(1)及び当該年度の(2)を終了していない者については、臨床実習の履修を認めない。

附 則

- 1 この取扱いは、令和4年9月8日から施行する。
- 2 令和4年度の歯学科5年次又は口腔健康科学科3年次については、この取り扱いにかかわらず、臨床実習開始の前日までに(1)及び当該年度の(2)が終了していない場合でも、直ちに実施することを条件に、臨床実習の履修を認める場合がある。

○広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

(平成 29 年 1 月 12 日学部長決裁)

- 1 広島大学歯学部では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士(歯学)又は学士(口腔健康科学)の学位を授与する。
- 2 口腔健康科学科における卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。
(卒業論文の評価基準)
- 3 論文の審査項目
 - (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
 - (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
 - (3) 論文の記述(本文、図、表、引用など)が適切であり、結論に至るまで論理構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。
 - (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学歯学部学生表彰内規

平成 21 年 3 月 19 日

学部長決済

(目的)

第 1 条 この内規は、広島大学歯学部学生に意欲的な学生生活を送るための動機付けを与えると同時に、歯学部の一層の活性化を図る一助とするための表彰制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する歯学部学生個人又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 チューター、顧問教員等は、前条各号の一に該当すると認めるものがあるときは、歯学部長に推薦することができる。

(表彰候補者の審議)

第 4 条 歯学部長は、前条の推薦があったときは、歯学部長室会議において審査を行い、歯学部教授会の議を経て表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、歯学部長が表彰状及び記念品を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として新入生ガイダンスの日又は歯学部学位記授与式の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、歯学部内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、霞地区運営支援部学生支援グループ（歯学部担当）において処理する。

(雑則)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26.5.30 一部改正）

この内規は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

広島大学歯学部学生表彰内規に関する申合せ

平成 15 年 12 月 25 日

教授会承認

広島大学歯学部学生表彰内規に関する申合せ

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡又は卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡又は卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学歯学部学生表彰内規(以下「内規」という。)第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

内規第 3 条に定める表彰候補者の推薦は、別紙様式の学生表彰候補者推薦書により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された者に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

4 表彰の方法について

(1) 内規第 5 条により授与される表彰状の様式は、別に定める。

(2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与することができるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

5 表彰の公表について

内規第 7 条による表彰を受けた者の公表は、歯学部ホームページへの掲載及び歯学部内掲示板等への掲示等適宜の方法により行うものとする。

6 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

① 成績優秀者

各年度において卒業する学生の中から、成績優秀者を表彰の対象とするものとする。

② その他

所属学科又は専攻の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができるが、一応の目安として「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

- 体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会、国民体育大会、日本選手権等の権威ある競技会に出場した者
- 体育活動で全国規模の競技会での入賞者及びそれに準じる者
- 体育活動でブロック規模(西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会)の競技会での優勝者及びそれに準じる者

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができるが、一応の目安として「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

- 芸術・文化活動で権威ある国際レベル若しくは国内最高レベルのコンクール等に出場した者
- 芸術・文化活動で全国規模のコンクール等での高い評価を得た者及びそれに準じる者
- 芸術・文化活動でブロック規模(西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会)のコンクール等での最も高い評価を得た者及びそれに準じる者

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、歯学部学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は、平成 15 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 6 日 一部改正)

この基準は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。

広島大学歯学部学生顕彰内規

令和3年2月9日
学部長決裁

(目的)

第1 この内規は、広島大学歯学部在学中の学生の活動に対し、長年の功労に報いる顕彰制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の基準)

第2 顕彰は、次の各号の一に該当する歯学部学生個人について行う。

- (1) 卒業年次の各学科・専攻の学年代表のうち、顕彰に値すると学部長が認めた者
- (2) その他前号と同等以上の顕彰に値する行為等があったと学部長が認めた者

(顕彰対象者の推薦)

第3 チューター又は指導教員等は、第2第1項第2号に該当すると認めるものがあるときは、歯学部長に推薦することができる。

(顕彰候補者の審議)

第4 歯学部長は、第2に該当する者又は第3の推薦があったときは、歯学部長室会議において審査を行い、歯学部教授会の議を経て顕彰者を決定する。

(顕彰の方法)

第5 顕彰は、歯学部長が顕彰状を授与することにより行う。

(顕彰の時期)

第6 顕彰は、原則として歯学部学位記授与式の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、顕彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7 被顕彰者は、歯学部内に公表する。

(事務)

第8 学生の顕彰に関する事務は、霞地区運営支援部学生支援グループ（歯学部担当）において処理する。

(雑則)

第9 この内規に定めるもののほか、学生の顕彰に関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年2月9日から施行する。

広島大学歯学部学生支援金内規

令和 2 年 7 月 16 日

学部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学歯学部基金内規第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、次の各号のいずれかに該当する学生(科目等履修生、国際歯学コースに在籍していない特別聴講学生及び研究生を除く。)を対象として支給する広島大学歯学部学生支援金(以下「支援金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広島大学歯学部在籍学生
- (2) 広島大学大学院在籍学生のうち、広島大学大学院医系科学研究科の歯学部担当又は広島大学病院の歯科領域の専任の教員が主指導教員の者
- (3) 上記各号以外に学部長が支給対象と認める者

(目的)

第 2 条 支援金は、学業に専念できる環境の提供を目的とした経済支援を行うこととする。

(支給人数)

第 3 条 支援金の支給人数は、原則として各年度若干名とする。

(支給の資格)

第 4 条 本学学生で、次の各号を満たす者のうち、本人の願い出に基づき、選考の上決定する。

- (1) 経済的理由により学業に支障をきたしていると認められること
- (2) 学業に意欲的な姿勢を持つ者であること

(支援金の額)

第 5 条 支援金は返済不要の給付型支援金とし、1 名につき月額 5 万円を上限として支給する。

(支給期間)

第 6 条 支給期間は、受給学生として決定した当該年度の 12 か月又は 6 か月分とする。なお、継続して次年度に支給することを妨げない。

(支給方法)

第 7 条 支援金は、本学部が別途指定する方法で、受給学生が指定する口座に振り込むことにより支給する。

(申請手続)

第 8 条 支援金を受けようとする者は、所定の期間内に、本学部が指定する次の書類を添え、学部長に提出するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 主たる家計支持者の前年の所得がわかるもののコピー又は申立書(様式自由)
- (3) (下宿の場合)賃貸借契約書(家賃と契約者がわかる部分)のコピー

(4) 銀行口座振込依頼書

(選考等)

第9条 申請者の提出書類に基づいて歯学部長室会議で選考の上、学部長が受給学生を決定する。

2 選考結果は申請者全員に通知し、受給学生には支援金を支給する。

(受給学生の取消し)

第10条 学部長は、支援金の支給の開始前又は開始後に、受給学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給学生としての資格を取り消し、支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により受給学生となったことが判明した場合

(2) 休学、退学、転学、除籍、死亡又は懲戒処分となった場合

(3) 学部長の指導を受けた場合

(4) 学業成績が不良であると認める場合

(5) その他学部長が返還すべきと認めたとき

(支援金の支給の停止)

第11条 学部長は、受給学生に前条の事由が生じた場合又は受給学生が当初の履修期間を満了しない場合は、当該月以降の支援金の支給を停止することができる。

(その他)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

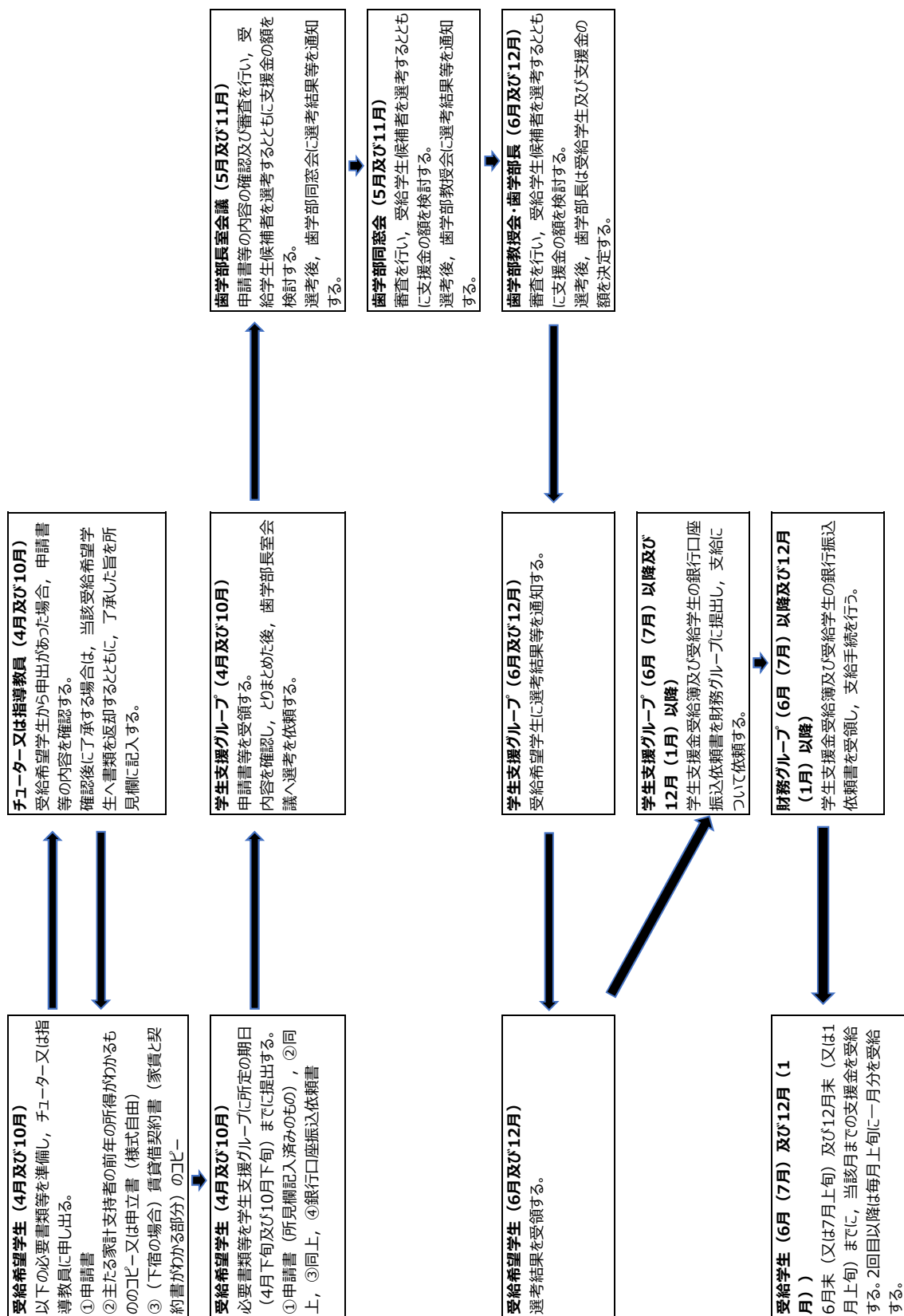
附 則(令和3年3月19日 一部改正)

(略)

附 則(令和6年3月6日 一部改正)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

広島大学歯学部学生支援金内規 実施フロー（令和3年9月9日現在）



○広島大学歯学部学生国際交流支援金交付要領

(平成 21 年 3 月 19 日学部長決裁)

第 1 広島大学歯学部学生国際交流支援金(以下「支援金」という。)は、広島大学歯学部(以下「歯学部」という。)に所属する学生(以下「学生」という。)及び歯学部留学する学生(以下「留学生」という。)に対し、次の各事業を行うことにより、国際交流及び国際的に活躍できる人材の育成に寄与することを目的とし、広島大学歯学部上村佐紀夫国際交流奨学金の援助により実施する。

第 2 次の各号の事業を実施する。

- (1) 海外に短期留学する学生への支援
- (2) 海外から受け入れる短期留学生への支援
- (3) その他国際交流・国際協力・国際理解等に資する活動を海外で行う学生への支援

第 3 申請期限、支給額等については、別に定める募集要項による。

第 4 支援金の交付は、別に定める取扱いによる。

第 5 各事業に関する事務は、霞地区運営支援部国際室において処理する。

第 6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 21.3.19)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25.5.28 一部改正)

この要領は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

国際交流支援金申請者の選考方法に関する取扱い

平成 21 年 12 月 2 日

学部長決裁

第 1 この取扱いは、広島大学歯学部学生国際交流支援金（派遣留学生・国際交流等海外活動学生）申請者の選考方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 複数の申請者がいる場合には、以下の成績によって選考するものとする。

(1) 学部の成績（GPA） 50 点

(2) TOEIC 50 点

合計 100 点

なお、TOEFLR PBT 等の検定試験の成績は、TOEIC の得点に換算する。

第 3 支給額及び歯学科生と口腔健康科学学科生の比率については、応募状況により歯学部長室会議で審査し、最終決定する。

附則（平成 25.5.28 一部改正）

この取扱いは、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

（略）

附則（令和 5.3.6 一部改正）

この取扱いは、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。

○歯学部講義室等の使用について

平成 20 年 9 月 11 日

教授会承認

(趣旨)

第 1 この取扱いは、歯学部の次の講義室等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 講義室(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 大)
- (2) 実習室(1, 2, 3, 4)
- (3) デンタルスキルスラボ(1, 2, 3, 4)
- (4) チュートリアル室(11, 12, 13, 14, 21, 22, 31, 32, 41, 42)
- (5) ミーティングルーム(2, 3, 4)
- (6) ダイバーシティエリア
- (7) 多目的室
- (8) グループ学習室(1, 2, 3, 4, 5)
- (9) 更衣室(207, 208)
- (10) 更衣室(2005, 2006)

2 前項第 1 号から第 5 号までの施設は教員が使用することを基本とする。前項第 6 号から第 10 号までの施設は学生が使用することを基本とする。

(使用時間)

第 2 教員が講義室等を使用できる時間は平日午前 7 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 学生が前条第 1 項第 8 号から第 10 号に定める施設を使用できる時間は平日午前 7 時 30 分から午後 10 時まで、前条第 1 項第 6 号に定める施設を使用できる時間は平日午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。ただし、清掃時間帯は退去する。学生が前条第 1 項第 1 号から 5 号に定める施設を無断で使用することは許可しない。ただし、学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前条第 7 号の施設の使用時間等は、別に定める。

(使用手続)

第 3 教員が講義室等を使用する場合は、事前に霞地区運営支援部学生支援グループに電話等で使用状況を確認し予約する。

2 学会・研究会等で学外者が参加して使用する場合は、1 か月前までに霞地区運営支援部会計グループに広島大学施設等一時使用申請書を提出し許可を得る。

(鍵の授受)

第 4 講義室等の解錠及び施錠は使用者が行う。ただし、授業期の講義室については平日午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の間は解錠及び施錠を要しない。

2 講義室等の鍵は霞地区運営支援部総務グループで保管し、使用者の申し出によりその都度貸与する。ただし、職員の勤務時間外に使用する場合は鍵の授受は、防災センターとする。

(使用の取消等)

第5 すでに使用の許可を得ていた場合も、公的行事等で当該場所の使用の必要が生じた場合は、使用条件の変更又は使用許可の取り消すことがある。

(遵守事項)

第6 使用条件は次のとおりとする。

- (1) 使用目的以外で使用した場合は、以後の使用は許可しない。
- (2) 故意又は過失により施設・備品等を破損、汚損又は紛失した時は、その損害を弁償しなければならない。
- (3) 講義室等の使用後は消灯及び清掃を行い、現状復帰すること。現状復帰が行われなかった場合は、以後の使用を許可しない。室内に放置された私物は廃棄する。
- (4) 第1第1項第1号から第9号に定める施設は清掃業者等による清掃を定期的に行う。清掃時間帯には、全員室内から退去する。指定場所以外に放置された私物は定期的に廃棄する。
- (5) 講義室等での水分補給は、蓋付容器に入った飲料以外は許可しない。
- (6) 講義室等での食事は許可しないが、第1第1項第1号及び第6号に定める施設における授業時間外の軽食は許可する。ただし、学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (7) 本規則を遵守しない者、管理者の指示に従わない者は、以後の使用を許可しない。

附 則

この取扱いは、平成20年9月11日から施行する。

(略)

附 則(令和6.3.6 一部改正)

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

令和3年6月10日

学部長決裁

(目的)

第1 この規則は、広島大学歯学部を設置する学生用ロッカー室の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この規則でいう学生用ロッカー室とは、次の場所のことをいう。

- (1) 研究棟C 2階 更衣室(男子)(207)
- (2) 研究棟C 2階 更衣室(女子)(208)
- (3) 臨床管理棟 2階 更衣室(男子)(2005)
- (4) 臨床管理棟 2階 更衣室(女子)(2006)

2 この規則でいうロッカー等とは、ロッカー室内に設置された学生用ロッカー及び整理棚をいう。

(貸与範囲・期間)

第3 ロッカー等は、歯学部には所属する学部学生で、原則として、第2年次から卒業年次までの学生に貸与する。

2 貸与期間は、第2年次の進級後に歯学部が指定した日から卒業年次の歯学部が指定した日までとする。ただし、退学等の理由により学籍を失う場合は、学籍を失う日までとする。

(貸与手続)

第4 ロッカーの貸与は、霞地区運営支援部学生支援グループ(歯学部担当)(以下、学生支援グループという。)が利用するロッカー等を指定して行う。

(遵守事項)

第5 ロッカー等を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロッカー室及びロッカー等は常に清潔に利用し、汚損等の防止に努めるとともに、ゴミ等については定められた方法により適切に廃棄すること。
- (2) ロッカー室では、ロッカー等以外の場所に所有物を保管しないこと。
- (3) ロッカー等には、次に掲げるものを収納しないこと。ただし、臨床実習等で貴重品等を身につけることができない場合に限り、鍵をかけた上で自己責任として保管することができる。
 - ① 現金、貴重品又はこれらに類する高価品
 - ② 揮発性物質又は爆発物等の危険物
 - ③ 臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物又はロッカーを汚損・き損するおそれのある物
 - ④ 法律により所持又は携帯を禁じられている物
 - ⑤ その他ロッカーによる保管に適さないと認められた物
- (4) 最後に帰る者は必ず火元に注意した上で、消灯すること。
- (5) 貸与期間が終了する前に、ロッカー等を原状復帰した上で、明け渡すこと。

(管理・運営)

第6 ロッカーの管理・運営は、学生支援グループの管理の下、ロッカー利用学年の学年代表又はロッカー管理担当者が担当し、管理責任者は歯学部長とする。

第 7 ロッカーの鍵又は開錠番号については、ロッカー利用者が自らの責任において管理するものとする。

2 開錠番号式ロッカーの利用者は、盗難防止のため、定期的にロッカーの開錠番号を変更するものとする。

第 8 利用者本人が設置した鍵を除いてロッカーの開錠ができなくなった場合は、学生支援グループの業務時間内に申し出るものとする。なお、業務時間外の申し出は、原則として受け付けない。

2 学生支援グループは、前項の申し出によりロッカーを開錠する。ただし、即時に対応することはできない。

(点検)

第 9 学生支援グループは、事故防止又は点検等のため、使用しているロッカーを開放して点検することがある。

2 学生支援グループにおいて強制開錠した際に、第 5 に違反又はその疑いがある収容物があつた場合は、収容物の開封、廃棄又は保管等の必要な措置を講じることができる。

(物品の撤去等)

第 10 次の事項に該当する場合、歯学部はロッカーの利用者が所有物に対する所有権を放棄したものとみなし、撤去又は廃棄することができる。

(1) ロッカー室において、ロッカー等以外に所有物が放置されている場合。

(2) 貸与期間が過ぎた利用者の所有物が、ロッカー室又はロッカー等に放置されている場合。

2 ロッカー室又はロッカー等の収容物の撤去等に際して費用が生じた場合、管理責任者は、ロッカーの利用者等に対して、その費用を請求することができる。

(利用者の賠償責任)

第 11 ロッカー等を破損した場合又は他のロッカー等の収容物に損害を与えた場合等、ロッカー等の利用者が歯学部又は第 3 者に与えた損害は、ロッカー等の利用者が賠償の責任を負う。

(歯学部の免責事項)

第 12 ロッカー室内又はロッカー等の収容物に滅失又はき損等の損害が生じた場合にあっては、歯学部は賠償の責任を負わない。

(その他)

第 13 その他必要な事項は、歯学部長室会議において定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則(令和 6.3.6 一部改正)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

IV 諸 規 則

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

第 1 章	総則(第 1 条－第 9 条)
第 2 章	入学(第 10 条－第 18 条)
第 3 章	教育課程(第 19 条－第 27 条)
第 4 章	他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
第 5 章	休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
第 6 章	転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
第 7 章	賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
第 8 章	卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
第 9 章	授業料(第 47 条－第 51 条)
第 10 章	研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
第 11 章	厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
附則	

化学科	
生物科学科	
地球惑星システム学科	
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
	第二類(電気電子・システム情報系)
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科
2	法学部及び経済学部は昼夜間講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。 (教育研究上の目的)
第 2 条の 2	学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。
2	学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。 (収容定員)
第 3 条	本学の収容定員は、別表のとおりとする。 (修業年限)
第 4 条	本学の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6 年とする。
第 5 条	第 52 条の 2 に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。 (在学年限)
第 6 条	本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8 年とする。
2	医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12 年とする。
3	工学部の在学年限は、6 年とする。 (学年)

- 第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (学期)
- 第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。
- (休業日)
- 第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。
- 第2章 入学
- (入学の時期)
- 第10条 入学の時期は、学年の始めとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。
- (入学資格)
- 第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの
- (入学出願手続)
- 第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。
- 2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。
- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。
- (検定料の免除)
- 第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。
- 2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。
- (入学試験)
- 第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。
- 2 前項の入学試験については、別に定める。
- (学士入学及び再入学)
- 第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。
- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者
- (3) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

- 2 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、学士入学として入学を許可しないことがある。
- 3 前条及び第1項の規定にかかわらず、本学を退学(懲戒退学を除く。)し、又は除籍(第4条第2号による除籍を除く。)となった後、同一学部に入學を願ひ出た者については、退学又は除籍後4年以内に限り、選考の上、再入学として入学を許可することができる。ただし、退学又は除籍時に所属していた学部、学科又は類が改組され、退学又は除籍時に所属していた学部に入學を願ひ出ることができない場合は、当該学部と関連する学部の協議により決定した学部に願ひ出ることができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、再入学として入学を許可しないことがある。
- 5 第3項の場合において、除籍となった者が選考に合格した場合は、第16条に規定する入学手続のほか、未納の入学料及び授業料に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第1項又は第3項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、学部の教授会の議を経て、学部長が行う。
(合格者の決定)
- 第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。
(入学手続)
- 第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。
(入学料の免除及び徴収猶予)
- 第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(入学許可)
- 第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。
(検定料及び入学料の返還)
- 第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。
 - 1 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)
 - 2 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)
 - 3 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額
 - 4 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額(編入学)

- 第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。
- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
 - 第3章 教育課程
(教育課程の編成及び履修方法等)
 - 第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かし、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。
 - 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
 - 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
 - 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
 - 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(授業の方法)
 - 第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
(単位数の計算の基準)
 - 第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- (単位の授与)
- 第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- (授業科目の成績評価)
- 第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。
- (履修科目の登録の上限)
- 第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。
- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- (日本語科目及び日本事情に関する科目)
- 第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。
- 2 前項の授業科目は、森戸国際高等教育学院において開設するものとする。
 - 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。
- (長期にわたる教育課程の履修)

- 第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- (教育課程の修了)
- 第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。
- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。
- (教員の免許状授与の所要資格の取得)
- 第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。
- (他学部等の授業科目の履修)
- 第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするもの)に限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするもの)に限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。
- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。
- (大学院授業科目の履修)
- 第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の長の許可を得て、当該研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目(大学院の学生を対象とするもの)に限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。
- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
- (教育内容等の改善のための組織的な研修等)
- 第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修
- (学生交流)
- 第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができ

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
 - 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。
- (留学等)
- 第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
 - 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
 - 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
 - 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。
- (大学以外の教育施設等における学修)
- 第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。
- (第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)
- 第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
- 第5章 休学及び退学(休学)
- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
 - 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
 - 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
 - 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。
- 第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学科の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学科を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によつて 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされなければ、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもつて修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 47 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあっては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあっては 4 月、後期にあっては 10 月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

- (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
- (2) 学年の途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
- (3) 月割納付を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数に乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者(第 4 号にあっては父母等)の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき
授業料の全額
- (2) 休学を許可されたとき
その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき
後期分の授業料に相当する額
- (4) 死亡したとき
死亡した日の属する月の翌月以降の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期国際交流学生)

第52条の3 外国の大学等の学生で、外国の大学等の教育課程の一環として、本学が実施する研修を受けるものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限

り、選考の上、短期国際交流学生として入学を許可することができる。

2 外国の大学等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)

(2) 外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)

3 短期国際交流学生に關し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに關し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に關し必要な事項は、別に定める。

第11章 厚生施設等

(厚生施設)

第55条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に關し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第56条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までについては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
-----	------	------

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学部夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総 計	9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度においては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総 計	9,840

4 平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

7 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までについては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科	医学部計	医学科	医学部計
令和2年度	118	238	2,336	718
令和3年度	118	238	2,336	716
令和4年度				701
令和5年度				686
令和6年度				671
令和7年度				656
令和8年度				643

8 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までについては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科	医学部計	医学科	医学部計
令和4年度	118	238	2,336	714
令和5年度				699
令和6年度				684
令和7年度				669
令和8年度				656

- 令和9年度 643 1,123 9,857
- 9 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科	医学部計	医学科	医学部計
令和6年度	118	238	710	1,190
令和7年度			695	1,175
令和8年度			682	1,162
令和9年度			669	1,149
令和10年度			656	1,136
令和11年度			643	1,123

(略)

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びに法学部の法学科昼間コース、法学科夜間主コース及び学部の収容定員、経済学部の経済学科夜間主コース及び学部の収容定員、医学部の医学科及び学部の収容定員、工学部の第二類(電気電子・システム情報系)及び学部の収容定員、情報科学部の情報科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	入学定員	収容定員							
			令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
法学部	法学科昼間コース			575						
	法学科夜間主コース			135						
	計			710						
経済学部	経済学科夜間主コース			185						
	計			795						
医学部	医学科	120	710	697	684	671	658	645		
	計	240	1,190	1,177	1,164	1,151	1,138	1,125		
工学部	第二類(電気電子・システム情報系)			376	386	396				
	計			1,820	1,830	1,840				
情報科学部	情報科学科			585	700	730				
	計			585	700	730				
総 計			2,428	10,114	10,191	10,218	10,245	10,232	10,219	

別表(第3条関係)
収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	137		548
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	425		1,700
法学部	法学科	140	5	570
	夜間主コース	30	5	130
	計	170	10	700
経済学部	経済学科	150	5	610
	夜間主コース	45		180
	計	195	5	790
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	100	3	406
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468

第四類(建設・環境系)		90	3	366
	計	455	15	1,850
生物生産学部生物生産学科		90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部		180	20	760
	計	180	20	760
	総 計	2,413	80	10,204

○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 派遣学生(第 3 条－第 10 条)

第 3 章 特別聴講学生(第 11 条－第 18 条)

第 4 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

- 3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 第2章 派遣学生
(取扱いの要件)
- 第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したもののについて行う。
- 2 前項の大学間協議は、学部等の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。
(出願手続)
- 第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。
- 2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。
(派遣の許可)
- 第5条 派遣学生の願い出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。
- 2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。
(履修期間)
- 第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。
(在学期間への算入)
- 第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。
(履修報告書の提出)

- 第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。
- (授業料等)
- 第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。
- 2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱い、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。
- 3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(グローバル化担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。
(派遣の許可の取消し)
- 第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がりたとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。
- 第3章 特別聴講学生
(取扱いの要件等の準用)
- 第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、本学とアリゾナ州立大学との間で成立した大学間協議に基づきアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「2学年間」と読み替えるものとする。
(出願手続)

- 第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学 3+1 プログラム若しくは広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムに志願する者又はアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する者を除く。)は、次の各号(第4号にあっては、外国籍を有する者に限る。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国

の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
 - (2) 在学証明書及び成績証明書
 - (3) 所属大学等の長の推薦書
 - (4) 旅券の写し(旅券を有しない場合は、外国籍であることを証明する公的書類)
- (受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除
(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。
(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の場合は、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業料について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位交換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学3+1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 3ターム 399,600円
- (2) 4ターム 532,800円

5 第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの学生であるときは、207,200円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

6 第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生がアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校の学生であるときは、授業料は徴収しない。

7 既納の授業料は、返還しない。
(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雑則
(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学3+1プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

3 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

4 この規則に定めるもののほか、アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れる際の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(令和6年6月18日規則第46号)

この規則は、令和6年6月18日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 5 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試験に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから 1 年以内に博士の学位の授与を申請するとき、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科等の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試験委員会)

第 5 条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員 3 人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第 2 条第 3 項に定める試験を行うため、試験委員 3 人以上からなる試験委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試験委員に加えることができる。(試験及び試験の方法)

第 6 条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試験は、筆答試験及び口頭試験により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試験については、外国語は 2 種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1 種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から研究科等が定める年限内に学位論文を受理したときは、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、試験に代えて試験とする。(審査期間)

第 7 条 博士の学位論文の審査及び試験又は試験は、学位論文を受理したときから 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を 1 年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試験委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科等の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科等の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、学位不授与通知書を交付する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名譽を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して公表するものとする。

(学位記、申請書等及び通知書の様式)

第16条 学位記、第4条第3項の申請書等及び第11条の通知書の様式は、別記様式第1号から別記様式第11号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は研究科等が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(令和7年3月11日規則第21号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法専攻及び作業療法専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科等名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	ソーシャルデータサイエンス	マネジメント
	マネジメント	経営学
	経営学	国際協力学
	国際協力学	学術

	学術	教育学
	教育学	教育心理学
	教育心理学	
	教育データサイエンス	
先進理工科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
統合生命科学研究科	学術	学術
	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
医系科学研究科	学術	学術
	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学
		学術
スマートソサイエティ実践科学研究院	学術	工学
		情報科学
		農学
		保健学
		医学
		歯科学
		薬科学
		経済学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 7 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 6 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等教育の修学支援新制度による授業料の免除等)

第 1 条の 2 本学の学部へ学生として入学する者に対する入学料の免除及び学部の学生に対する授業料の免除は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)その他の関係法令の定めるところによる。

第 1 条の 3 本学の学部へ学生として入学する者及び学部の学生には、第 2 条から第 9 条まで(第 3 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 5 を除く。)の規定は、適用しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第 6 号)第 9 条第 3 項の規定により本学が授業料等減免対象者としての認定を行うことができいない者については、この限りでない。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学費負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 学部等に学生として入学する者であって、入学前において本人又は学費負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受け、かつ、本人又は学費負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から 5 年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる者

- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学費負担者が死亡した場合、本人若しくは学費負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
- (3) 入学前において本人又は学費負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、本人又は学費負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から 5 年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付期限までに納付が困難であると認められる者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
- (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(大学院統合生命科学研究所統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生に係る入学料の免除)

第3条の3 大学院統合生命科学研究所統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生で成績優秀なものに係る入学料の免除については、広島大学大学院統合生命科学研究所統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生の入学料及び授業料の免除に関する要項(令和7年2月18日学長決裁)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(卓越大学院プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の6 卓越大学院プログラム履修生の授業料免除については、広島大学卓越大学院プログラム規則(平成31年3月29日規則第30号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の7 博士課程リーダー育成プログラム履修生の授業料免除については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(国際連携専攻の学生のうち本学をホーム大学とする学生に対する授業料免除)

第5条の8 大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生のうち本学をホーム大学とする学生で成績優秀なもの、授業料免除については、広島大学大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻及び広島大学大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻の学生のうち広島大学をホーム大学とする学生の授業料の免除に関する要項(令和6年3月11日学長決裁)の定めるところによる。

(大学院統合生命科学研究所統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生に対する授業料免除)

第5条の9 大学院統合生命科学研究所統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生で成績優秀なもの、授業料免除については、広島大学大学院統合生命科学研究所統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生の入学料及び授業料の免除に関する要項の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生時の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該

地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる場合は、各期ごとの授業料の全額又は半額

- (4) 授業料又は入学科未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
- (5) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

- 2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。
- 3 第1項第2号及び第3号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

- (3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が困難であると認められる場合

- (5) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

- (1) 前期分 当該年度の8月末日
- (2) 後期分 当該年度の2月末日

(大学院修士段階における授業料後払い制度に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 独立行政法人日本学生支援機構が行う第一種奨学金の貸与事業である大学院修士段階における授業料後払い制度に申請した者については、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- 2 前項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

- (1) 前期分 当該年度の8月末日

- (2) 後期分 当該年度の2月末日
(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。
- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学科及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和7年2月18日規則第14号)

この規則は、令和7年2月18日から施行し、この規則による改正後の広島大学授業料等免除及び猶予規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科等及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、研究科等連係課程実施基本組織、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部生の 3 年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度又は学期の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

- 2 前項により申請できる研究科等は、一の研究科等に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に前条第 1 項の申請があった日の属する学期までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科等の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科等の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科等の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、15 単位の範囲内で研究科等が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を開設する研究科等の長に届け出るものとする。

- 2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

- 3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第 10 条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 29 条及び第 30 条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第 11 条 第 7 条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り、15 単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として当該研究科等の修了要件単位に含めることができる。

- 2 前項に規定する研究科等が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 2 項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、研究科等が定める。

- 3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第 12 条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 7 年 3 月 7 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、令和 4 年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

研究科等(専攻・プログラム)	授業科目名	単位数
人間社会科学研究科(人文社会科学専攻人文学プログラム)	比較日本文化学研究A	2
	比較日本文化学研究B	2
	比較日本文化学研究C	2
	比較日本文化学研究D	2
	日本文化論講義A	2
	日本文化論講義B	2
	日本文化論演習A	2
	日本文化論演習B	2
	歴史文化論講義A	2
	歴史文化論講義B	2
	歴史文化論演習A	2
	歴史文化論演習B	2
	表象文化論講義A	2
	表象文化論講義B	2
	表象文化論演習A	2
	表象文化論演習B	2
	言語文化論講義A	2
	言語文化論講義B	2
	言語文化論演習A	2
	言語文化論演習B	2
	インド哲学演習A	2
	インド哲学演習B	2
	インド哲学史演習A	2
	インド哲学史演習B	2
	仏教学研究	2
	仏教思想史研究	2
	仏教演習A	2
	仏教演習B	2
	仏教思想史講義A	2
	仏教思想史講義B	2
	インド哲学仏教学総合演習A	2
	インド哲学仏教学総合演習B	2
	倫理学基礎演習A	2

	応用倫理学方法論研究A	2
	応用倫理学基礎演習A	2
	応用倫理学文献研究A	2
	倫理思想史文献研究A	2
	応用倫理思想基礎演習A	2
	日本中世資料解析論A	2
	日本中世資料解析論B	2
	日本近代資料解析論A	2
	日本近代資料解析論B	2
	日本近代社会文化研究A	2
	日本近代社会文化研究B	2
	アジア政治史史料研究A	2
	アジア政治史史料研究B	2
	欧米政治文化史史料研究B	2
	欧米社会経済史史料研究A	2
	欧米社会経済史史料研究B	2
	欧米社会経済史史料研究C	2
	日本古典文学注釈研究A	2
	日本古典文学注釈研究B	2
	日本古典文学注釈研究C	2
	日本古典文学注釈研究D	2
	日本近現代文学解読研究C	2
	日本近現代文学解読研究D	2
	日本近現代文学解読研究D	2
	日本語学研究A	2
	日本語学研究B	2
	日本語史研究A	2
	日本語史研究B	2
	中国古典韻文演習A	2
	中国古典韻文演習B	2
	中国古典韻文演習C	2
	中国古典韻文演習D	2
	近代アメリカ文学演習A	2
	近代アメリカ文学演習B	2
	現代アメリカ文学演習A	2

現代アメリカ文学演習 B	2
アメリカ文学理論演習 A	2
アメリカ文学理論演習 B	2
アメリカ小説作品演習 A	2
アメリカ小説作品演習 B	2
イギリス詩文学作品演習 A	2
イギリス詩文学作品演習 B	2
イギリス戯曲文学演習 A	2
世界英語圏文学批評演習 A	2
世界英語圏文学批評演習 B	2
英語圏詩文学作品演習 A	2
英語圏詩文学作品演習 B	2
ドイツ文学理論演習 B	2
近現代ドイツ語学演習 A	2
近現代ドイツ語学演習 B	2
ドイツ文学語学特殊講義 A	2
ドイツ文学語学特殊講義 B	2
ドイツ語圏文化論演習 B	2
ドイツ語圏言語文化演習 A	2
ドイツ語圏言語文化演習 B	2
ドイツ語圏言語文化演習 C	2
ドイツ語圏言語文化演習 D	2
ドイツ文学発展演習 A	2
ドイツ文学発展演習 B	2
ドイツ近現代文学演習 A	2
ドイツ近現代文学演習 B	2
ドイツ語コーパス言語学 A	2
ドイツ語コーパス言語学 B	2
フランス語文学研究 A	2
フランス語文学研究 B	2
フランス語文学批評研究 A	2
フランス語文学批評研究 B	2
フランス語文学・フランス語学演習 A	2
フランス語文学・フランス語学演習 B	2
近現代フランス語文学作品研究演習 A	2
近現代フランス語文学作品研究演習 B	2

近現代フランス語文学批評演習 A	2
近現代フランス語文学批評演習 B	2
近現代フランス語表現小説研究 A	2
近現代フランス語表現小説研究 B	2
フランス語コミュニケーションと修辞学演習 A	2
フランス語コミュニケーションと修辞学演習 C	2
フランス語圏文化論演習 A	2
フランス語圏文化論演習 B	2
フランス語圏文化論演習 D	2
フランス語文学・フランス語学特殊講義 A	2
フランス語文学・フランス語学特殊講義 B	2
言語情報学演習 A	2
言語情報学演習 B	2
言語情報学特別演習 A	2
言語情報学特別演習 B	2
一般言語学演習 A	2
一般言語学演習 B	2
一般言語学特別演習 A	2
一般言語学特別演習 B	2
歴史言語学演習 A	2
歴史言語学演習 B	2
歴史言語学特別演習 A	2
歴史言語学特別演習 B	2
ヨーロッパ語比較構文論講義	2
ヨーロッパ語比較構文論演習	2
自然地理学基礎論演習 A	2
自然地理学基礎論演習 B	2
地表変動論演習 A	2
地表変動論演習 B	2
世界考古学解析 A	2
世界考古学解析 B	2

人間社会科学研究科(人文社会科学専攻法学・政治学プログラム)	アジア比較考古学演習 A	2
	アジア比較考古学演習 B	2
	考古学資料実習 A	1
	考古学資料実習 B	1
	考古学資料実習 C	1
	総合文化財研究法 I	2
	総合文化財研究法 II	2
	総合文化財解析演習 I	2
	総合文化財解析演習 II	2
	有形文化財研究法 I	2
	有形文化財研究法 II	2
	有形文化財解析演習 I	2
	有形文化財解析演習 II	2
	有形文化財調査実習 I	1
	有形文化財調査実習 II	1
	地域文化財研究法 I	2
	地域文化財研究法 II	2
	文化財学特殊講義 I	2
	文化財学特殊講義 II	2
	安全保障論	2
	安全保障論演習	2
	国際政治学	2
	国際政治学演習	2
	日本法概説 1	2
	日本法概説 2	2
	国際政治経済論	2
	国際政治経済論演習	2
	外交論	2
	外交論演習	2
	現代憲法論	2
	現代憲法論演習	2
	Comparative Law	2
	国際刑事政策	2
	国際刑事政策演習	2
	国際刑事法	2
	医事法制度論	2
	医療刑事手続論	2
	国際秩序構築論	2

	国際秩序構築論演習	2
	裁判外紛争処理論	2
	裁判外紛争処理論演習	2
	民事訴訟の理論と実務	2
	民事訴訟の理論と実務演習	2
	社会調査論	2
	社会変動分析論	2
	社会変動分析論演習	2
	雇用関係法	2
	雇用関係法演習	2
	国際租税法	2
	国際租税法演習	2
	租税法	2
	租税法演習	2
	経営法務	2
	経営法務演習	2
	経営法務戦略略論	2
	経営法務戦略略論演習	2
	政策過程論	2
	日本政治論	2
	日本政治論演習	2
	行政法理論	2
	行政法理論演習	2
	家族支援社会論	2
	家族支援社会論演習	2
	不動産法	2
	不動産法演習	2
	社会構造分析論	2
	社会構造分析論演習	2
	憲法理論	2
	憲法理論演習	2
	企業組織法	2
	企業組織法演習	2
	企業ファイナンス法	2
	企業ファイナンス法演習	2
	契約法	2
	契約法演習	2
	刑事システム論	2

人間社会科学研究科(人文社会科学専攻経済学プログラム)	刑事システム論演習	2
	医事刑法論	2
	比較自治体論	2
	比較自治体論演習	2
	物件管理法	2
	物件管理法演習	2
	現代政治学	2
	現代政治学演習	2
	家族法	2
	家族法演習	2
	Medical History In China	2
	Medical Ethics and Law	2
	医療社会学特論	2
	経済学プログラム特別演習 I	2
	経済学プログラム特別演習 II	2
	応用ファイナンス	2
	理論ファイナンス	2
	金融資本市場分析	2
	経済数学	2
	空間経済学	2
	ミクロ経済学	2
人間社会科学研究科(人文社会科学専攻国際経済学プログラム)	日本銀行連携講義 1	2
	日本銀行連携講義 2	2
	金融庁連携講義 1	2
	金融庁連携講義 2	2
	経済学特講	2
	計量経済学 1	2
	計量経済学 2	2
	マクロ経済学	2
	労働市場分析	2
	財政学	2
	財政政策	2
	マクロ金融分析	2
	マクロ経済分析	2
	経済戦略論	2
	公共経済学	2
	医療経済学	2

人間社会科学研究科(人文社会科学専攻マネジメントプログラム)	公共政策論	2
	国際公共政策	2
	心用国際公共政策	2
	産業組織と政策分析	2
	欧米経済史 1	2
	欧米経済史 2	2
	経済学史 1	2
	経済学史 2	2
	経営戦略論	2
	CSR論	2
	コスト・マネジメント	2
	財務会計論	2
	社会心理学特論	2
	情報システム管理学	2
	異文化ビジネスコミュニケーション	2
人間社会科学研究科(人文社会科学専攻国際平和共生プログラム)	フィールドワーク論	2
	国際マーケティング戦略論	2
	人的資源管理論	2
	Peace and Co-existence A	1
	Peace and Co-existence B	1
	Basic Cultural Anthropology II	2
	International Law	1
	社会科学のための数理・計量分析	2
	持続可能な発展論基礎	2
	Arts & Science for Evidence-Based Decision Making	2
人間社会科学研究科(人文社会科学専攻国際経済学プログラム)	開発ミクロ経済学 I	2
	開発ミクロ経済学 II	2
	開発マクロ経済学 I	2
	開発マクロ経済学 II	2
	開発計量経済学 I	2
	開発計量経済学 II	2
	公共経済論	2
	経済統計分析論	2
	グローバルガバナンス論	2
	農村開発論	2
	技術経営論	2

人間社会科学専攻人間総合科学プログラム)	人的資源開発論	2
	公共管理論	2
	経営組織論	2
	経営戦略論	2
	環境政策論	2
	都市政策論	2
	国際協力論	2
	労働政策論	2
	国際金融論	2
	農業生産経済分析	2
	ゲーム理論	2
	社会科学のためのリモートセンシング	2
	開発政策実践論	2
	現代英語の文法と語法	2
	言語構造論	2
	言語類型研究	2
	心理言語的・社会言語的アプローチからの第二言語習得	2
	実験言語学	2
	運動生理・生化学	2
	運動適応学	2
	運動制御学	2
	運動精神科学	2
	認知科学論	2
	環境行動論	2
	適応行動論	2
	社会行動論	2
	最新行動科学特論	2
	現代哲学	2
	美的感性論	2
	文化哲学	2
	メデア、ジェンダー、シティズンシップ	2
	実践倫理学	2
	比較宗教思想史	2
	マイノリティ文化思想	2
	日本地域研究	2

	日本文藝社会研究	2
	日本現代史	2
	アジア文化論 (現代文化)	2
	アジア文化論 (表象文化)	2
	アジア文化論 (伝統文化)	2
	ヨーロッパ社会論	2
	ヨーロッパ文化論	2
	欧米地域研究	2
	アジア地域研究	2
	英米社会論 (国際関係)	2
	英米社会論 (歴史)	2
	ヒロシマ平和学	2
	英米文化論	2
	英米文藝社会研究	2
	宗教学	2
	宗教聖典論	2
	社会人類学	2
	民族誌論	2
	科学・技術・社会論	2
	社会文化史	2
	教育文化史	2
	異文化理解	2
	持続可能な観光発展論	2
	文化観光論	2
	社会動態論	2
	社会構造論	2
	社会学研究法	2
	福祉社会論	2
	世界経済体制論	2
	産業システム論	2
	農村環境社会論	2
	持続可能地域論	2
	地域情報論	2
	博物館論 (自然系)	2
	博物館論 (人文系)	2
	人間総合科学特論 A	2
	人間総合科学特論 B	2
	対照言語学特講	2

人間社会科学研究所(教育学専攻日本語教育学プログラム)	対照言語学演習	2
人間社会科学研究所(教育学専攻教育データサイエンスプログラム)	統計解析の基礎	2
	機械学習の基礎	2
	教育学・心理学研究法	2
	教育における統計分析の応用	2
	教育における機械学習活用	2
人間社会科学研究所(教育学専攻国際教育開発プログラム)	国際教育協力論	2
	理科教育開発論	2
	科学教育開発基礎論	2
	数学教育開発論	2
	教育統計概論	2
	教育人材開発論	2
	教育基礎論	2
	幼児教育・保育開発論Ⅰ	2
	教育開発計画論Ⅰ	2
人間社会科学研究所(教職開発専攻教職開発プログラム)	現代の教育改革	2
	発達支援と幼児児童生徒理解	2
	教科構造的授業デザインと授業分析	2
	ユニバーサルマインドの授業開発	2
	グローバルマインドの授業開発	2
	異校種連携接続の実践開発	2
	教育相談・カウンセリングの理論と実践	2
	マイクロテイチングの実践	2
人間社会科学研究所(実務法学専攻実務法学プログラム)	法学概論	1
	基礎演習1	1
	基礎演習2	1
	基礎演習3	1
	民法ⅠA	2
	民法ⅠB	2
	民法2	2
	民法3	2
	民法4	2

先進理工系科学研究科(先進理工系工学専攻数学プログラム)	民法5	2
	会社法1	1
	会社法2	1
	会社法3	1
	民事訴訟法	2
	刑法A	1
	刑法A演習	1
	刑法B	1
	刑法B演習	1
	刑事訴訟法入門	2
	憲法1	2
	憲法2	2
	知的財産法1	2
	知的財産法2	2
	国際私法・取引法	2
	倒産処理法1	2
	倒産処理法2	2
	労働法1	2
	労働法2	2
	税法	2
	代数数理解基礎講義B	2
	代数数理解特論A	2
	代数数理解特論B	2
	代数数理解特論C	2
	多様幾何基礎講義A	2
	多様幾何基礎講義B	2
	多様幾何特論A	2
	多様幾何特論B	2
	多様幾何特論C	2
多様幾何特論D	2	
数理解析基礎講義A	2	
数理解析基礎講義B	2	
数理解析特論A	2	
数理解析特論C	2	
数理解析特論D	2	
確率統計基礎講義B	2	
確率統計基礎講義D	2	
確率統計特論B	2	

	確率統計特論D	2
	総合数理基礎講義A	2
	総合数理基礎講義B	2
	総合数理基礎講義C	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻物理学プログラム)	量子場の理論	2
	素粒子物理学	2
	クォーク物理学	2
	高エネルギー物理学	2
	X線ガンマ線宇宙観測	2
	光赤外線宇宙観測	2
	放射光科学特論A	1
	放射光科学特論B	1
	構造物性物理学	2
	電子物性物理学	2
	光物性論	2
	表面物理学	2
	相対論的宇宙論	2
	放射光科学院生実験	1
	熱場の量子論	2
	地球惑星システム学概説	2
	太陽系進化論	2
	地球史	2
	地球ダイナミクス	2
	断層と地震	2
	地球内部物質学	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻化学プログラム)	地球惑星物質分析法	2
	物理化学概論	2
	無機化学概論	2
	有機化学概論	2
	構造物理化学	2
	固体物性化学	2
	錯体化学	2
	分析化学	2
	構造有機化学	2
	光機能化学	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻化学プログラム)	放射線反応化学	2
	量子化学	2
	反応物理化学	2
	反応物理化学	2

	反応有機化学	2
	有機合成化学	2
	化学特別講義A	1
	化学特別講義B	1
	化学特別講義C	1
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻応用化学プログラム)	多孔材料化学論	2
	有機材料化学論	2
	無機材料化学論	2
	機能性色素化学論	2
	超分子化学論	2
	高分子材料化学論	2
	ハイブリッド材料化学論	2
	応用化学特別講義A	1
	応用化学特別講義B	1
	応用化学特別講義C	1
	応用化学特別講義D	1
	微粒子工学論	2
	伝熱工学特論	2
	界面制御工学特論	2
	流動解析論	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻電気システム制御プログラム)	環境化学工学特論	2
	熱流体プロセス工学特論	2
	数学E	2
	システム制御特論	2
	生体システム特論	2
	スケジューリング特論	2
	サイバネティクス応用特論	2
	学習システム特論	2
	電気システム制御特別講義B	2
	機械力学特論	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻機械工学プログラム)	材料強度学特論	2
	自律システム工学特論	2
	熱工学特論	2
	弾塑性学特論	2
	材料複合工学特論	2
	設計学特論	2
	Optimization of Structural and Process Design	2

先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻建築学プログラム)	燃焼工学特論	2
	Combustion	2
	生産マネジメントシステム特論	2
	精密工作学特論	2
	核エネルギー特論	2
	Advanced Biomass Resources	2
	Advanced Biofuel Engineering	2
	材料力学特論	2
	数値流体力学特論	2
	輸送機器耐空・耐航性能特論	2
	システム計画学特論	2
	構造計測制御特論	2
	計算破壊力学特論	2
	リモートセンシング特論	2
	船舶運動力学特論	2
	空気力学特論	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻建築学プログラム)	複合材料工学特論	2
	建築環境設備学特論	2
	建築設計学特論	2
	都市環境計画特論	2
	鋼構造設計法特論	2
	鉄筋コンクリート構造特論	2
	建築構造物振動特論	2
	建築企画・計画特論	2
	木質構造特論	2
	建築都市地震工学特論	2
	歴史的環境保全特論	2
	地盤工学特論	2
	コンクリート構造特論	2
	Environmental Fluid Mechanics	2
	沿岸環境工学特論	2
	環境保全工学特論	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻社会基盤環境学プログラム)	Infrastructure and Regional Planning	2
	構造材料学特論	2

先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻情報科学プログラム)	Advanced River Engineering	2
	環境リスク制御工学特論	2
	Advanced Environmental Systems Engineering	2
	土質力学特論	2
	Embedded System	2
	Cryptography	2
	情報システム論	2
	計算統計情報環境論	2
	情報セキュリティ論	2
	Mobile Computing	2
	AIOps 演習 A(AI 系)	1
	AIOps 演習 B(システム開発系)	1
	企業インテナーシブ	2
	情報科学特別講義 E	1
	データ駆動型システム・システム特別講義	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻システムイノベーションプログラム)	デジタルものづくり論	2
	イノベーション論	2
	モデルベース演習 I	1
	モデルベース演習 II	1
	モデルベース演習 III	1
	システム制御特論	2
	生体システム特論	2
	有機材料化学論	2
	無機材料化学論	2
	多孔材料化学論	2
	高分子材料化学論	2
	ハイブリッド材料化学論	2
	物質科学概論	2
	エレクトロニクス概論	2
	固体電子論	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻量子物質科学プログラム)	固体物性論	2
	電子相関物理学 A	2
	電子相関物理学 B	2
	磁性物理学 A	2
	磁性物理学 B	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻低温物理学)	低温物理学	2

先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻理工学融合プログラム(開発科学分野))	光子物理学	2
	ビーム物理学	2
	加速器物理学	2
	量子物理学	2
	光物性工学	2
	ナノサイエンス	2
	Quantum Optics	2
	プラズマモニクス	2
	水素機能材料科学	2
	生体磁気工学	2
	分子・バイオデバイス工学	2
	半導体物性工学	2
	電子デバイス物理	2
	LSI 集積化工学	2
	システム LSI 設計	2
	アナログ集積回路 A	2
	アナログ集積回路 B	2
	RF・高速回路設計のための電磁気学	2
	量子弾性学	2
	物質創成の物理化学	2
	統計物理学	2
先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻理工学融合プログラム(環境自然科学分野))	半導体メモリ技術概論	2
	地球構成物質論	2
	地球表層物質輸送論	2
	地球流体構造論	2
	複雑系基礎論	2
	複雑系物質論	2
	複雑系構造論	2
	相関系量子論	2
	相関系物質論	2
	相関系計測論	2
	情報システム論	2
	情報セキュリティ論	2
	計算科学情報環境論	2
	計算統計情報環境論	2
	メディアア通信特論	2
	地球水安全保障論	1
	Environmental Management	2

先進理工系科学研究科(先進理工系科学専攻理工学融合プログラム(開発科学分野))	Botany Resources for the Future	2
	Transportation Engineering	2
	Sustainable Architecture	2
	A	2
統合生命科学研究科(統合生命科学専攻生物工学プログラム)	統合ゲノム科学 A	2
	統合ゲノム科学 B	2
	生命機能工学 A	2
	生命機能工学 B	2
	環境バイオデクノロジー-A	2
	環境バイオデクノロジー-B	2
	生物工学特別講義 A	1
	生物工学特別講義 B	1
	生物工学特別講義 C	1
	生物工学特別講義 D	1
	細胞機能科学 A	2
	細胞機能科学 B	2
統合生命科学研究科(統合生命科学専攻食品生命科学プログラム・生命医科学プログラム)	食品物理工学 I	2
	生理活性天然物化学 I	2
	食料資源経済学 I	2
	食品衛生微生物学 I	2
統合生命科学研究科(統合生命科学専攻食品生命科学プログラム・生命医科学プログラム)	食品栄養機能学 I	2
	応用分子細胞生物学 I	2
	応用動物生命科学	2
統合生命科学研究科(統合生命科学専攻生物資源科学プログラム)	水産資源管理学 I	2
	水圏動物機能学	2
	水産生物海洋学 I	2
	家畜飼養管理学	2
	陸域生物圏フィールド科学	2
	家畜生産機能学 I	2
統合生命科学研究科(統合生命科学専攻生物資源科学プログラム・生命医科学プログラム)	植物生産機能学 I	2
	環境植物共生学	2
	環境機能化学	2
	生物多様性科学(環境科学入門)	2
統合生命科学研究科(統合生命科学専攻生命環境総合科学プログラム)	自然史学特論	2

統合生命科学研究所(統合生命科学専攻基礎生物学プログラム)	分子生理学特論	2
統合生命科学研究所(統合生命科学専攻基礎生物学プログラム・生命医科学プログラム)	細胞生命学特論	2
統合生命科学研究所(統合生命科学専攻数理生命科学プログラム)	セルダイナミクス・ゲノミクス学特論	2
統合生命科学研究所(統合生命科学専攻数理生命科学プログラム)	数理モデリングA	2
	数理モデリングB	2
	数理モデリングC	2
	数理モデリングD	2
	計算数理科学A	2
	計算数理科学B	2
	応用数理科学A	2
	応用数理科学B	2
	大規模計算・データ科学	2
	分子遺伝学	2
	分子形質発現学	2
	分子生物物理学	2
	プロテオミクス	2
	プロテオミクス実験法・同実習	2
	生物化学A	2
	生物化学B	2
	自己組織化学A	2
	自己組織化学B	2
統合生命科学研究所(統合生命科学専攻数理生命科学プログラム・生命医科学プログラム)	数理生命科学特別講義A	1
	数理生命科学特別講義B	1
	数理生命科学特別講義C	1
	数理生命科学特別講義D	1
	数理生物学	2
	先端生命技術概論	2
	疾患モデル生物概論	2
	人体の構造	2
	人体の機能	2
	病因病態学	2
	生体防衛学	1
	総合薬理学	1
	医療政策・国際保健概論	1
	予防医学・健康指導特論A	1
	予防医学・健康指導特論B	1
	予防医学・健康指導特論C	1

医系科学研究科(総合健康科学専攻共通)	生命・医療倫理学A	1
	生物統計学・臨床統計学基礎論	1
	生命・医療倫理学A	1
	研究方法論A	1
	スタートアップ生命科学コースワーク	1
	バイオデザイン概論AⅠ	1
	バイオデザイン概論AⅡ	1
	多職種連携A	1
	医学統計パッケージ演習	1
	トランスレーションナルリサーチ概論A	1
	栄養学	1
	健康生活科学	1
	予防医学・健康指導特論A	1
	予防医学・健康指導特論B	1
	Health Communication and Health Promotion	1
	Research Methodology in Health Science	1
医系科学研究科(総合健康科学専攻保健科学プログラム)	保健科学特論Ⅰ(調査研究)	2
	保健科学特論Ⅱ(質的研究)	2
	保健科学特論Ⅲ(実験研究)	2
	Epidemiology and Disease Prevention	2
	Statistics in Health Science	2
	Global Health Challenges and Solutions I	2
	看護理論	2
	理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	2
	理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	2
	国際リハビリテーション学	2
	口腔健康科学特論	2
	薬科学特論	2
	人体の構造	2
	人体の機能	2
	病因病態学	2
	病因病態学	2

	生体防衛学	1
	総合薬理学	1
	医療政策・国際保健概論	1
	臨床医歯学総論	2
	分子生物学と放射線防護	2
医系科学研究科(総合健康科学専攻公衆衛生学プログラム・生命医療科学プログラム)	生物統計学・臨床統計学基礎論	1
	疫学基礎論	2
	臨床研究方法論	2
	臨床法医学概論	2
	総合医療実践学特論	2
医系科学研究科(総合健康科学専攻公衆衛生学プログラム)	環境保健学概論	1
	国際感染症概論	1
	放射線診断物理学	1
	放射線治療物理学	2
	核医学物理学	1
医系科学研究科(総合健康科学専攻医学物理学プログラム)	放射線診断学・核医学	1
	放射線腫瘍学	2
	Arts & Science for Evidence-Based Decision Making	2
	Advanced Energy Conversion Systems	2
	Sustainable Marine Environment	1
スリー トンサイエティ実践科学研究院	Development Microeconomics I	2
	Development Microeconomics II	2
	Development Macroeconomics I	2
	Development Macroeconomics II	2
	Applied Econometrics I	2
	Applied Econometrics II	2
	Urban Policy	2
	Agriculture Production Economics	2
	Advanced Biosystems Engineering	2
	Advanced Learning Systems	2
	Advanced Thermal Engineering	2

	Infrastructure and Regional Planning	2
	Advanced Environmental Systems Engineering	2
	Botany Resources for the Future	2
	Transportation Engineering	2
	Sustainable Architecture	2
	Epidemiology and Disease Prevention	2
	Global Health Challenges and Solutions I	2
	Global Rehabilitation	2
	Lecture on Oral Health Sciences	2
	Seminar on Health Policy & Global Health	1
	Basic Biostatistics and Basic Clinical Statistics	1
	Basic Epidemiology and Practice	2

大学院授業科目早期履修申請書

(履修を希望する研究科等の長)
広島大学
長 殿
令和 年 月 日

(申請者)
所属学部
学生番号
氏 名

※ 大学院授業科目早期履修の申請があった日の属する学期までの成績を記載した書類 (GPA 含む。)を、所属学部の学生支援担当で添付します。

※ 記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

下記授業科目を履修したいので、御許可願います。

記

プログラム名	授業科目名	単位数	開講区分

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見

教員氏名 (自署)

本学部所属の上記申請者が、貴研究科等の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

令和 年 月 日
(所属学部の長)
広島大学 長

※ 「氏名」は、必ず申請者本人が自署すること。

大学院授業科目早期履修通知書

(申請者)
所属学部
学生番号
氏 名

上記申請者の早期履修について、下記のとおり審査結果を通知する。

記

プログラム名	授業科目名	単位数	開講区分	許可・不許可の別	備考

令和 年 月 日

(研究科等の長)
広島大学

長 印

- (注) 1. 履修が許可された授業科目については、研究科等で履修登録を行います。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合は、必ず履修手続期間中に研究科等の学生支援担当に申し出てください。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、研究科等が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

大学院授業科目早期履修取消・変更届

(研究科等の長)
広島大学

長 殿

令和 年 月 日

(届出者)
所属学部

学生番号

氏 名

早期履修を許可されている下記の授業科目について、履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

プログラム名	授業科目名	単位数	開講区分

取消理由

履修科目の変更をする授業科目 ※履修科目の取消しのための場合は、記載不要

プログラム名	授業科目名	単位数	開講区分	承諾印

- (注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお、届出の際は、大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。

2. 履修が許可された授業科目と学部・専攻の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り、履修科目の取消しを認めることができる。

3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、履修を許可された研究科等が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあっては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお、その場合は、履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン)により承諾を得てください。

4. 記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

「広島大学学部の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り、15単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる制度で、大学院教育との連携を図ることを目的として実施しています。

※令和7年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、令和8年度後期終了時に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科等・専攻・プログラム（令和7年4月現在）

人間社会科学研究科

人文社会科学専攻

人文学プログラム、法学・政治学プログラム、経済学プログラム、マネジメントプログラム、国際平和共生プログラム、国際経済開発プログラム、人間総合科学プログラム

教育科学専攻

国際教育開発プログラム、教育データサイエンスプログラム

就職開発専攻

就職開発プログラム

実務法学専攻

実務法学プログラム

先進理工系科学研究科

先進理工系科学専攻

数学プログラム、物理学プログラム、地球惑星システム学プログラム、化学プログラム、応用化学プログラム、化学工学プログラム、電気システム制御プログラム、機械工学プログラム、輸送・環境システムプログラム、建築学プログラム、社会基盤環境工学プログラム、情報科学プログラム、スマートイノベーションプログラム、量子物質科学プログラム、理工学融合プログラム

統合生命科学研究科

統合生命科学専攻

生物工学プログラム、食品生命科学プログラム、生物資源科学プログラム、生命環境総合科学プログラム、基礎生物学プログラム、数理生命科学プログラム、生命医科学プログラム

医系科学研究科

総合健康科学専攻

保健科学プログラム、薬科学プログラム、公衆衛生学プログラム、医学物理士プログラム、生命医科学プログラム

スマートソサイエティ実践科学研究院

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の3年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 申請した学期までのGPAが、進学を志望する研究科等（専攻・プログラム）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」－「学びのサポート」－「学士課程」のページに掲載しています。

○広島大学既修得単位等に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」とい
う。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大
学院規則」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」とい
う。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関
し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等について
は、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部、研究
科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等に
ついては、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、
広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)
又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決
裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の
6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プロ
グラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別
記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する
学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「所属学部等」という。)の長に
申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の
審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既
修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、
所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究
科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学
内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行っ
たときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を
行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修
得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するも
のとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修
を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

(外国語技能検定試験等に係る認定の手続)

第 7 条 外国語技能検定試験等に係る既修得単位等の認定を受けようとする者の申請に係る書
類及び認定の審査の結果に係る通知については、第 3 条及び第 5 条第 1 項の規定にかか
わらず、外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて(令和 5 年 2 月 7 日教育
本部全学教育統括部統括会議長決裁)の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

この細則は、令和 5 年 6 月 28 日から施行し、この細則による改定後の広島大学既修得単
位等の認定に関する細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

既修得単位等認定願

令和 年 月 日

(所属学部等の長)

広島大学 長 殿

広島大学通則第 31 条

所属

広島大学大学院規則第 36 条

学生番号

氏名

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものと
して単位を認定する。

令和 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学

長

の規定により既修得単位等の認定を受けたので、

成績証明書添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名、学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、必ず本人が自署すること。

- 2 区分欄には、広島大学の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織で定める授業科目の区分を記入すること。
- 3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等			
区分	授業科目	認定単 位数	評 等	価	既修得授業科目名等	修得単 位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名、学修した講習名等							
備考							
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。							

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号
氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものと
して単位を認定する。

令和 年 月 日

(所属する研究科等の長)

広島大学						長
認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単 位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単 位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科等名						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で 表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

○広島大学転学部の実取扱いに関する細則
(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の実取扱いに関する細則
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2
項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における転学部の実取い
に關し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学
生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになることと認め
られるときに、許可することがある。

(公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必
要な事項を決定し、12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月10日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月
10日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。
ない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調
査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学
部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成
績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、
受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとす
る。

(許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として2年
次とする。

(在学年限)

チ ュ ー タ ー 署 名 Supervisor's signature	
---	--

転 学 部 願
Request for Transferring School

広 島 大 学 長 殿
To the President of Hiroshima University

学 部 / School	
学 科 ・ 課 程 ・ 類 ・ 専 攻 / Department・Program・Cluster・Major	
学 生 番 号 / Student Number	
氏 名 / Name	
生 年 月 日 / Date of Birth	

私こと、下記のとおり転学部したいので、御許可くださるようお願いいたします。
I request permission to transfer school as follows.

記

転学部希望日 / Preferred date of transfer	年 4 月 1 日
希望学部 / Preferred School	学部名 / Name of School
	学科・課程・類・専攻・プログラム / Department・Program・Cluster・Major

理由 (詳細) / Detailed reasons

提出年月日 / Date of Submission	
本人氏名 / Signature of Student	
父母等氏名 / Signature of Guardian	

住所 / Address
〒

TEL

- (注 / Note) 1. 「父母等氏名」は、父母又はこれに代わる者として。外国人留学生は、日本国内に在住する者として。
The guardian must be in Japan, and should be a parent or someone closely related to the student in daily life.
2. 「氏名」欄及び「本人氏名」欄は、必ず学生本人が自署し、「父母等氏名」欄は、必ず父母等本人が自署すること。
The document must be signed by both the student and the guardian.

※記載された個人情報 は、転学部手続業務及び調査・統計を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用又は提供するこ
とはありません。
Personal information above will be used exclusively for transferring school and for statistical purposes.

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所
定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。
(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願いい出ることではで
きない。

附 則
この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則 (令和 3 年 1 月 29 日 一部改正)
この細則は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

調 査 書

学生番号										
ふりがな										
氏 名	年 月 日 生			男		女				
所 属	学 部	学 科 ・ 類		専攻・コース プログラム						
志 望	学 部	学 科 ・ 類		専攻・コース プログラム						
入学前 の学 歴	高等学校 年 月 卒業	所在地	都道 府県	市 郡						
		所在地	都道 府県	市 郡						
		所在地	都道 府県	市 郡						
在学中の 異動(休 学・改姓 等)	事 項	期 間	事 由							
父 母 等	氏 名	続柄								
	住 所	(〒)		TEL ()						
趣味特技										
総合所見	チューター氏名 (自署)									

入 学 試 験 成 績										
選抜の種類					成績順位					受験番号
一般選抜 (前期日程・後期日程) 広島大学光り輝き入試 (総合型選抜—I型, II型, 国際バカロレア型, 帰国生 型, 社会人型, IGS国外選抜 型, IGS国内選抜型, フェニ ックス型) (学校推薦型選抜)					人 中					
試 験	国 語	地 歴	公 民	数 学	理 科	外 国 語	実 技	小論文総 合問題面 接	合計点	調査書 評定平 均値
大 学 入 学 共 通 テ ス ト										
一般選抜										
広 島 大 学 光 り 輝 き 入 試	第 1 次 選 考				第 2 次 選 考					

(注) 1 広島大学光り輝き入試の第1次選考及び第2次選考の欄については, 審査内容,
評価等を記入すること。
2 この調査書には, 本学での学業成績表を添付すること。

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」とい
う。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下
「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」とい
う。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として学部に入学者は、次の各号に掲げる者で、本
学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

- (1) 通則第 11 条各号に規定する者(第 3 号に掲げる者を除く。)
- (2) 学部生を対象に開設する授業科目のうち本学が指定する授業科目の履修を希望する
高等学校又は中等教育学校後期課程に在学者(次号に掲げる者を除く。)
- (3) 学部が実施する高大接続型プログラム又は入学前プログラムにおいて当該学部が指
定する授業科目の履修を希望する通則第 11 条各号に規定する者(履修を希望する年度
の翌年度の 3 月 31 日までに通則第 11 条各号に規定する入学資格を有することが見込
まれる者を含む。)

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 条の 2 科目等履修生として大学院に入学者は、以下のとおりである。
各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

第 3 条の 3 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに前条の規定にかかわらず、本学の科目等
履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は
学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学
部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織を経て、学長に願い出なければならな
い。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)(は、在留カ
ードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下
「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の
推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組
織の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出す
るとともに、入学科 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修する
ことを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができ
る。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学科は、納付を要
しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日まで
に 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促す
る。

3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 2
0 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明
プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授
業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第 8 条 現職教育職員については、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、検
定料及び入学科は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項
に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学科及び授業料の返還)

第 9 条 既納の検定料、入学科及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第 10 条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第 11 条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試
験を受けなければならない。

別記様式(第4条第1項関係)

広島大学長 殿

年 月 日

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生

科目等履修生許可願

貴学科科目等履修生として下記のとおり履修したいので、御許可願います。

記

最終卒業学校								
現職								
履修希望学部等 (学部, 研究科又は は研究科等連係 課程実施基本組 織)								
履修期間	自	年	月	日	至	年	月	日
履修理由								
授業科目	目	単位数	前・後 通年の 別	単位認 定の 要・不 要	承諾	履修証明プロ グラム履修生 としての履修 の有無		
						有・無		
						有・無		
						有・無		
						有・無		
						有・無		
						有・無		

- 2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。
(証明書の交付)
- 第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の
証明書を交付する。
(大学の命ずる退学)
- 第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命
ずることができる。
(履修許可の取消し)
- 第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の
義務を怠り督促を受けてもお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消
すことができる。
(雑則)
- 第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学
院規則の規定を準用する。
附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(略)
- 附 則(令和7年3月11日規則第22号)
- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

同一年度における他の学部等での履修の有無

☐ 有
☐ 無

有の場合は学部等名〔

☐ 有
☐ 無

〕

同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無

☐ 有
☐ 無

有の場合はプログラム名〔

☐ 有
☐ 無

〕

(注) 1 「氏名」欄は、必ず本人が自署すること。
2 「承諾」欄は、事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上、署名又は押印を依頼すること。
3 許可願は、学部等ごとに別業とすること。

○広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

(1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者

(2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者

(3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者

(4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育・平和担当)、副学長(学生支援担当)、学部長、研究科長及び研究科等連係課程実施基本組織の長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内外に公表する。

(事務)

139

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年7月18日規則第191号)

この規則は、令和5年7月18日から施行し、この規則による改正後の広島大学学生表彰規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○広島大学学生表彰基準

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成16年4月1日規則第14号。以下「規則」という。)第1条及び第2条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第3条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第4条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

(1) 規則第5条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。

(2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとす(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

6 表彰の公表について

規則第7条の規定により表彰を受けた者の公表は、広島大学(以下「本学」という。)のホームページに掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

「成績優秀者」

①

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として学生100人を目的に1人の「成績優秀者」を選定し、推薦することができる。

その他

②

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

る。ただし、推薦することができる人数は、学部毎に各年度において卒業する学生の中から、原則として学生100人を目安に1人とする。

イ 大学院生等

各研究科及び研究科等連係課程実施基本組織は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)を受け、本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、原則として学生300人を目安に1人を選定し、推薦することができる。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和6年4月1日 一部改正)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

○広島大学学生懲戒規則

(平成28年3月7日規則第20号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第40条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第41条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を

勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第3条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第4条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、厳重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第5条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第6条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第7条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメント等の防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若千人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。

5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があったときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。こ

の場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所等を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第17条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第18条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第19条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したチーム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 21 条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 22 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 6 年 4 月 1 日規則第 76 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人、強盗、不同意性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告

	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培、売買、不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為、のぞき見、盗撮行為等)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等)、性暴力行為(不同意わいせつ等)又はストーカー行為	退学、停学又は訓告。学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)に在籍する幼児、児童若しくは生徒又は 18 歳未満の者に対して行った場合は、退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手方を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等)を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手方を死亡させ、又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転、暴走運転又は無免許運転	停学
不正受検	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学、停学又は訓告

処 分 通 知 書

非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学、停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束	退学、停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊、汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	20歳未満の者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報(の漏えい、紛失等の不適切な取扱い)	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を発生させた場合又は人の事件事故を助長した場合	退学、停学又は訓告
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告

年度入学生
所属学部等
学生番号
氏 名

広島大学通則第40条(広島大学大学院規則第41条において準用する広島大学通則第40条)の規定に基づき、
に処する。

処 分 理 由

令和 年 月 日

広島大学長

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

広島大学長

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数
- (6) 団体の構成員の氏名及び連絡先

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するとき(ちらし・ピラ等の文書を配付する場合を含む。)は、責任者は、原則として

3 日前までに、学部施設の施設の場合にあっては当該学部の長に、その他の施設の場合にあっては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板)

第7条 前条の規定にかかわらず、学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、撤去すること。

(行事及び集会)

第8条 学生又は学生団体は、学内において行事又は集会を行う場合は、授業、研究、診療、試験実施等に支障を来することがないよう十分配慮しなければならない。

(遵守事項)

第9条 学生又は学生団体は、法令及び本学の諸規則を遵守するものとし、本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

(準用)

第10条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生について準用する。

2 第2条の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生について準用し、第3条及び第4条の規定は、研究生及び科目等履修生について準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(略)

附 則(令和2年7月21日規則第189号)

この規則は、令和2年7月21日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければならない。
(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科及び研究科等連係課程実施基本組織にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条第 2 項を除く。)の規定は、研究生、外国人研究生、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。

この場合において、第 2 条中「入学、転学部若しくは転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあつては「受入れを認められたとき」と、特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあつては「受入れを許可されたとき」と、「所属の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織」とあるのは研究生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、外国人研究生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、病院、国際高等教育研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、日本語等予備教育生にあつては「森戸国際高等教育学院」と、第 4 条第 1 項中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科及び研究科等連係課程実施基本組織にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生及び外国人研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生及び特別聴講学生にあつては「許可された履修期間」と、短期国際交流学生及び特別研究学生にあつては「受入れ期間」と、日本語等予備教育生にあつては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生(外国人研究生を含む。)、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和 31 年 9 月 14 日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 5 年 8 月 28 日 一部改正)

この細則は、令和5年8月28日から施行し、この細則による改正後の広島大学学生証取扱細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別記様式(第2条関係)

(表)

(学章)	広島大学学生証									
	学生番号					年度				
(写真)	入学年度					所 属				
	氏 名	年	月	日		年	月	日		
	生年月日					有効期限				
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。									
	年	月	日				広島大学長	印		

(裏)

注 意 事 項									
1 次の場合において、必要に応じ本証を提示しなければならない。									
(1) 本学の施設等を利用するとき									
(2) 本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき									
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。									
3 本証を紛失し、若しくは著しく損傷し、又は本証の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出て、再発行を受けること。なお、紛失(盗難)もしくは著しい損傷において、その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。									
4 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく本証を返却しなければならない。									
(1) 学生又は職員がその身分を喪失したとき									
(2) (1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき									
(3) 本証の有効期限が満了したとき									
5 本証は、認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているもので、取り扱いに留意すること。									
6 この注意事項に定めのないことについては、身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱規則、広島大学職員証取扱要項、広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。									
【連絡先】国立大学法人広島大学									
〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 Tel. 082-422-7111(代表)									

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年4月1日規則第111号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)(の規定及び広島大学(以下「本学」という。))が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。))を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)(その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。))があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることでできる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科(以下「所属学部等」という。))が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては教育本部と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)
(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害にに応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第3条に定める支援の申し出を行い、当該学生が志望する、若しくは所属する学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C 特別措置の内容・方法等

1 ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議は、障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために大学入学共通テストにおける特別措置等を基準として、試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。

2 入学試験における特別措置の内容・方法については、前項に定めるガイドラインを基準として、当該学生と志望学部、研究科又は専攻科(以下「志望学部等」という。)が協議して決める。

3 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については、第1項に定めるガイドラインを基準として、当該学生及びチューター(指導教員)又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D 特別措置の申請

1 入学試験における特別措置を希望する者は、原則として、出願受付開始日の1週間前までに、点字受験等、準備に時間を要する特別措置を希望する者は、出願受付開始日の4週間前までに、志望学部等に対して特別措置を申請することとする。

2 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部、研究科又は専攻科(以下、「開設学部等」という。)に、原則として履修登録確定後から2週間以内に特別措置を申請することとする。

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

3 入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は、速やかに当該入試担当者に連絡する。

4 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学部等は、速やかに当該授業の担当教員に連絡する。

5 特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は、必要に応じて、特別措置の内容・方法についてダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ、ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附 則(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

附 則(令和5年4月1日 一部改正)

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。))に対する証明書発行に必要事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。))に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。))に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
 - (2) ピアサポーターによる学生相談支援活動
 - (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
 - (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動
- (所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。))及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 5 年 7 月 18 日 一部改正)

この要項は、令和 5 年 7 月 18 日から施行し、この要項による改正後の社会貢献活動に従事したことに關する証明書発行要項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

広島大学長 殿	証 明 願 所属学部等 氏 名
このことについて、下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので、証明願います。	
記	
1 従事した社会貢献活動 (具体的に)	
2 従事した期間	
3 その他参考となる事項	
上記のとおり推薦しますので、証明書の発行をよろしくお願いいたします。	
年 月 日	(所属学部等の長) 広島大学 長

備考 証明願の提出に当たっては、可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

学 章	第 号
証 明 書	
大学印	所属学部等 氏 名 生 年 月 日
上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。	
従事した社会貢献活動	
従事した期間	
その他特記事項	
年 月 日	
広島大学長 印	

○課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(平成 28 年 3 月 2 日学長決裁)

課外活動を行ったことに関する証明書発行要項
(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条第 2 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、課外活動を行った広島大学(以下「本学」という。)の学生に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、体育活動、芸術・文化活動、ボランティア活動等の課外活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う課外活動を支援することを目的とする。

(証明書の発行の願い出)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科に在籍する学生であって、本学の学生団体に所属し、課外活動を行ったものは、証明書発行願(課外活動)(別記様式第 1 号。以下「発行願」という。)により学長に証明書の発行を願い出ることができ

る。

2 前項に規定する学生団体は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号。以下「規則」という。)第 5 条の規定に基づく学生団体の届出がなされ、かつ、証明書の発行を願い出した学生が課外活動を行った時期又は証明書の発行を願い出した日において、本学の職員が部長又は顧問である学生団体でなければならない。

(証明書の発行)

第 4 学長は、第 3 第 1 項の願い出があった場合は、その内容を検討の上、規則第 5 条第 1 項から第 3 項までに規定する学生団体結成届若しくは更新届又は他の書類等により当該学生が学生団体に所属していた事実を確認できる場合は、証明書(別記様式第 2 号)を発行するものとする。

(取消し)

第 5 学生が発行願に虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載を行ったことが明らかなる場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 6 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第 7 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 1 日 一部改正)
この要項は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

証明書発行願(課外活動)

第 号

年 月 日

証明書

広島大学長 殿

(申込者) 入 学 年 度

学 生 番 号

学部学科名等

生 年 月 日

氏 名

連 絡 先 () -

学 部

学 科 ・ コ ー ス 等

氏 名

生 年 月 日

下記のとおり証明書を発行願います。

記

上記学生について、下記のとおり証明します。

所 属 学 生 団 体	
在 籍 期 間	
団 体 の 目 的	
役職名及び期間	
必 要 理 由	

記

課外活動歴

所属学生団体名：

在 籍 期 間：令和 年 月 ～ 令和 年 月

特 記 事 項：

団体の目的

※ 部長・顧問確認欄
(署名)

年 月 日

※ 広島大学職員である部長又は顧問が署名してください。

広島大学長

ご記入いただいた情報は、証明書発行のために利用するもので、その他の目的に利用することはありません。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 9 日 一部改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に關し必要な事項を定めるものとする。
(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 大学を卒業した者
(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
(3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならぬ。

(1) 研究生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出その許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科料は、徴収しない。

(入学科)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があらがないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学科料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学科料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学科料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(令和5年1月10日規則第4号)

この規則は、令和5年1月10日から施行する。

広島大学長殿

年 月 日

ふりがな

氏名

年 月 日生

研究生許可願

貴学研究生として、下記のとおり研究したいので御許可願います。

記

最 終 卒 業 学 校						
現 職						
現 在 ま で の 研 究 歴						
研 究 場 所						
研 究 期 間	年	月	日	～	年	月 日 (か月)
指 導 教 員	職 名			氏 名		
研 究 題 目						
備 考						

(注) 「氏名」欄は、必ず本人が自署すること。

広島大学外国人研究生規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。))において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
 - (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者
- 2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書
- (5) 住民票の写し、在留資格を記載した住民票記載事項証明書又は在留カードの写し
(日本に居住する者の場合に限る。)
- (6) 旅券の写し(旅券を有しない場合は、外国籍であることを証明する公的書類。外国に居住する者の場合に限る。)

2 外国人研究生として志願する者が、志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学 3+1 プログラムの特別聴講学生として在学中の場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類により願出することができる。

- (1) 外国人研究生許可願
 - (2) 履歴書
 - (3) 在留カードの写し
- (受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(教授会を置かない学部等)にあっては、これに代わる機関)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、原則として 1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第 6 条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに外国人研究生研究継続許可願により当該学部等を経て、学長に願出してその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科 84,600 円を納付しなければならない。

(研究科)

第 8 条 外国人研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、揭示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があらがないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して 3 月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

第 12 条 削除

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第 13 条 既納の検定料、入学科及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学科及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

第 14 条の 2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特別聴講学生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学科及び研究料は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)

2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。

- (1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。
- (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
- (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
- (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。

3 前項の規定にかかわらず、同項第 3 号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学科及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(令和6年6月18日規則第47号)

この規則は、令和6年6月18日から施行する。

○広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメント等が職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメント等の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「パワー・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 この規則において「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、妊娠・出産に関する言動又は妊娠・出産、育児・介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

5 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

- 6 ハラスメントの行為者とされた者の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。
 - (1) ハラスメントの行為者とされた者が第2項から前項までの行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
 - (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。
- 7 この規則において「性暴力等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項各号及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文科科学大臣決定)に定める児童生徒性暴力等と同等の行為を行うこと。
 - (2) 第2項に定めるセクシュアル・ハラスメントのうち、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令に定める犯罪行為に該当する行為を行うこと。
- 8 この規則において「ハラスメント等」とは、ハラスメント及び性暴力等をいう。(防止及び啓発)
- 第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメント等の発生を防止するための啓発に努める。(相談体制)
- 第4条 大学におけるハラスメント等に関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。
 - 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメント等の被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のブライバイシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。(調査体制)
- 第5条 学長は、ハラスメント等の事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該事実ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
 - 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 調査会は、被害を受けたとする者、ハラスメント等の行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
 - 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やブライバイシーの保護には十分に配慮するものとする。
 - 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。

- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。(調査結果の告知及び不服申立て)
- 第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して、速やかに書面により調査結果を告知するものとする。
 - 2 前項の告知を受けた者は、当該告知内容について不服を申し立てることができるものとする。翌日から2週間以内に、書面により学長に不服を申し立てることができるものとする。ただし、当該事案に関して、広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づき懲戒に係る審査を受ける者は、不服を申し立てることはできない。
 - 3 学長は、前項本文の不服申立てがあった場合は、不服を申し立てた者に対して、申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。
 - 4 前項の通知内容に対する不服申立ては、認めない。(措置の決定及び実施)
- 第7条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し、実施する。
 - 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会に付議する。(不利益取扱いの禁止)
- 第8条 大学は、ハラスメント等に関する相談、当該相談への対応に対する協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした職員及び学生等に対し、そのことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。(雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

 - 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
 - 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。(略)

附 則(令和6年3月26日規則第70号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則
(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第15号)第9条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)の許可を受けなければならない。

2 入構の許可を受けた者は、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第4条 前条第2項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 東広島キャンパスに通勤する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はがらが職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 東広島キャンパスに通学する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

- ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌字線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (3) 商用等のため構内を訪れる業者
- (4) 東広島キャンパスに通勤する職員又は通学する学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。
- イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
- ロ 学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの
- (5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者（構内駐車証等の申請が可能な期間等）
- 第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者 理事が定める期間
- (2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、理事は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。
- (1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間
- (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要なる者 1月
- (3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月
- 4 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が自動車により臨時に入構する必要がある場合は、当該各号に定めるところにより入構させることができる。
- (1) 本学の職員又は学生 職員証又は学生証を提示の上、臨時構内駐車証を交付する。
- (2) 外来者 用務先を申し出の上、臨時構内駐車証を交付する。（経費等）
- 第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とし、その負担金（以下「利用者負担金」という。）は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

- 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分		金額
1	第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1)	駐車場を利用する期間 1年	6,000円
(2)	駐車場を利用する期間半年	3,000円
2	第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

- 4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、理事が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。
- 5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。
- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が東広島キャンパスから本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (構内駐車証等の貸与等の禁止)

- 第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。
(構内駐車証等の有効期限等)
- 第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。
(ゲートの運用)
- 第9条 自動車により出入構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。
(遵守事項)
- 第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
 - (2) 構内駐車証の交付を受けている場合は、運転席前面に置くこと。
 - (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
 - (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
 - (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
 - (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
(指導及び取締り)
- 第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。
(違反者に対する措置)
- 第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。
- (1) 違反車両については、告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。
 - (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。
- ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
(放置車両に対する措置)
- 第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。
(事故処理等)
- 第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

- 2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)
- 第15条 緊急事態が発生した場合は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。
(雑則)
- 第16条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

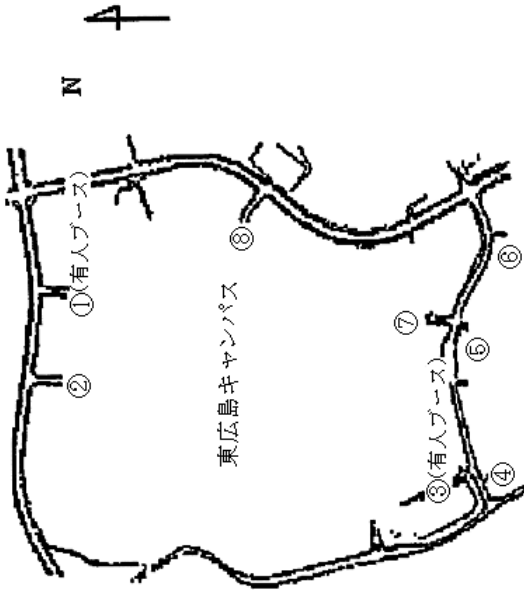
(略)

附 則(令和4年8月19日 一部改正)

この細則は、令和4年8月19日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

- (1) 平日
- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18：00以降ゲート①(18：00～6：00)を利用することができる。また、16：30以降ゲート④(16：30～21：00)を開放する。

- (2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間
- ・ 昼間(6：00～21：00)の規制は行わない。

別紙第1(第5条第2項関係)

区分	申請者	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	申請書の受付及び交付申請書等
自動車	職員 (第4条第1号に該当する者)	職員証又は学生証	理事が定める期間	財務・総務室 財務部 会計グループ	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	利用登録証	随時	第1ゲート及び第3ゲート	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	職員証又は学生証			理事が定める様式
	教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者(第4条第5号に該当する者)	構内駐車証(別記様式第2号)			
外来者	職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	職員証又は学生証	臨時構内駐車証(別記様式第3号)	当初交付又は貸与紛失届を受けた際の受付(別記様式第4号)を担当	
	職員 学生 外来者	臨時構内駐車証(別記様式第3号)			
	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者				

構内駐車証等交付申請書
(自動車)

年 月 日		
申請理由	・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他	
申請期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
業者等	会社名等	電話番号 () ー
	所在地	
	フリガナ氏名	
	主たる用務先	
利用登録番号		
登録申請車	車種	乗用車(普・軽) 貨物車(バン・トラック) その他
	車名(色)	(色)
	車両番号	
現在の登録番号		
部局等担当者確認印		

*この申請書に記載された個人情報等は、構内駐車証等の交付手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

構内駐車証番号	
---------	--

構内駐車証				
職員・学生 (外来者等)				
氏名				
登録番号				
車両番号				
有効期限				
広島大学東広島キャンパス				

注意事項
1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。 3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 7. 交通指導員の指示に従うこと。 8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

運転席前面に置くこと。

臨時構内駐車証			
(注) 有効期限は、当日限りです。			
入構年月日	年	月	日
運転者氏名		用務先	
勤務先・所属 局又は住所	連絡電話番号(内線)		
注 意 事 項	1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。		
	2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。		
	3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。		
	4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。		
	5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。		
	6. 交通指導員の指示に従うこと。		
	7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。		
	違反に対する措置		
	1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。		
2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。			
ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。			
この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。			

広 島 大 学

年 月 日

紛失届

学生番号

職員番号

氏 名

下記理由により利用登録証(構内駐車証)を紛失しました。

理由：

以下の欄は記入しないで下さい。

旧利用登録番号

新利用登録番号

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則
(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)
広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則
(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車という。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室(以下「支援室」という。)をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又は利用登録証のいずれかを所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の許可を受けた者以外で、自動車により入構しようとするときは、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し、関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4 支援室は、前項の許可を受けた者に対して、駐車券の無料認証を行うこととする。

(申請資格等)

第 4 条 入構許可の申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(第 7 号イに該当する者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2) 本学の学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において第 7 号ロに該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ構内への通学が困難であり、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者を除く。

イ 学部学生の 1 年次生

ロ 広島市内(中区、南区、西区及び東区に限る。)在住者。ただし、勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と認められるときは、この限りでない。

(3) 放送大学広島学習センターの職員(第 8 号に該当する者を除く。)

(4) 放送大学広島学習センターの学生(第 8 号に該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(5) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(6) 商用等のため構内を訪れる業者

(7) 部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 本学の学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となつていない者で、安全教育を受講しているもの

(8) 放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者

(9) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(10) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が認めた者

(申請期間等)

第 5 条 入構許可の申請期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第 1 号から第 6 号までに該当する者にあつては、毎年 4 月 1 日から 4 月 15 日まで、又は 10 月 1 日から 10 月 15 日までとし、それ以外の期間は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第 7 号から第 10 号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 入構許可の申請手続方法等は、別紙第 1 のとおりとする。

(整理業務等)

第 6 条 車両による入構及び駐車場整理の業務に要する経費については、本学が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車場の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前 7 時から午後 11 時までの入構及び駐車場整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車場整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

(3) 前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
イ 駐車場を利用する期間1年	10,000 円
ロ 駐車場を利用する期間半年	5,000 円
ハ 駐車場を利用する期間1月	1,000 円

- 3 利用者の負担金については、次に掲げる者にあっては、これを免除することができる。
- (1) 第4条第7号、第8号又は第9号に該当する者
- (2) 二輪車により入構する者
- 4 第3条第3項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は、理事が定める。
- 5 特別の事情により第2項第3号の表に規定する期間の入構許可の申請ができない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた申請をすることができるとする。
- 6 利用者の負担金は、現金により納付するものとする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者の負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の3月末日までに、当該返還の請求が受理されなかった場合は、この限りでない。
- (1) 入構が許可されるまでに、申請者が入構許可の申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号の要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
- (3) 入構許可後に構内に自動車により入構する必要がなくなった場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があった場合 第2項第3号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 第2項第3号の表に規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (6) 本学の学生が休学又は卒業した場合 第2項第3号の表に規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (7) 放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内に於いて食堂、売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなった場合 第2項第3号の表に規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(8) その他理事が認めた場合 第2項第3号の表に規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(入構許可期間)

第7条 入構許可期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。

(ゲートの運用)

第8条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、理事が指定する者(以下「警備員」という。)に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(3) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(4) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第10条 構内の車両の交通指導及び取締りは、警備員が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 車両を運転して入構した者が、第9条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、悪質な行為を行った者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、本学の学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第12条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第12条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) その他学長が特別に認めた車両

- (事故処理等)
- 第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。
- 2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)
- 第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。
(雑則)
- 第 16 条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。
- 附 則
- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成 13 年 11 月 13 日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(令和 5 年 3 月 28 日 一部改正)

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1(第5条第2項関係)
(常時又は一定の期間入構する者)

区分	職員証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	備考
自動車	職員証 学生証 利用登録証	4月1日～4月15日	職員 (第4条第1号又は第7号-Iに該当する者)	東千田地区支援室	入構許可申請書(別記様式第1号)	
			学生 (第4条第2号又は第7号ロに該当する者)			
			放送大学等の職員・学生 事業所の職員・業者 (第4条第3号、第4号、第5号、第6号又は第8号に該当する者)			
		・上記以外の期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付 随時	同上	同上	同上	・受付する場合は、東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。
			職員 学生 (第4条第9号又は第10号に該当する者)	同上	同上	

(臨時に入構する者)

区分	証明書の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
自動車	臨時入構許可申請書・証明書(別記様式第2号)	随時	職員 外来者	東千田地区支援室	東千田キャンパスへ業務により入構する場合は、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、駐車券とともに支援室へ提示することとし、支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は、駐車券の認証を行うこととする。

告 知 書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第11条の規定により下記のとおり措置します。

年 月 日 時間 : 広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

- 1. この場所は、駐車禁止です。
- 2. この場所は、身障者用の駐車場です。
- 3. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かさないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部長等の長、学外者にあつては用務先の部長等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固定解除承諾願

年 月 日

運転者氏名 _____

住所・連絡先 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

年 月 日

署 名 _____

東千田キャンパス 入構許可申請書
(自 動 車)

申請理由	新規・更新・自動車の変更・その他									
申請期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
職員	職員番号	内線番号								
	部署等名									
	住所	自宅電話番号 ()								
	氏名	—								
学生	学生番号	学部 専攻 研究科 研究室(内線番号)								
	氏名									
	自宅住所	□() —								
	勤務先名及び住所	□() — 【担当部署・係まで詳細に記入してください。】								
安全教育受講年 月 日	年 月 日									
上記以外	会社名等	自宅電話番号 () —								
	所在地									
登録申込車	氏名									
	主たる用務先									
	車種	乗用車(管・軽)・貨物車(バン・トラック)・その他								
	車名(色)	(色)								
申込車	車両番号									
	自動車(任意)保険契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日								
申請理由										
	部局等担当者確認印									

以下の欄は記入しないください。

許可年月日	年 月 日
駐車番号	
利用者負担金	

整理No. _____

臨時入構許可申請書・証明書(東千田キャンパス)

(注)当日限り有効

申請区分	☐ 職員 ☐ その他()	入構日	年 月 日
駐車時間	午前 : ~ 午後 :		
配属又は所属	広島大学関係者の場合 発行部局等の長()		
運転者氏名			
業務先及び業務	業務先 確認印 印		
(記入例)	〇〇の会議出席のため 〇〇研究室において〇〇先生と研究打ち合わせのため		
1. 本申請書・証明書は、部局等の長の責任において発行する。臨時に広島大学東千田キャンパスに入構する者専用の入構許可申請書・証明書です。 2. 広島大学東千田キャンパスに業務があり、一時的に駐車場の利用を希望される方は、この申請書・証明書に記載し、駐車券とともに東千田地区支援室にお持ち下さい。 3. 支援室開室時間 : 平日 8:30~21:15 土曜 10:00~18:15 * なお、支援室開室時間外の対応はできませんので、ご注意ください。			

別記様式第3号

駐車券

表面

◀ — 広島大学東千田キャンパス駐車場

この券は持って降りてください

- この券は、出構の際に必要です。
- 出構の際に、出口の読取機に挿入し、利用時間に応じた料金をお支払いください。

[※入構後20分以内に出構する場合は、無料です。]

AW8647

裏面

業務でお越しの際は、無料認証いたしますので、下記へご提示ください。

- 東千田地区支援室（広島大学に御用の方）
- 放送大学事務室（放送大学に御用の方）

ご注意

- 駐車中における事故、災害、盗難については責任を負いません。
- この券は、出構の際に必要ですから紛失しないようにお願いいたします。
- 車を離れる時は施錠してください。

○学業に関する評価の取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について
- (1) 授業科目の成績評価
- 次のいずれか又は併用によるものとする。
- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の 5 段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	可否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し, 良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

- ② 0～100 点の点数評価とする。
- 60 点未満は不合格とする。
- ③ ただし, 特別な理由により, 5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。
- ④ ③の特別な理由については, プログラム担当教員会等で判断する。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の 3 段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

【計算式】

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期 (直前の期) 及び通年 (入学後から直前の期) で計算するものとする。
- (3) 5 段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の 5 段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	可否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し, 良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

2. ただし, 特別な理由により, 5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。
3. 2. の特別な理由については, プログラム担当教員会等で判断する。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位 (外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。) を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付さない。

○気象警報の発表、公共交通機関の運休、事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合における授業等の取扱いについて
平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表、公共交通機関の運休、事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

- 1 理事(教育・平和担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講
- (1) 広島地方気象台から、特別警報が広島市中区、広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合は、その市に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。
- ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。
- (2) 広島県に弾道ミサイルが落下した場合、全キャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であるとして理事が判断したときは、当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(4)までの場合により一斉休講とするときは、東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

- 一斉休講とする授業時間の範囲とその判断時刻の目安は3.のとおりとする。
- (1) 広島地方気象台から、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市中区、広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合
- (2) 台風の接近等により、あらかじめ広島市中区、広島市南区又は東広島市のいずれかに対して、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 弾道ミサイルや破壊された弾道ミサイルの破片が広島県を含む地域に落下する恐れがあるなど、学生・職員の安全確保の必要がある場合
- (5) 学生・職員が、大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (6) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時間の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時間の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱い、令和 2 年度から適用する。
2. 令和元年 10 月 1 日以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、1 1.(1)の③、④及びⅡの3.の取扱いを除き、なお従前の例による。

(注) (平成 22 年 3 月 16 日 一部改正)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(注) (平成 23 年 3 月 10 日 一部改正)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(注) (平成 27 年 1 月 7 日 一部改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(注) (令和 2 年 5 月 26 日 一部改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(注) (令和 5 年 5 月 23 日 一部改正)

この改正は、令和 5 年 5 月 23 日から適用する。

成績評価面に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めています。学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価面に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. 申立手続
- 別紙の「成績評価面に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。
2. 申立期間
- 各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。
3. 申立への回答
- 原則 1ヶ月もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。
4. 担当事務窓口一覧
- 1) 教養教育科目：
 - ・教育推進グループ【総合科学部事務棟 1F】
 - ・農地地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）
 - ※法学部法学科基間コース・医学部・歯学部・薬学部・薬学部の学生に限る。
 - ・東千田地区支援室（学生支援担当）
 - ※法学部法学科夜間主コース・経済学部経済学科夜間主コースの学生に限る。

2) 大学院共通科目：教育推進グループ【総合科学部事務棟 1F】

3) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等		担当事務窓口
総合科学部	総合科学部	総合科学系支援室（学生課担当）
	文学部	人文社会科学系支援室（文学事務室）（学工課程担当）
	教育学部／特別支援教育特別専攻科	教育学系総括支援室（学工課程担当）
	法学部（昼間コース／夜間主コース）	東千田地区支援室（法学部昼間コース担当・法学部夜間主コース担当）
	経済学部（昼間コース）	人文社会科学系支援室（経済学部担当）
	経済学部（夜間主コース）	東千田地区支援室（経済学部夜間主コース担当）
	理学部	理学系支援室（学工課程担当）
	農地地区支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院担当）	農地地区支援室（工学部担当・情報科学部担当）
	医学部 ※2／歯学部	生物学系総括支援室（学工課程担当）
	工学部／情報科学部	人文社会科学系支援室（文学事務室）（大学院課程担当）
	生物生産学部	東千田地区支援室（法学・政治学プログラム担当）
		人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）
		東千田地区支援室（夜間大学院担当）
		国際協力学系支援室
		総合科学系支援室（大学院課程担当）
人間社会科学部	心理学プログラム	教育学系総括支援室（大学院課程担当）
	法学・政治学プログラム	
	経済学プログラム	
	マネジメントプログラム	
	国際平和共生プログラム	
	国際経済開発プログラム	
	国際総合学プログラム	
	人間総合学プログラム	
	心理プログラム	
	教師教育デザイン学プログラム	
	教育学プログラム	
	日本語教育学プログラム	
	教職開発プログラム	
	実務法務プログラム ※2	
	臨床心理学プログラム	
先進理工系科学研究科	数学プログラム	東千田地区支援室（法科大学院担当）
	物理学プログラム	国際協力学系支援室
	地球惑星システム学プログラム	
	化学プログラム	
	量子物質科学プログラム	
	理工学融合プログラム	
	情報科学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
	応用化学プログラム	
	化学工学プログラム	
	電気システム制御プログラム	
	機械工学プログラム	
	輸送・環境システムプログラム	
	建築学プログラム	
	社会基礎環境工学プログラム	
	臨床・バイオ医療工学プログラム	
統合生命科学研究科	生物工学プログラム	国際協力学系支援室
	食品生命科学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	生物資源科学プログラム	生物学系総括支援室（大学院課程担当）
	生命環境総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	基礎生物化学プログラム	
	数理生命科学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
	生命医科学プログラム	
スマートソサエティ実践科学研究院	国際協力学系支援室	
	グローバル化推進グループ【学生プラザ3F／2F】	
	森戸国際高等教育学院／IDRC 国際連携機構	
	上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ【学生プラザ3F】

※1 特定プログラムなど、森戸国際高等教育学院以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。
※2 別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。

4 一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。

- 1) インターンシップや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合
- は、当該授業を実施できる。
- 2) 双方システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。
- 3) オンラインによる授業で、以下のいずれかに該当する場合は、開設部局の長等の判断により当該授業を実施できる。なお、授業担当教員は、受講者の不利益とならないよう、授業実施について必要な連絡を行うものとする。
- ・同時双方向型の授業で、受講者全員が自宅等で受講可能なことが予め確認できる場合

・オンデマンド型の授業の場合

5 一斉休講の解除

理事は、気象情報の解除、キャンパス内の安全確保、公共交通機関の運転再開等により授業の実施が可能であると判断したときは、一斉休講を解除し、授業等を再開する日及び授業時限を決定する。

第2 第1以外の取扱い

第1 の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とすることがどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第4 適用

この取扱いは、令和6年1月23日から適用する。

別紙

成績評価に対する異議申立書

申立日： 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度	講義コード
開講学部・研究科等	
授業科目名	
授業担当教員名	
現在の成績評価	
申立内容・理由	

※ 本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
※ 回答は、原則My もみじの個人掲示により連絡する。
※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口に連絡すること。

V 教員名簿・配置図

歯学部授業担当 教員名簿

令和7年4月1日時点

研究室・診療科名等	所属	教授	准教授	講師	助教
顎顔面解剖学	医系科学研究科	寺山 隆司	内部 健太 河野 尚平		
口腔生理学	医系科学研究科	杉田 誠	酒寄 信幸		宮部 梨紗子
生体分子機能学	医系科学研究科	宿南 知佐	三浦 重徳		藤本 勝巳
口腔顎顔面病理病態学	医系科学研究科				古庄 寿子
細菌学	医系科学研究科	小松澤 均	松尾 美樹		
細胞分子薬理学	医系科学研究科	吾郷 由希夫			浅野 智志 横山 玲(特任)
生体材料学	医系科学研究科	加藤 功一			平田 伊佐雄
粘膜免疫学	医系科学研究科		飛梅 圭		
ゲノム口腔腫瘍学	医系科学研究科	藤井 万紀子			末廣 智也(特任)
歯周病態学	医系科学研究科	水野 智仁	應原 一久(診療) 松田 真司(診療)		
歯周診療科	広島大学病院		岩田 倫幸(診療)		
口腔腫瘍制御学	医系科学研究科	柳本 惣市			大林 史誠 角 健作 濱田 充子 山崎 佐知子
顎・口腔外科	広島大学病院			小泉 浩一	伊藤 奈七子 森下 廣太
口腔外科学	医系科学研究科	相川 友直			水田 邦子 中川 貴之 植月 亮
口腔顎顔面再建外科	広島大学病院			小野 重弘 二宮 嘉昭(診療)	佐久間 美雪 鳴瀬 貴子 四道 玲奈
先端歯科補綴学	医系科学研究科	津賀 一弘	阿部 泰彦 吉川 峰加	土井 一矢	大上 博史 沖 佳史 小島 玲子
口腔インプラント診療科	広島大学病院		久保 隆靖(診療)		竹内 真帆
咬合・義歯診療科	広島大学病院				森田 晃司 保田 啓介
歯科矯正学	医系科学研究科	谷本 幸太郎	國松 亮		麻川 由起 矢野下 真 角 伊三武 中谷 文香 壺井 英里(特任)
矯正歯科	広島大学病院		廣瀬 尚人(診療)		吉見 友希 伊藤 翔太 小泉 祐真

歯学部授業担当 教員名簿

令和7年4月1日時点

研究室・診療科名等	所属	教授	准教授	講師	助教
歯科放射線学	医系科学研究科	柿本 直也	中元 崇		長崎 信一 大塚 昌彦 島袋 紀一
歯科放射線科	広島大学病院		末井 良和(診療)	小西 勝	
歯髄生物学	医系科学研究科	柴 秀樹			吉田 和真 中西 惇
歯科保存診療科	広島大学病院		武田 克浩(診療)		熊谷 友樹 西藤 法子
小児歯科学	医系科学研究科	野村 良太			岩本 優子 秋友 達哉 浅尾 友里愛 亀谷 茉莉子(特任)
小児歯科	広島大学病院				太刀掛 銘子 日下 知
歯科麻酔学	医系科学研究科	花本 博			清水 慶隆 土井 充 小田 綾 今村 芹佳(特任)
歯科麻酔科	広島大学病院			吉田 充広	大植 香菜
公衆口腔保健学	医系科学研究科	太田 耕司	重石 英生		兼保 佳乃
口腔保健疫学	医系科学研究科	内藤 真理子			西村 瑠美
口腔保健管理学	医系科学研究科	竹本 俊伸			仁井谷 善恵
生体構造・機能修復学	医系科学研究科	加来 真人	下江 宰司		
医療システム工学	医系科学研究科	村山 長		峯 裕一	
口腔生物工学	医系科学研究科	二川 浩樹	田地 豪		
医系科学(歯)	医系科学研究科		青戸 一司(中央研究室)		加藤 文紀(中央研究室)
死因究明教育研究センター	医系科学研究科				
口腔総合診療科	広島大学病院	河口 浩之		西 裕美(診療)	堀越 励
口腔健康科	広島大学病院	太田 耕司			
障害者歯科	広島大学病院	岡田 芳幸			吉田 結梨子
特殊歯科総合治療部	広島大学病院	谷本 幸太郎			
地域連携歯科医療部	広島大学病院	岡田 芳幸			
口腔検査センター	広島大学病院	加治屋 幹人		新谷 智章 安藤 俊範	吉本 哲也(特任) 吉野 舞(特任)
医療情報室	広島大学病院	岡田 芳幸		田中 武志(診療)	

(令和7年3月現在)



歯学部 案内図

令和7年3月現在

研究棟C

9F	先端歯科補綴学
8F	先端歯科補綴学
7F	歯周病態学
6F	口腔外科学 歯周病態学
5F	口腔外科学
4F	歯科矯正学
3F	歯科矯正学
2F	グループ学習室 更衣室 多目的室
1F	ミーティングルーム ラーニングコモンズ ダイバーシティエリア

研究棟B

6F	口腔保健学 デンタルスキルラボ3・4
5F	口腔工学 第3・第4実習室
4F	組織培養実習室 第1・第2講義室
3F	第3・第4講義室 CAD/CAM実習室 ME実習室
2F	第5講義室 大・中・小会議室
1F	第6講義室 第1実習室

講義棟D

8F	
7F	
6F	細菌学
5F	口腔顎顔面病理病態学
4F	
3F	
2F	
1F	学生支援室

基礎・社会医学棟

6F	大講義室 (口腔総合診療科)※ (障害者歯科)※ 歯科放射線学	中央研究室	生体分子機能学
5F	歯周生物学	ゲノム口腔腫瘍学	粘膜免疫学
4F	口腔腫瘍補綴学	顎顔面解剖学	口腔生理学
3F	デンタルスキルラボ2 クリニカルスキルトレーニング室		細胞分子薬理学
2F			
1F			歯学部長室

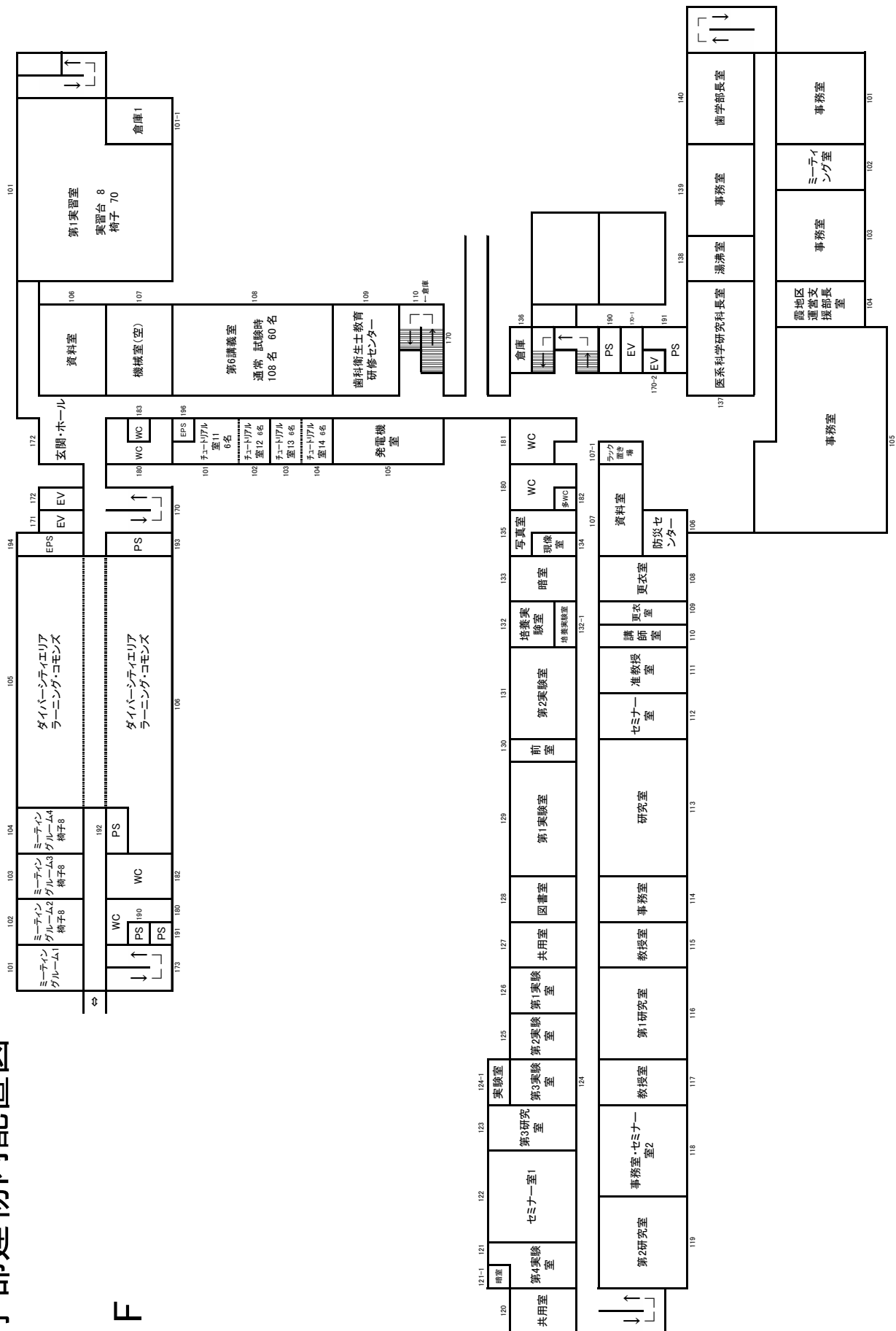
※教授室等は臨床管理棟2Fにあります。

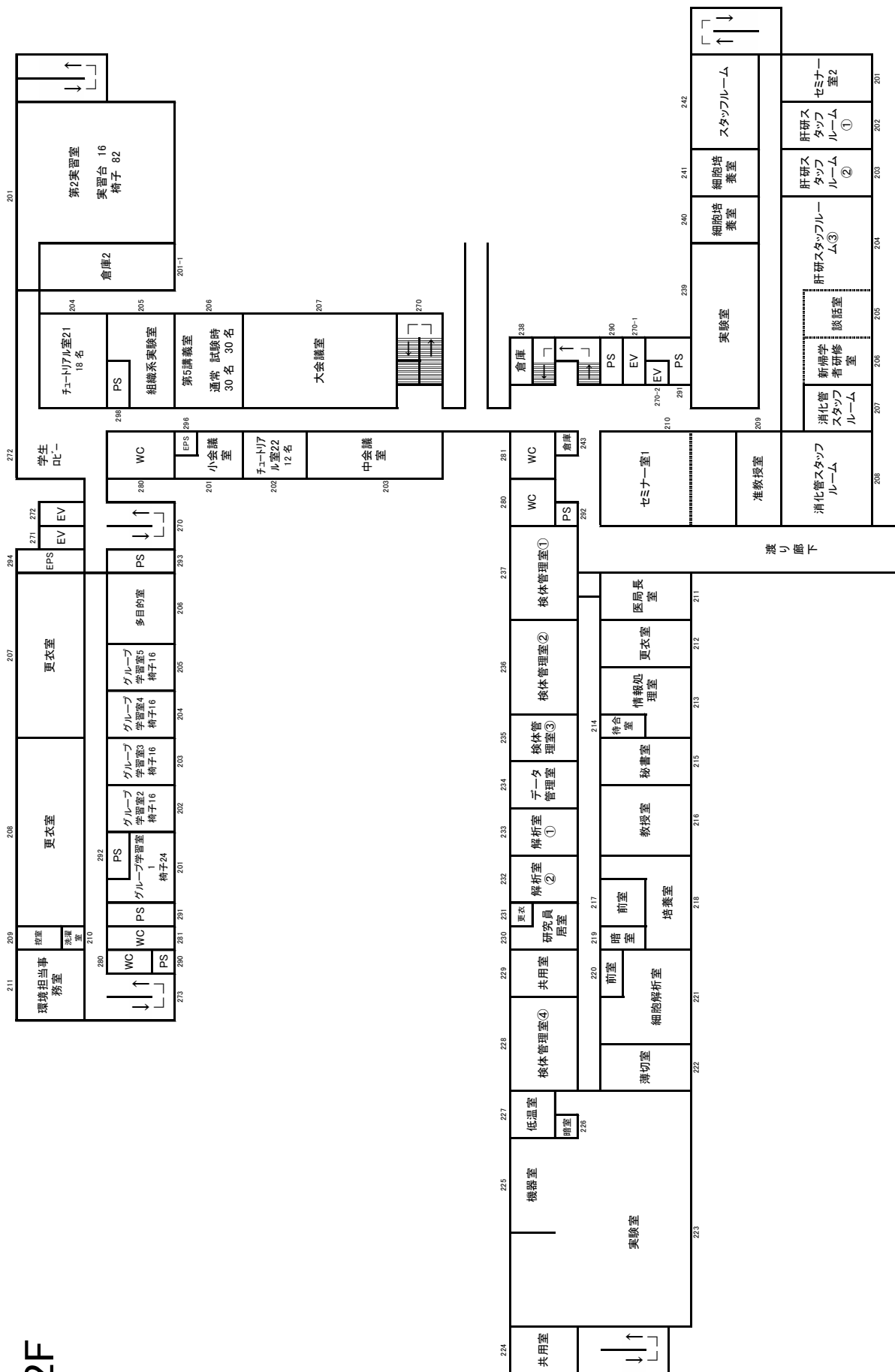
玄関

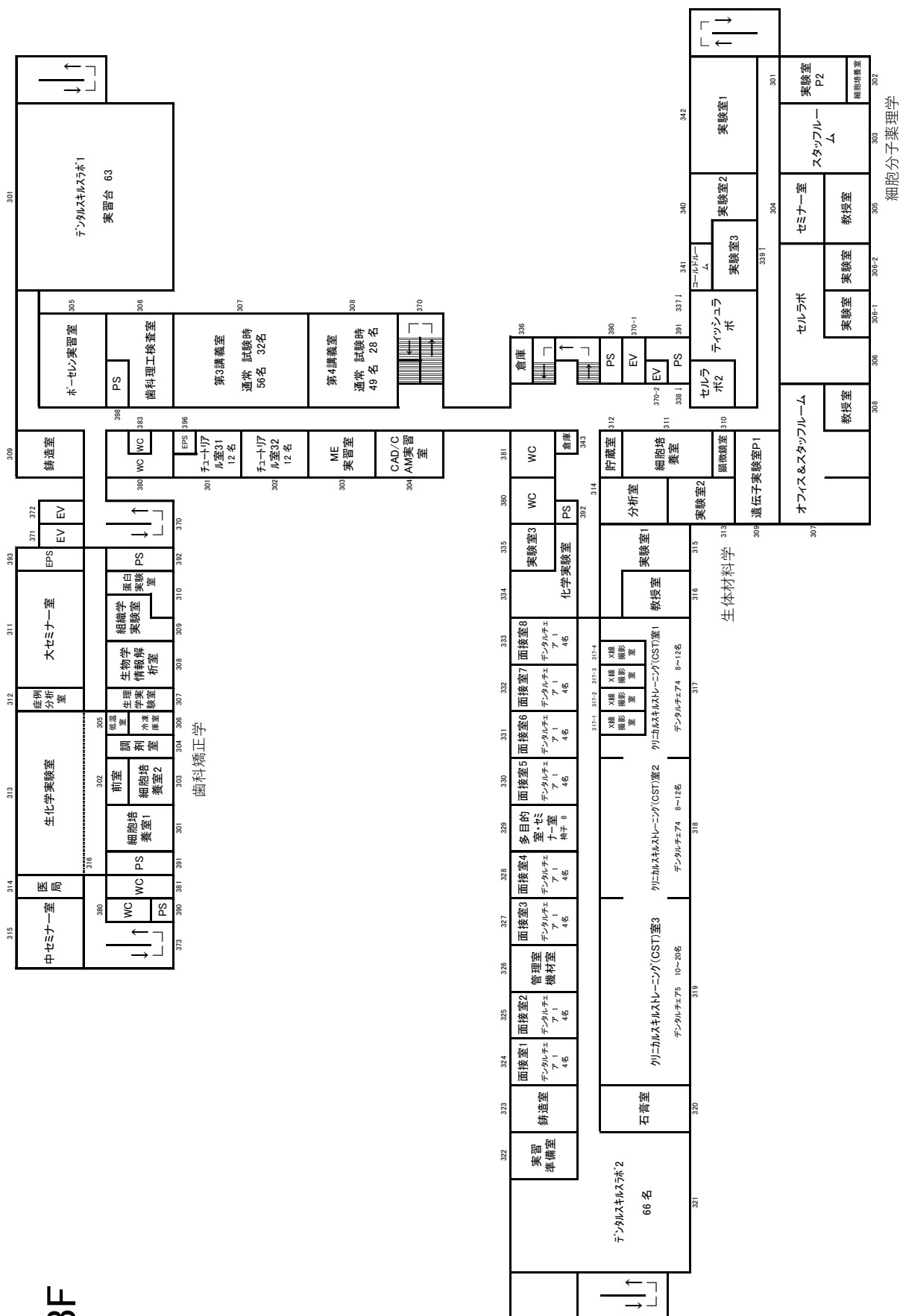
研究棟A

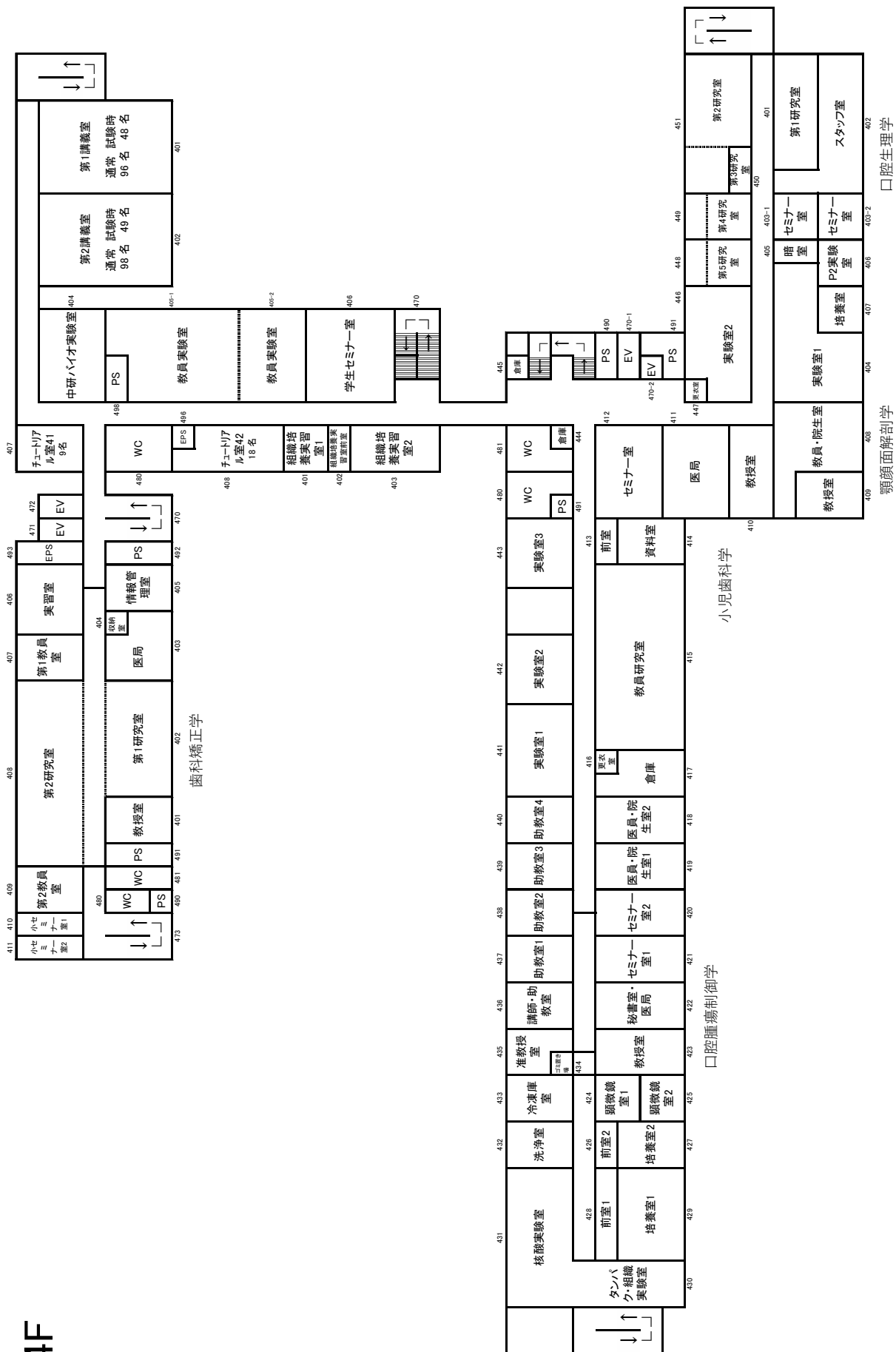
菌学部建物内配置図

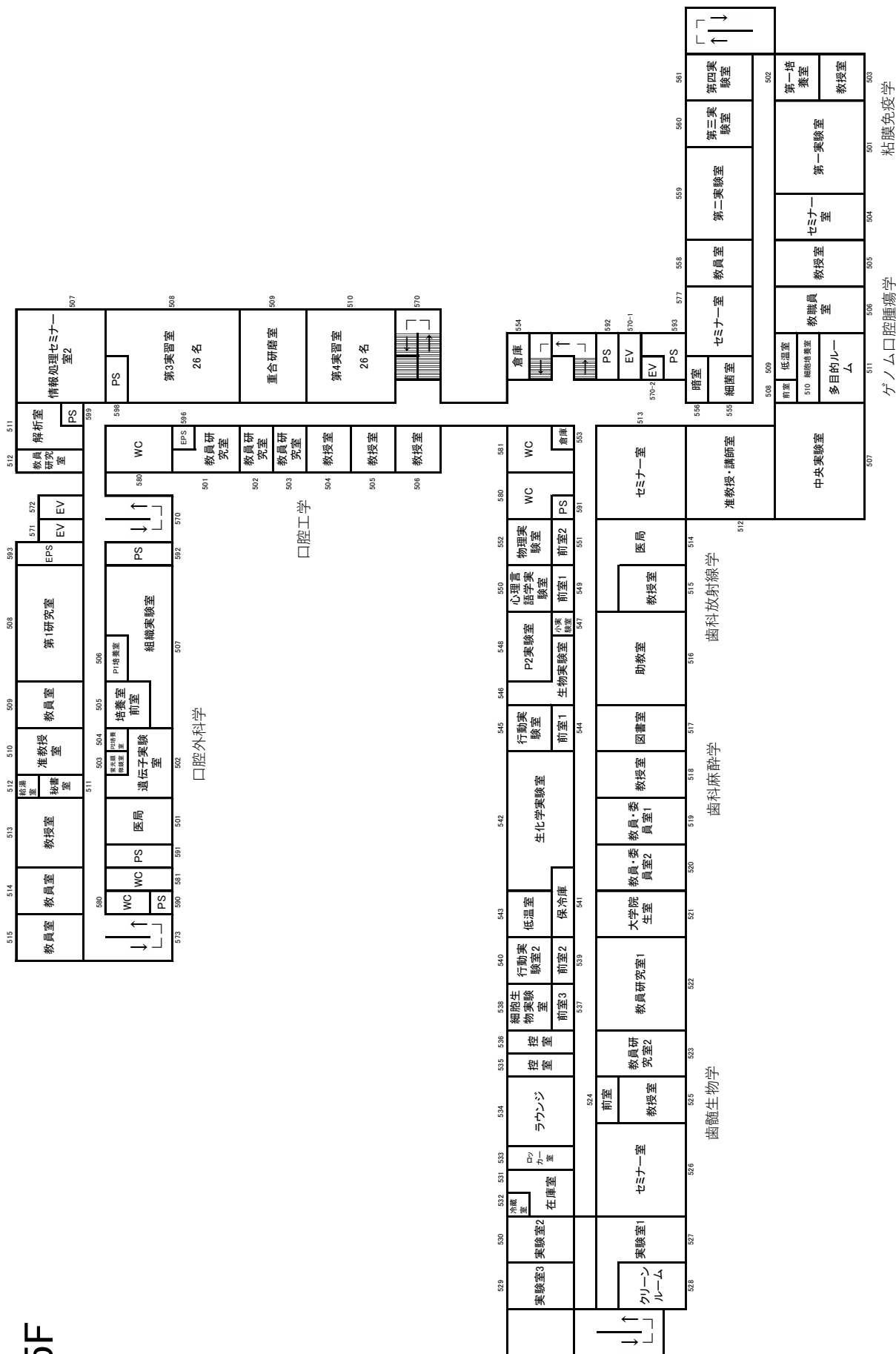
二

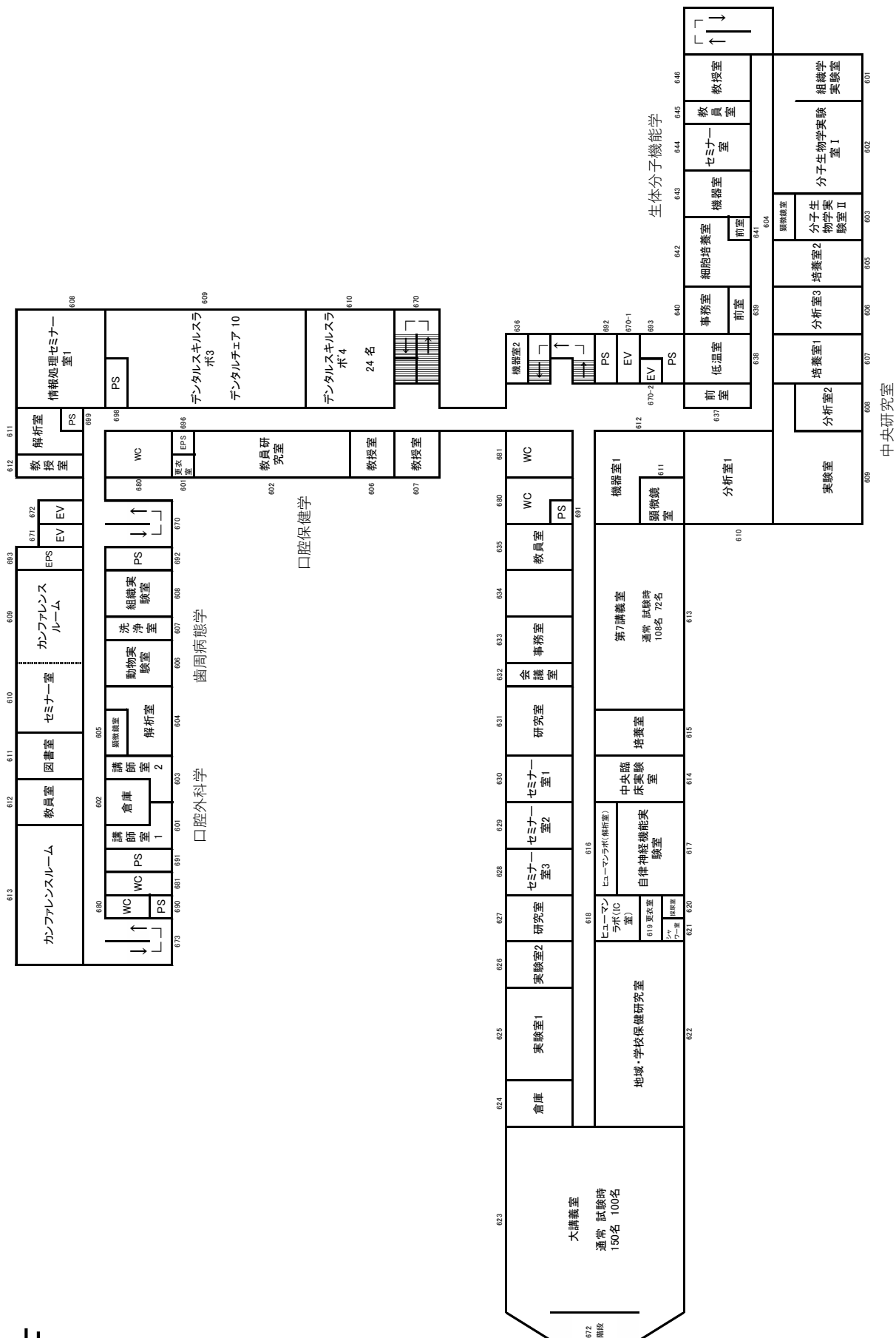


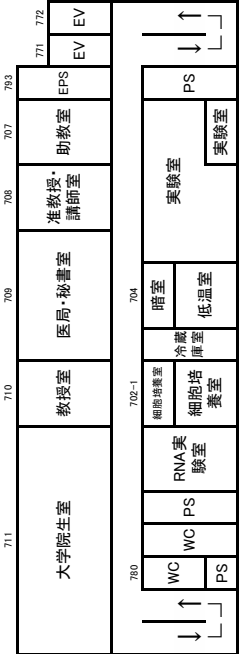




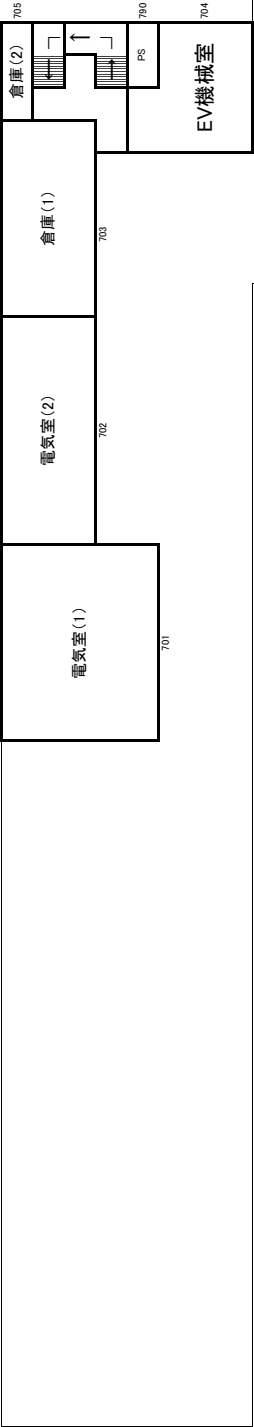


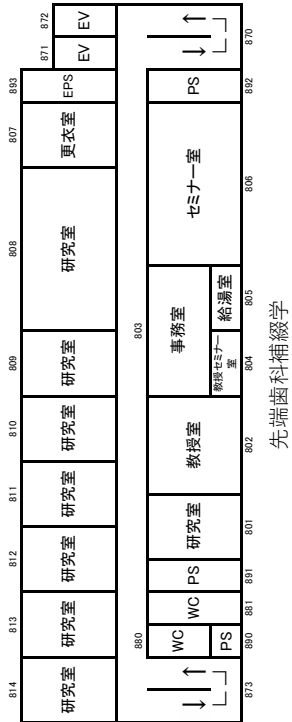






歯周病態学





[illegible]

教養教育について

注 意

1. 教養教育科目は東広島，霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上，履修手続等を行ってください。
2. 授業に関する連絡事項，時間割変更，休講・補講・教室変更，期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森 もみじ」で通知します。「学生情報の森 もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と，ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために，思いもよらない不利益を被る場合がありますので，**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3. 記載事項等に不明な点や疑問な点があれば，この学生便覧を持参の上，直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーション・テスト・サービス (ETS) の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

I. 教養教育の理念と目的	教養2
II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項	教養4
III. 授業科目の履修	教養6
1. 平和科目	教養6
2. 大学教育入門	教養6
3. 教養ゼミ	教養7
4. 展開ゼミ	教養7
5. 領域科目	教養8
6. 外国語科目	教養9
(1) 英語	教養9
(2) 初修外国語	教養10
7. 情報・データサイエンス科目	教養12
8. 健康スポーツ科目	教養13
9. 社会連携科目	教養14
10. 基盤科目	教養14
IV. 履修に関する手続・相談等	教養15
V. 試験及び成績	教養18
VI. 令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧	教養20
1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目	教養20
2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目	教養27
VII. 教養教育関係規則等	教養29
1. 広島大学教養教育科目履修規則	教養29
2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて	教養32
VIII. 配置図等	教養38
1. 東広島キャンパス配置図	教養38
2. 総合科学部付近配置図	教養39
3. 総合科学部講義室配置図	教養40
4. 霞キャンパス配置図	教養44
5. 東千田キャンパス配置図	教養46
6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先	教養50

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に1949年に創設されました。森戸辰男初代学長は、1950年11月5日の広島大学開学式において、「平和な一つの世界」を実現するために、まず民主的で平和な「一つの祖国」を建設すべきであること、そして「一つの祖国」の精神的基礎をなす自由で平和な「一つの大学」として、広島大学が世界と日本の平和的再建という責任を果たす決意を表明されました。この建学の精神に基づき、広島大学では教養教育における理念と目的を次のように立てています。

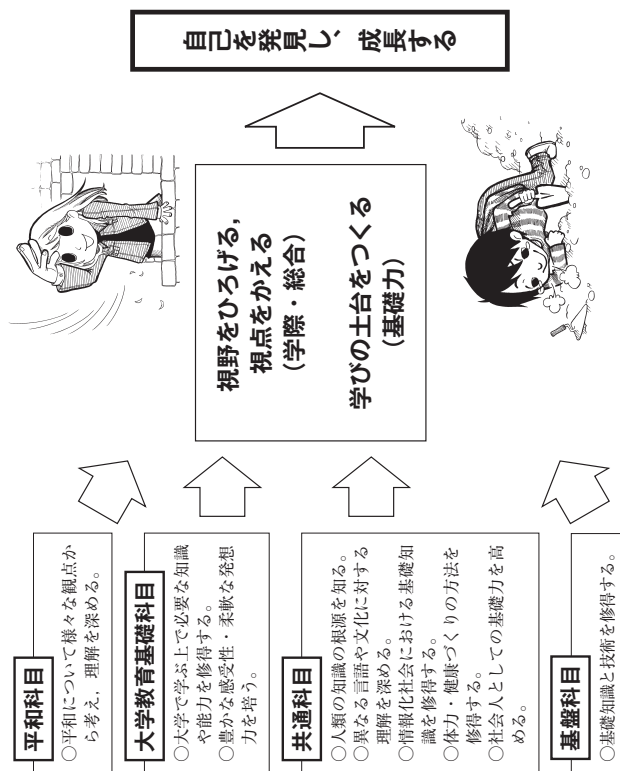
教養教育の理念

広島大学は、我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを旨とする教養教育を行い、専門的知識・技術の修得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを目指します。

教養教育の目的

教養教育の目的は、幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには、いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく、その枠を超えて広く学問への関心を高め、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ、教養教育で得たものを、みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

【教養教育の学習イメージ】



教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため、「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の4つの大科目区分から学びます。さらに、大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

平和科目 大学教育基礎科目 共通科目 基盤科目

大学教育基礎科目	{	教養ゼミ 展開ゼミ	{	領域科目
				外国語科目(英語・初修外国語)
				情報・データサイエンス科目
				健康スポーツ科目 社会連携科目

【各科目区分の教育目標】

科目区分		教 育 目 標
大学教育基礎科目	平和科目	戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢饉、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について自ら考え、理解を深めることを目標にしています。
	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し、大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
	展開ゼミ	最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに、チャレンジ精神、プレゼンテーション力、リーダーシップ能力などの向上を図ることを目標にしています。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
	外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけさらに、将来、新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
基盤科目	社会連携科目	社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
	専門科目	専門教育との有機的関連性を持つ専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

Ⅱ. 用語解説と一般的な履修上の注意事項

1. 学期、ターム及びセメスターについて

広島大学では、1年間を前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）の2学期に分け、原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに、各学期の授業期間がそれぞれ2つの期間に分けられた「第1タームから第4ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて、原則ターム内で週2回の授業を行う「ターム科目」と、学期を通じて週1回の授業を行う「セメスター科目」の2種類があります。

なお、一般的に、1年次前期を1期（1セメスター）、後期を2期（2セメスター）、2年次前期を3期（3セメスター）、後期を4期（4セメスター）・・・というように呼んでいます。

年次	1年次		2年次	
学期	前期	後期	前期	後期
ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム
セメスター	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター

2. 授業科目と単位について

(1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)に記載しています。なお、法学部・経済学部夜間主コースの学生は、昼間授業時間帯に開設される授業科目も、開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また、夜間授業時間帯に開設される授業科目は、許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

(2) 単位と単位の修得

卒業するためには、所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は、各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は、予習・復習の時間も考慮して、別に定める算定基準により決定されます。詳細は、「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間(例)】

授業の方法(単位数)	学修時間	学修時間の内訳
講義(2単位)	90時間	(授業2時間+予習・復習4時間)×15回
演習・実習(1単位)	45時間	(授業2時間+予習・復習1時間)×15回
実験(1単位)	45時間	(授業3時間+予習・復習0時間)×15回

※法令の定めるところにより、いずれの授業科目も1単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については、算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則 (p.教養29～p.教養31) を参照してください。

なお、原則として同一授業科目を重複して履修することはできません。ただし、以下の授業科目については、繰り返し履修し、一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

大学教育基礎科目	展開ゼミ
外国語科目	コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ， Advanced English for Communication，海外語学演習， ベシック外国語（夜間授業時間帯），ベシック日本語
健康スポーツ科目	スポーツ実習，スポーツ演習
社会連携科目	海外フィールドスタディ， 海外フィールドスタディ・アドバンスト， 国際交流スキルアップ演習A，国際交流スキルアップ演習B， 国際交流スキルアップ演習C，国際交流スキルアップ演習D， オンライン国際協働演習（e-START）A， オンライン国際協働演習（e-START）B

3. その他

(1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを、「開設年次」といいます。これは、学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば、開設年次「2」の授業科目の場合、3セメスターまたは4セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので、「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)、当該年度「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

(2) 指定授業時間

各学部・学科・類（系）、コース・専攻、プログラム（以下「各学部等」といいます。）が履修基準表などで定めている必修科目、選択必修科目、履修することが望ましいとする一部の科目は、「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は、指定された曜日・時間に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は、「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

(3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は、総合科学部事務棟1階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

(4) 2年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において、授業科目名が変更されることがあるので、「もみじTop」の中にある教養教育ホームページ (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>) などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

Ⅲ. 授業科目の履修

1. 平和科目

1) 授業の目標

戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢餓、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について自ら考え、理解を深めることを目標にしています。

＊平和科目群設置の目的：広島大学の理念5原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように、学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については、戦争の悲惨さを直視し、核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし、それ以外にも「貧困」「飢餓」「人口増加」「環境」「教育」「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

2) 授業の内容

それぞれの教員が、専門とする学問分野や視点から講義し、平和について考える場を提供します。すべての科目において、平和に関するコミュニケーションの見学や、平和に関する映像作品の視聴等を行った上で、授業担当教員から提示されるテーマ等に沿った「平和を考えるレポート」を提出することが義務付けられています。

3) 履修上の注意事項

- a. 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。
なお、指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。
- b. 修得可能な単位数は2単位（1科目）までです。

2. 大学教育入門

1) 授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し、大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

2) 授業の内容

大学で何を学ぶのか、自分の目標を明確にするとともに、レポートの作成方法や、情報収集・発信をする時の倫理規範、他者との交流やかかわり方、大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

3) 履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。
なお、指定時間帯については、「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

3. 教養ゼミ

1) 授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

2) 授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく、大学生らしく自主的に学習し、積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢、討論への参加、質疑応答などが評価されます。

全学生2単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが、多人数クラスで行う学部もあります。

3) 履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち、自学自習とそこの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み、積極的に授業に参加してください。
授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

4. 展開ゼミ

1) 授業の目標

最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養することともに、チャレンジ精神、プレゼンテーション力、リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。

2) 授業の内容

「教養ゼミ」での学びを土台とし、社会における新たな価値創出や課題解決のための「総合知」を実践的に活用する場を提供します。テーマ別にゼミ形式の授業を開講し、学部・学年の枠を超えた少人数のクラスにおいて、最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行います。

3) 履修上の注意事項

- 履修セメスターは学部によって異なります。また、テーマによっては対象学年が限定される場合があります。
- 実施時期やテーマは授業ごとに異なります。詳細は「学生情報の森 もみじ」等でお知らせします。
- 原則として10名以内のクラスで実施します。受講希望者多数の場合は、抽選又は受講動機による選抜を行うことがあります。
- 修得した単位を卒業に必要な単位数（要修得単位数）に含めることができる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

5. 領域科目

1) 授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

2) 授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え、さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて、人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の2つの科目群で構成されています。さらに、各科目群には、以下のとおり分類を設けています。

科目群	分類
人文社会科学系	「哲学・倫理学・宗教学・芸術学」「人類学・地理学・歴史学」
科目群	「文学・言語学」「法学・政治学・社会学・経済学・教育学」「心理学」
自然科学系	「数学・情報学」「自然環境・社会基盤」「物理・天文・応用物理」「化学」
科目群	「生物」「健康科学・医学情報」

3) 履修上の注意事項

- 全学生共通して、人文社会科学系科目群4単位及び自然科学系科目群4単位の計8単位を修得する必要があります。より幅広い教養を身に付けるため、できるだけ異なる分類の科目を履修することが望めます。領域科目では、各学部等に指定時間帯を設けており、指定時間帯で開講されている科目を、1科目（2単位）ずつ履修していけば、計8単位修得することが可能です。なお、他学部・他学科指定の時間帯を除き、所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。
- 卒業に必要な単位数が8単位を超える学部もあります。また、必修科目、選択必修科目または履修することが望ましい科目は学部によって異なりますので、所属学部が定める履修基準等を参照してください。
- 要修得単位数を超えて修得した領域科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。
- 指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

6. 外国語科目

授業の目標

グローバル化時代に対応するため、様々な言語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

(1) 英語

1) 授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

① コミュニケーション基礎

WBT (Web-Based Training) による自学自習により、日常的・国際的な場面の英語コミュニケーションに必要な語彙や文法 (TOEIC (R) L & R テスト600点相当) を身に付けます。

- a. コミュニケーション基礎Ⅰ (原則1セメスターに開講)
- b. コミュニケーション基礎Ⅱ (原則2セメスターに開講)

② コミュニケーションⅠ・Ⅱ

- a. コミュニケーションⅠA, コミュニケーションⅠB (原則1セメスターに開講)
ⅠAでは「話す」、ⅠBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。
- b. コミュニケーションⅡA, コミュニケーションⅡB (原則2セメスターに開講)
ⅡAでは「書く」、ⅡBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

③ コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科、薬学部薬科学科の学生を対象とした、コミュニケーション基礎に代わる科目です。

- a. コミュニケーション演習Ⅰ
- b. コミュニケーション演習Ⅱ

④ オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

コンピュータを利用し、上級の英単語など特定のテーマに沿って自学自習し、30時間分の学修を1単位とし、期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は、シラバスを確認してください。

⑤ Advanced English for Communication

さまざまな言語活動を通じて、より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

2) 履修上の注意事項

① 英語の履修基準

所属学部が定める履修基準などで、必修単位数と履修科目を確認してください。

また、学部等によっては、「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を英語の要修得単位数などに算入することができます。詳細は、所属学部が定める履修基準などを参照してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC (R)、TOEFL (R)、IELTS 及び英検の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養38「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。)

また、放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

(2) 初修外国語

「初修外国語」として、7つの言語－アラビア語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語－を開設しています。

1) 授業の内容

① 授業科目の種類

- a. ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ (それぞれ1・2タームに開講, 週2回)

発音・表記の基礎、基礎的な文法・文型、初歩的なコミュニケーション能力の修得を目標としています。

- b. ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ (それぞれ3・4タームに開講, 週2回)

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き、基礎的な文型・文法を学び、視聴覚教材などを活用して、初級レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

- c. 初修外国語をさらに深く学びたい場合は、「ベーシック外国語」と合わせて「インテンシブ外国語」を履修することができます。

インテンシブ外国語ⅠA (1タームに開講, 週2回)

インテンシブ外国語ⅠB (2タームに開講, 週2回)

インテンシブ外国語ⅡA (3タームに開講, 週2回)

インテンシブ外国語ⅡB (4タームに開講, 週2回)

「インテンシブ外国語」と「ベーシック外国語」は連動しており、週4回の集中的な学習を行うことにより、「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な4技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語で開講しています。学部によっては、時間割の都合上、履修できないことがあるので注意してください。

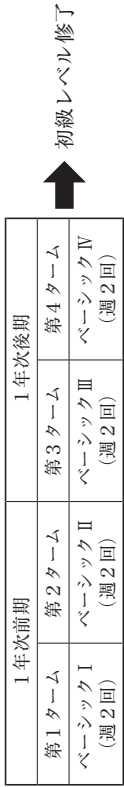
週4回の授業を履修するので、集中的に実践的な外国語能力が身につきますが、それだけに受講生には積極的な授業への参加が求められます。

※中国語以外のインテンシブ外国語とそれに連動するベーシック外国語はすべての授業を東広島キャンパスにおいて対面式で受講しなければなりません。

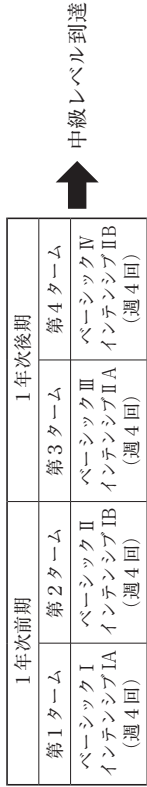
※インテンシブ外国語は開講クラスが限られており定員があります。希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので、必ず出席してください。

【参考】初修外国語の学習モデル

- ・ベーシック・コース（アラビア語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語）



- ・インテンシブ・コース（中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語）



- ・2 年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」 中級レベル修了・上級レベルへ

ロシア、中国、韓国、スペイン、フランス、ドイツにおいて、本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し、一定の条件を満たした場合は、「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については、「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

2) 履修上の注意事項

- ① 初修外国語の履修基準
各学部等によっては、選択可能な言語や修得すべき言語、単位数が指定されている場合があるので、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。
- ② 正規の授業科目以外での単位の認定
各言語の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養37「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。) 詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。
- ③ その他の注意事項
a. ベーシック外国語 I で選んだものと同じ外国語を、ベーシック外国語 II・III・IV でも履修してください。

- b. 開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。
- c. 留学などを通じて、すでに以下のレベルに到達している場合は、別の言語の履修にチャレンジすることが推奨されます。

言語	外国語技能検定試験等	級位・得点
ドイツ語	ドイツ語技能検定	3 級以上
	Österreichisches Sprachdiplom Deutsch	A2 以上
	Goethe-Zertifikat	A2 以上
フランス語	フランス語技能検定	3 級以上
	DELF/DALF	A1 以上
	TCF フランス語能力テスト	100 以上
	TEF バリ商工会議所フランス語能力認定試験	69 以上
中国語	中国語検定試験	3 級以上
	HSK	4 級以上
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	5 級以上
スペイン語	スペイン語技能検定	4 級以上
	DELE	A2 以上

7. 情報・データサイエンス科目

1) 授業の目標

高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけるために、将来、新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。

2) 授業の内容

「情報・データ科学入門」

全ての科目受講の基礎となる、情報科学とデータサイエンスに関する基礎的知識・技能を解説します。

「データサイエンス基礎」

標本と母集団、確率分布や統計的手法などのデータサイエンスに関する初歩的な内容を解説し、簡単なデータ分析を行います。

「ゼロからはじめるプログラミング」

プログラミングの基礎を学び、コンピュータを活用する知識や技能を解説します。

「コンピュータ・プログラミング」

プログラミング初学者を想定し、プログラミングの基本を解説します。

「知能とコンピュータ」

人工知能の構成とその特性を考察することにより、人間の知識、創造性、思考力とは何かという問いに対する各自の解答作成を試みます。

「教育のためのデータサイエンス」

教育現場におけるデータの扱い方を通じて、教員を目指している人が学ばべきリテラシーレベルのデータサイエンスについて解説します。

3) 履修上の注意事項

① 情報・データサイエンス科目の履修基準

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

② その他の注意事項

「情報・データ科学入門」は1週目から授業を行います。

日時、教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時、教室が異なりますので注意してください。「**教養教育科目授業時間割**」の「**指定授業時間割表**」も参照してください

また、初回授業時に、コンピュータ利用経験についてアンケートを行い、その結果に基づいて、クラス編成を行う場合があります。この場合、クラスによって、2週目に行くべき教室が異なりますので、教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

8. 健康スポーツ科目

1) 授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

2) 授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として、講義科目と実習科目と演習科目をまとめて1つの科目区分として提供します。講義科目には「健康スポーツ科学」、実習科目には「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」（主として障害のある学生及び有疾患学生対象）、実習と講義を合わせた演習科目には「スポーツ演習」があります。

3) 履修上の注意事項

- 各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。
- 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」及び「スポーツ演習」は、同じ教員や種目、授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし、1年次については、1・2タームで1科目のみ、3・4タームで1科目のみしか履修することができません（集中講義を除く）。
- 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」及び「スポーツ演習」は、初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所、服装、シユーズの準備などについては、各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。
- 集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

9. 社会連携科目

1) 授業の目標

社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

2) 授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

3) 履修上の注意事項

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

また、要修得単位数を超えて修得した社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。

10. 基盤科目

1) 授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

2) 授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要な不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」、「初修生物学」など）。

3) 履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は、所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については、卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

IV. 履修に関する手続・相談等

1. 履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し、履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお、同学期（1タームと2ターム、3タームと4ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また、受講者定員を超えた授業科目については受講者抽選を行いますので、その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については、授業に全て出席し期末試験を受験しても、単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については、各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので、確認してください。

2. 履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び電地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養50を参照してください。

※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により2週間以上欠席する場合は、所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて、欠席届を提出してください。2週間未満の場合は、各授業担当教員へ申し出てください。なお、教育実習・介護等体験により欠席する場合は別に定めています。

また、病気等で試験を欠席する場合の対応は、p. 教養19の「4. 追試験」の項を参照してください。

これら履修手続など、教養教育に関する様々な情報は、教養教育ホームページ（<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>）でも確認できます。

●「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」は広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじTop」と、広大ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

(1) 広大IDと広大パスワード

広大IDと広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには、住所や成績等の個人情報の参照、履修科目の登録・変更等の手続が含まれます。第三者によるなりすましを防止、安全な学生生活を送るためにも、広大IDと広大パスワードは適切に管理してください。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外に登録できません。登録可能な期間は「もみじTop」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。(p. 教養15参照)

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導、事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあった際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお、メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク（HINET）からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては、チューター、指導教員による面談及び承認が必要になります。(p. 教養19参照)

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

(7) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は、学内外のネットワークに繋がったパソコン、タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお、学生情報、成績情報等、個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

(8) 「学生情報の森 もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森 もみじ」は24時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじTop」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

(9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hirosshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

なお、もみじやEメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については、「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また、学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

V. 試験及び成績

1. 期末試験

a. 通常、15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。

b. 出席回数が授業実施時数の3分の2に満たない学生は、期末試験の受験を認めません。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その理由が病気その他やむを得ない事情のときは、授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。

c. 試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

2. 試験時の主な注意事項

[対面による試験について]

a. 受験に際しては、必ず学生証を机上に掲示してください。

b. 学生証を携帯していない学生は受験できませんので、試験開始前に所定の手続きを行ってください。

c. 遅刻した学生は、試験室の入室を許可されない場合があります。

d. 試験開始後30分を経過しなければ、試験室からの退室は許可されません。

e. 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできません。

f. 携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り、カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。

g. 携帯電話・スマートフォン等試験に必要なものを机上に置いている、または使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。

h. その他、試験中は監督の指示に従ってください。

[オンラインによる試験について]

a. 受験に際しては、本人確認のため、学生番号が必要となる場合があるので学生証を準備しておいてください。

b. 受験時に、システム等のログイン操作を求められた場合は、必ず、本学で発行される自身のIDやアカウントでログインしてください。

c. 試験開始前に、周囲に人がいないことを確認してください。

d. 遅刻した学生は、受験が認められない場合があります。

e. 受験に必要なものを周囲に置いている、または使用している場合は不正行為と認定する場合があります。

f. その他、試験中は監督者の指示に従ってください。

3. 不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は、その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし、あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

4. 追試験

病気その他やむを得ない事情により、期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は、追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は、所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所属学部（学生生活・教育推進グループ（教養教育担当））及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）でも手続可能です。）。
追試験受験願の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は、**広島大学教養教育科目履修規則**の第8条（p.教養30）を参照してください。

5. 試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は、所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については、「**身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置**について」（学部規則）を参照してください。

6. 成績

- a. 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は、別に定めるガイドラインに基づき、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（D）の5段階で厳格に評価され、秀、優、良、可を合格とします。
- b. 成績の発表については、所属学部等の指示に従ってください。なお、チーム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。
- c. 成績評価に疑義のある場合は、異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は、成績発表日から次のチームの履修手続期間終了日まで「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、教育推進グループ教養教育担当（法学部昼間コース・医学部・歯学部・薬学部）の学生は霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）、法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出てください。

なお、詳細は下記 URL に掲載しています。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html

VI. 令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期、開講キャンパス、授業内容等の詳細は、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
平和科目	大学教育 基礎科目	広島と平和	2	1	
		ヒロシマ発平和学	2	1	
		平和と人間 A－環境と生物の未来へ－	2	1	
		平和と人間 B－人間と文化の未来へ－	2	1	
		平和と人間 C－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－	2	1	
		文学と芸術から考える核時代	2	1	
		戦争と平和に関する学際的考察	2	1	
		飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	
		環境と平和	2	1	
		国際関係論	2	1	
		医学からみた戦争と平和	2	2	
		世界の紛争と平和	2	1	
		暴力の比較宗教学	2	1	
		核時代の科学と社会	2	1	
		放射線と自然科学	2	1	
		安全な社会環境の構築をめざして	2	1	
		広島の世界と国際社会	2	1	
		霞キャンパスからの平和発信	2	2	
		ひろしま平和共生リーダー概論	2	1	
		国際平和への記憶学	2	1	
		ポストコロナルと平和	2	1	
		広島大学のめざす国際平和	2	1	
		平和の人類学	2	1	
		沖縄と平和	2	1	
		Visualization of War	2	1	
		軍縮と平和・安全保障	2	1	
共通科目	人文・社会科学 領域科目群	大学教育入門	2	1	
		教養ゼミ	2	1	
		展開ゼミ	(1)	1	
		哲学 A	2	1	
		哲学 B	2	1	
		Aesthetics, Philosophy of Sensibility	2	1	
		哲学の世界	2	1	
		東洋の思想	2	1	
		Introduction to Japanese Thought	2	1	
		倫理学	2	1	
		南アジア宗教論	2	1	
		キリスト教 A	2	1	
		キリスト教 B	2	1	
		比較宗教学	2	1	
		Japanese Religion A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
共通科目	人文・社会科学 領域科目群	Japanese Religion B	2	1	
		芸術学 A	2	1	
		芸術学 B	2	1	
		合唱 A	1	1	
		合唱 B	1	1	
共通科目	人文・社会科学 領域科目群	吹奏楽 I	1	1	
		吹奏楽 II	1	1	

(注1) 開設単位数（修得可能な上限単位数）と開設単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開設単位数を表示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習 A、スポーツ実習 B 及びスポーツ演習については、開設単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科 目 区 分	授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
人文社会科学系科目群	アジアの近現代	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	アジアの社会史	2	1	
	アジア史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	アジア史B	2	1	
	Politics and Society in Europe	2	1	
	ヨーロッパ史A	2	1	
	ヨーロッパ史B	2	1	
	ヨーロッパ史C	2	1	
	広島大学の歴史	2	1	
	日本の歴史と文化	2	1	
	日本現代史	2	1	
	アメリカ現代史	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	日本史A	2	1	
	日本史B	2	1	
	科学史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	科学史B	2	1	
	技術史A	2	1	
	技術史B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	環境観と環境問題	2	1	
人文社会科学系科目群	観光地理学	2	1	
	人文地理学	2	1	
	地域地理学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	Regional Geography of Japan	2	1	
	地理・考古・文化財の世界	2	1	
	文化人類学A	2	1	
	文化人類学B	2	1	
	Cultural Anthropology	2	1	
	Introduction to Media Studies	2	1	
	Contemporary World Issues	2	1	
	Contemporary Issues of Japan	2	1	
	Anthropology of Media	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	Introduction to Tourism Studies	2	1	
	Introduction to Cultural Anthropology	2	1	
	人文学入門A	2	1	
	人文学入門B	2	1	
	中国語圏の現代文化	2	1	
	中国語圏の伝統文化	2	1	
人文社会科学系科目群	英語圏の文学と社会	2	1	
	日本の文学 (古典)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	日本の文学 (近現代)	2	1	
	日本の言語 (古典)	2	1	
	文学の世界	2	1	
	自動車産業と日本経済	2	1	
	現代社会と経済	2	1	
	現代社会と産業	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	グローバル経済と環境権	2	1	
	社会経済統計論	2	1	
	Contemporary Economic Issues I	2	1	
	Contemporary Economic Issues II	2	1	
	現代社会学A	2	1	
	現代社会学B	2	1	
	社会的なもの人間	2	1	
	生活をとりまく家族・地域・産業	2	1	
	Introduction to Statistics and Quantitative Sociology	2	1	
	現代社会と豊山村	2	1	
人文社会科学系科目群	政治の世界	2	1	
	人の生と死をめぐる法と社会	2	1	
	日本国憲法	2	1	
	Law and Politics I	2	1	
	Law and Politics II	2	1	
	Law and Politics III	2	1	
	Law and Politics IV	2	1	
	Law and Politics V	2	1	
	Law and Politics VI	2	1	
	Law and Politics VII	2	1	
	Law and Politics VIII	2	1	
	Law and Politics IX	2	1	
	Law and Politics X	2	1	
	Law and Politics XI	2	1	
	Law and Politics XII	2	1	
	Law and Politics XIII	2	1	
	Law and Politics XIV	2	1	
	Law and Politics XV	2	1	
	Law and Politics XVI	2	1	

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年発行する教養教育科目授業時間割等に表示。

科 目 区 分	授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
人文社会科学系科目群	Introduction to Japanese Legal System	1	1	
	Introduction to International Cooperation	2	1	
	教育と人間	2	1	
	大学と学生	2	1	
	Multiculturalism in Education	2	1	
	Learning Hiroshima: Intercultural Field work (地域社会を学ぶ：異文化間フィールドワーク)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	持続可能な開発と教育	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
	教養としての金融	2	1	
	行動の科学	2	1	
	心の健康	2	1	
	心理学概論A	2	1	
	心理学概論B	2	1	
	睡眠の科学	2	1	
	心理学の最前線	2	1	
	心と社会	2	1	
	思考と情報のデザイン	2	1	
	数学の世界	2	1	
	数理解科学で考える	2	1	
	自然環境形成論	2	1	
人文社会科学系科目群	自然災害と防災	2	1	
	水・物質循環の科学	2	1	
	物質循環と地球環境	2	1	
	地球と生物	2	1	
	地球科学A	2	1	
	地球科学B	2	1	
	環境と開発	2	1	
	世界の人々の暮らし・安全・安心を支える海洋・海事	2	1	
	天文学	2	1	
	物理の視点A	2	1	
	物理の視点B	2	1	
	物理入門	2	1	
	Introduction to physical mathematics	2	1	
	Principles of Physics	2	1	
	Methods of Physics	2	1	
	Introduction to Mechanical Engineering	2	1	
	産業と技術	2	1	
	乗り物と輸送の科学	2	1	
自然科学系科目群	機械システムの設計と最適化	2	1	
	社会の中における工学	2	1	
	燃料・燃焼と現代社会	2	1	
	原発の哲学	2	1	
	いのちを支える酵素—生命科学への招待—	2	1	
	環境と化学	2	1	
	文理科学コラボレーション	2	1	
	Modern Chemistry	2	1	
	Fundamental Chemistry A	2	1	
	Fundamental Chemistry B	2	1	
	Chemistry of Life	2	1	
	Introduction to Applied Chemistry, Chemical Engineering and Biotechnology	2	1	
	生物の世界	2	1	
	生物学からみたストレス	2	1	
	薬の科学—魚と人間のインターアクション—	2	1	
	微生物の世界	2	1	
	Introduction to Biology	2	1	
	向在類から見た生命システム	2	1	
	脳と行動	2	1	
	分子から生命へ	2	1	

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年発行する教養教育科目授業時間割等に表示。

科目区分	授業科目	開設 年次	備考
科学分野	フィールド科学入門	2	1
	食の安心・安全と健康科学	2	1
領域科目	Food and Life Science	2	1
	SDGsに向けた生物生産学入門	2	1
	Human and Ecological Systems in Transition	2	1
	食文化論	2	1
	環境と森林	2	1
	東広島キャンパスの自然環境管理	2	1
	自然科学研究の倫理と法令	2	1
	生活の中の遺伝と突然変異	2	1
	テココレートの総合科学	2	1
	腸のはたらき	2	1
健康科学・医学情報	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1
	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1
	人の健康と社会	2	1
	ヒトと微生物の関わり	2	1
	サイエンス入門	2	1
	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1
	コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1
	コミュニケーションⅠA	3(1)	1
	コミュニケーションⅠB	3(1)	1
	コミュニケーションⅡA	3(1)	1
英語	コミュニケーションⅡB	3(1)	1
	オンライン英語演習Ⅰ	1	1
	オンライン英語演習Ⅱ	1	1
	オンライン英語演習Ⅲ	1	1
	コミュニケーション演習Ⅰ	1	1
	コミュニケーション演習Ⅱ	1	1
	Advanced English for Communication	2(1)	1
	ペーシック・ドイツ語Ⅰ	1	1
	ペーシック・ドイツ語Ⅱ	1	1
	ペーシック・ドイツ語Ⅲ	1	1
外国語科目	ペーシック・ドイツ語Ⅳ	1	1
	ペーシック・フランス語Ⅰ	1	1
	ペーシック・フランス語Ⅱ	1	1
	ペーシック・フランス語Ⅲ	1	1
	ペーシック・フランス語Ⅳ	1	1
	ペーシック・スペイン語Ⅰ	1	1
	ペーシック・スペイン語Ⅱ	1	1
	ペーシック・スペイン語Ⅲ	1	1
	ペーシック・スペイン語Ⅳ	1	1
	ペーシック・ロシア語Ⅰ	1	1
初修外国語	ペーシック・ロシア語Ⅱ	1	1
	ペーシック・ロシア語Ⅲ	1	1
	ペーシック・ロシア語Ⅳ	1	1
	ペーシック・アラビア語Ⅰ	1	1
	ペーシック・アラビア語Ⅱ	1	1
	ペーシック・アラビア語Ⅲ	1	1
	ペーシック・アラビア語Ⅳ	1	1
	ペーシック中国語Ⅰ	1	1
	ペーシック中国語Ⅱ	1	1
	ペーシック中国語Ⅲ	1	1
外国語	ペーシック中国語Ⅳ	1	1
	ペーシック韓国語Ⅰ	1	1
	ペーシック韓国語Ⅱ	1	1
	ペーシック韓国語Ⅲ	1	1
	ペーシック韓国語Ⅳ	1	1
	インテンシブ・ドイツ語ⅠA	1	1
	インテンシブ・ドイツ語ⅠB	1	1
	インテンシブ・ドイツ語ⅡA	1	1
	インテンシブ・ドイツ語ⅡB	1	1
	インテンシブ・ドイツ語ⅢA	1	1

注1 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。

注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

— 教養23 —

科目区分	授業科目	開設 単位数	備考	
外国語科目	インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A	1		
	インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	1		
	インテンシブ・フランス語Ⅰ A	1		
	インテンシブ・フランス語Ⅰ B	1		
	インテンシブ・フランス語Ⅱ A	1		
	インテンシブ・フランス語Ⅱ B	1		
	インテンシブ・スペイン語Ⅰ A	1		
	インテンシブ・スペイン語Ⅰ B	1		
	インテンシブ・スペイン語Ⅱ A	1		
	インテンシブ・スペイン語Ⅱ B	1		
	インテンシブ中国語Ⅰ A	1		
	インテンシブ中国語Ⅰ B	1		
	インテンシブ中国語Ⅱ A	1		
	インテンシブ中国語Ⅱ B	1		
	インテンシブ韓国語Ⅰ A	1		
	インテンシブ韓国語Ⅰ B	1		
	インテンシブ韓国語Ⅱ A	1		
	インテンシブ韓国語Ⅱ B	1		
	海外語学演習 (ドイツ語)	4(1~4)		
	海外語学演習 (フランス語)	4(1~4)		
	海外語学演習 (スペイン語)	4(1~4)		
	海外語学演習 (ロシア語)	4(1~4)		
	海外語学演習 (中国語)	4(1~4)		
	海外語学演習 (韓国語)	4(1~4)		
	ベシッック日本語Ⅰ	3(1)		
	ベシッック日本語Ⅱ	3(1)		
	ベシッック日本語Ⅲ	3(1)		
ベシッック日本語Ⅳ	3(1)			
情報・データサイ エンス科目	情報・データ科学入門	2		
	データサイエンス基礎	2		
	ゼロからはじめるプログラミング	2		
	教育のためのデータサイエンス	2		
	コンピュータ・プログラミング	2		
	知能とコンピュータ	2		
	健康スポーツ科学	2		
	健康スポーツ実習 A	(1)		
	健康スポーツ実習 B	(1)		
	スポーツ実習	(1)		
	スポーツ演習	(1)	講義10時間と実習10時間の授業で1単位とする。	
	健康スポーツ科目	学生生活概論(生き方と暮らし方のヒント)	2	
		障害学生支援ボランティア実習 A	1	
		障害学生支援ボランティア実習 B	1	
		INU Special Intensive Course	2	
国際交流スキルアップ演習 A		2(1)		
国際交流スキルアップ演習 B		2(1)		
国際交流スキルアップ演習 C		2(1)		
国際交流スキルアップ演習 D		2(1)		
ジェンダーと社会		2		
ダイバーシティ概論		2		
キャリアマネジメント概論		2		
地域社会探検プロジェクト・インターンシップ・ボランティアを体験してみよう		2		
キャリアマネジメント講義(先輩プロジェクトリーダーが「あなたの未来」のために語る)		2		
ワークルールと年金・社会保険のしくみ		2		
社会連携科目		Academic Writing I	2	
	Academic Writing II	2		
	英語によるレポート・論文の書き方	1		
	講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。			
	講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。			

[illegible]

注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

— 教養24 —

科 目 区 分	授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共 通 科 目	アントレプレナーシップ	2	1	
	ビジネスクリエーション	2	1	
	地域おこし実習－田舎から始めるライフ スタイルベンチャーの探求	2	1	
	Technology Marketing	2	1	
	東広島日本酒学	1	1	
	海外フィールドスタディ	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の 授業で2単位とする。
	海外フィールドスタディ・アドバンスト	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の 授業で2単位とする。
	海外派遣・留学入門	1	1	
	オンライン国際協働演習 (e－START) A	8(1)	1	講義10時間と演習10時間の 授業で1単位とする。
	オンライン国際協働演習 (e－START) B	8(2)	1	講義20時間と演習20時間の 授業で2単位とする。
	海外短期研修 (START) A	1	1	講義5時間と実習20時間の授 業で1単位とする。
	海外短期研修 (START) B	2	1	講義5～10時間と実習40～50 時間の授業で2単位とする。
	海外短期研修 (START) C	3	1	講義5～10時間と実習70～80 時間の授業で3単位とする。
	海外短期研修 (START +)	2	1	講義5～10時間と実習40～50 時間の授業で2単位とする。
	カーボンニュートラルを推進するビジネス	2	1	
	カーボンニュートラル推進科学	2	1	
	広島と世界を結ぶ半導体	2	1	
	金融リテラシー講座－将来へのキャリア とライフプランニング－	2	1	
	ミクロ経済学入門	2	1	
	マクロ経済学入門	2	1	
基 盤 科 目	医療従事者のための心理学	2	1	
	基礎微分積分学	2	1	
	基礎線形代数	2	1	
	微分積分通論	2	1	
	微分積分学Ⅰ	2	1	
	微分積分学Ⅱ	2	1	
	数学演習Ⅰ	1	1	
	数学演習Ⅱ	1	1	
	線形代数Ⅰ	2	1	
	線形代数Ⅱ	2	1	
	線形代数演習Ⅰ	1	1	
	線形代数演習Ⅱ	1	1	
	地学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	地学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	初修物理学	2	1	
	基礎物理学Ⅰ	2	1	
	基礎物理学Ⅱ	2	1	
	一般力学Ⅰ	2	1	
	一般力学Ⅱ	2	1	
	基礎電磁気学	2	1	
基 盤 科 目	物理学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	物理学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	新人生のための物理学入門	2	1	
	初修化学	2	1	
	一般化学	2	1	
	有機化学	2	1	
	化学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。
(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載することが可能である。なお、実際に開講する年次から履修する年次については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に表示す。

科 目 区 分	授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
基 盤 科 目	化学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	化学実験ペーシック	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	初修生物学	2	1	
	細胞科学	2	1	
	生態学	2	1	
	種生物学	2	1	
	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	Development of International Collaboration in Medical Science	2	1	
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science A	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science B	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載することが可能である。なお、実際に開講する年次から履修する年次については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に表示す。

2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分	授業科目	開設 年次	備 考	昼間授業時間帯 開設授業科目
平和科目	平和と人間（Cー広島で学ぶ （原爆とは何だったか）ー 未来に向けてー	2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	平和と人間（Cー広島で学ぶ （原爆とは何だったか）ー
		2 1	(対応科目なし)	
大学教育 基礎科目	大学教育入門	2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	ヒロシマ発平和学
	大学教育入門	2 1	大学教育入門	大学教育入門
大学教育 基礎科目	教養ゼミ	2 1	(対応科目なし)	展開ゼミ
	教養ゼミ	(1) 1	展開ゼミ	展開ゼミ
大学教育 基礎科目	哲学・ 倫理学・ 宗教学・ 芸術学	2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	倫理学
		2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	キリスト教哲学 A
大学教育 基礎科目	キリスト教哲学 B	2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	キリスト教哲学 B
	アジア史 A	2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	アジア史 A
大学教育 基礎科目	アジア史 B	2 1	令和7(2025)年度は開講しません。	アジア史 B
	ヨーロッパ史	2 1	ヨーロッパ史 A	ヨーロッパ史 A
大学教育 基礎科目	アメリカ現代史	2 1	アメリカ現代史	アメリカ現代史
	科学技術史	2 1	(対応科目なし)	
大学教育 基礎科目	地域地理学	2 1	地域地理学	
	日本史 A	2 1	日本史 A	日本史 A
大学教育 基礎科目	日本史 B	2 1	日本史 B	日本史 B
	文化人類学	2 1	文化人類学	文化人類学
大学教育 基礎科目	日本の文学（古典）	2 1	日本の文学（古典）	日本の文学（古典）
	日本の文学（近現代）	2 1	日本の文学（近現代）	日本の文学（近現代）
大学教育 基礎科目	社会学の視点	2 1	現代社会学 A	現代社会学 A
	日本国憲法	2 1	日本国憲法	日本国憲法
大学教育 基礎科目	心理学概論	2 1	心理学概論	(対応科目なし)
	統計学への招待	2 1	(対応科目なし)	
大学教育 基礎科目	地球とその環境	2 1	(対応科目なし)	
	物理入門	2 1	物理入門	物理入門
大学教育 基礎科目	化学と人間	2 1	(対応科目なし)	
	食文化論	2 1	食文化論	
大学教育 基礎科目	生物学	2 1	生物学	
	コミュニケーション基礎 I	1 1	令和7(2025)年度は開講しません。	コミュニケーション基礎 I
大学教育 基礎科目	コミュニケーション基礎 II	1 1	令和7(2025)年度は開講しません。	コミュニケーション基礎 II
	コミュニケーション IA	3(1) 1	コミュニケーション IA	コミュニケーション IA
大学教育 基礎科目	コミュニケーション IB	3(1) 1	コミュニケーション IB	コミュニケーション IB
	コミュニケーション II A	3(1) 1	コミュニケーション II A	コミュニケーション II A
大学教育 基礎科目	コミュニケーション II B	3(1) 1	コミュニケーション II B	コミュニケーション II B
	ベシック・ドイツ語 I	2(1) 1	ベシック・ドイツ語 I	ベシック・ドイツ語 I
大学教育 基礎科目	ベシック・ドイツ語 II	2(1) 1	ベシック・ドイツ語 II	ベシック・ドイツ語 II
	ベシック・ドイツ語 III	2(1) 1	ベシック・ドイツ語 III	ベシック・ドイツ語 III
大学教育 基礎科目	ベシック・ドイツ語 IV	2(1) 1	ベシック・ドイツ語 IV	ベシック・ドイツ語 IV
	ベシック・フランス語 I	2(1) 1	ベシック・フランス語 I	ベシック・フランス語 I
大学教育 基礎科目	ベシック・フランス語 II	2(1) 1	ベシック・フランス語 II	ベシック・フランス語 II
	ベシック・フランス語 III	2(1) 1	ベシック・フランス語 III	ベシック・フランス語 III
大学教育 基礎科目	ベシック・フランス語 IV	2(1) 1	ベシック・フランス語 IV	ベシック・フランス語 IV
	ベシック・中国語 I	2(1) 1	ベシック・中国語 I	ベシック・中国語 I
大学教育 基礎科目	ベシック・中国語 II	2(1) 1	ベシック・中国語 II	ベシック・中国語 II
	ベシック・中国語 III	2(1) 1	ベシック・中国語 III	ベシック・中国語 III
大学教育 基礎科目	ベシック・中国語 IV	2(1) 1	ベシック・中国語 IV	ベシック・中国語 IV
	情報・データ科学入門	2 1	情報・データ科学入門	情報・データ科学入門
大学教育 基礎科目	ゼロからはじめるプログラミング	2 1	ゼロからはじめるプログラミング	ゼロからはじめるプログラミング
	ラミング	2 1	ラミング	ラミング

科目区分	授業科目	開設 年次	備 考	昼間授業時間帯 開設授業科目
共通科目	健康スポーツ科目	2 1		健康スポーツ科学
	スポーツ実習 A	(1) 1		健康スポーツ実習 A
共通科目	スポーツ実習 B	(1) 1	令和7(2025)年度は開講しません。	スポーツ実習 B
	キャリアアセスメント概論	2 1		キャリアアセスメント概論
共通科目	経済学入門	2 1		経済学入門
	経営学入門	2 1		経営学入門
共通科目	微分積分通論	2 1		微分積分通論
	基礎線形代数	2 1		基礎線形代数

(注 1) 本表は令和7(2025)年度入学生が「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」の「1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は、左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

(注 2) 開設単位数（修得可能な上級単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開講単位数を示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習 A 及びスポーツ実習 B については、開講単位数のみ設定している（上級単位数の設定なし）。

(注 3) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発

Ⅶ. 教養教育関係規則等

1. 広島大学教養教育科目履修規則

平成23年2月15日規則第3号
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
大学教育基礎科目	平和科目	戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢饉、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について自ら考え、理解を深める。
	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し、大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につける。
	展開ゼミ	最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに、チャレンジ精神、プレゼンテーション力、リーダーシップ力などの向上を図る。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な根拠を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につける。さらに、将来、新しく現れる技術にも対応していく態度を育てる。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高める。
基礎科目	教養科目	専門教育との有機的関連性を持つ専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。）、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割は、学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教養ゼミ及び展開ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 情報・データサイエンス科目の情報・データ科学入門は、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

2 前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病氣その他のやむを得ない事由によることと認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンペーンを指してー（令和4年12月27日役員会承認））に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は3親等内の親族の死亡による忌引
- (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
- (3) 天災その他の非常災害
- (4) 交通機関の突発事故
- (5) その他やむを得ない事情

- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後 1 週間以内に所定の追試験受験願を所属学部長に願出しなければならない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後 3 週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教育本部が定める。

(略)

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）

※別表の内容は、「令和 7 (2025) 年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p. 教養20～p. 教養28) に一部加筆修正の上、掲載しています

2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第 1 項及び第31条第 2 項に規定する文部科学大臣が別に定める学修のうち、外国語の外部検定試験等による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等、認定授業科目及び認定単位数（言語別）は、別表のとおりとする。

(2) 単位認定の申請方法及び範囲

- ① 認定の対象となる級位又は得点は以下のとおりとする。
英語・・・入学後に受験し取得したものに限る。
英語以外・・・申請日から遡って 2 年以内に受験し取得したものに限る。
- ② 入学前に所定の級位又は得点を得た者で、通則第31条第 2 項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて、外国語技能検定試験等による単位認定申請書(別紙)に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ③ 入学後に所定の級位又は得点を得た者で、通則第30条第 1 項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、各履修手続期間内に、外国語技能検定試験等による単位認定申請書(別紙)に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ④ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請を認める。ただし、ペーシック・日本語は除く。
- ⑤ 認定は単位のみとし、成績評価は付さない。
- ⑥ 各授業科目の認定単位数は、1 単位を限度とする。ただし、ペーシック・日本語においては、各授業科目の認定単位数は、3 単位を限度とする。
- ⑦ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は、当該授業科目の登録内容の変更について、「単位不要」又は「履修取消」のいずれから選択する。

(略)

附則（令和 7 年 3 月11日 一部改正）

- 1 この取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては、この取扱いによる改正後の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

① 英語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）	準 1 級以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
		コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
・ TOEFL iBT (R) テスト※1 ・ 広島大学が実施 する TOEFL ITP (R) テスト※2	Paper-Based ※2	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
	Internet-Based	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
・ TOEIC (R) Listening & Reading Test 公開テスト ・ 広島大学外国語教育研究センター が認める TOEIC (R) Listening & Reading Test IP テスト	730点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
		コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
・ International English Language Testing System (IELTS) 「アカ デミック・モジュール」 ・ Computer-delivered IELTS Academic	5.5点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内
		コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2 単位以内
		コミュニケーションⅠ A コミュニケーションⅠ B コミュニケーションⅡ A コミュニケーションⅡ B	4 単位以内

※1 Test Date スコアのみ対象。BestTM スコアは対象外。TOEFL iBT (R) テスト Home Edition 及び Special Home Edition は対象外。

※2 広島大学が実施する TOEFL ITP (R) テストの得点は、表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

② ドイツ語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
ドイツ語技能検定 (独検)	2 級以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	2 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
Österreichisches Sprachdiplom Deutsch (ÖSD) ※	A2以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
Goethe-Zertifikat ※	A2以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
		ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ インテンシブ・ドイツ語Ⅱ インテンシブ・ドイツ語Ⅲ インテンシブ・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内

※ 4 技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

③ フランス語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
フランス語技能検定 (仏検)	3級以上	ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ ベ－シック・フランス語Ⅲ ベ－シック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
	4級	ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ ベ－シック・フランス語Ⅲ ベ－シック・フランス語Ⅳ	4単位以内
	5級	ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ	2単位以内
	A1以上	ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ ベ－シック・フランス語Ⅲ ベ－シック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
DELF /DALF ※		ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ ベ－シック・フランス語Ⅲ ベ－シック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
TCF フランス語能力テスト	100以上	ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ ベ－シック・フランス語Ⅲ ベ－シック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
TEF バリ商工会議所フランス語 能力認定試験	69以上	ベ－シック・フランス語Ⅰ ベ－シック・フランス語Ⅱ ベ－シック・フランス語Ⅲ ベ－シック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内

※ 4技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

④ 中国語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
中国語検定試験 (中検)	3級以上	ベ－シック・中国語Ⅰ ベ－シック・中国語Ⅱ ベ－シック・中国語Ⅲ ベ－シック・中国語Ⅳ インテンシブ・中国語ⅠA インテンシブ・中国語ⅠB インテンシブ・中国語ⅡA インテンシブ・中国語ⅡB	8単位以内
	4級	ベ－シック・中国語Ⅰ ベ－シック・中国語Ⅱ ベ－シック・中国語Ⅲ ベ－シック・中国語Ⅳ	4単位以内
	準4級	ベ－シック・中国語Ⅰ ベ－シック・中国語Ⅱ	2単位以内
	4級以上	ベ－シック・中国語Ⅰ ベ－シック・中国語Ⅱ ベ－シック・中国語Ⅲ ベ－シック・中国語Ⅳ インテンシブ・中国語ⅠA インテンシブ・中国語ⅠB インテンシブ・中国語ⅡA インテンシブ・中国語ⅡB	8単位以内
HSK ※	3級	ベ－シック・中国語Ⅰ ベ－シック・中国語Ⅱ ベ－シック・中国語Ⅲ ベ－シック・中国語Ⅳ	4単位以内
	2級	ベ－シック・中国語Ⅰ ベ－シック・中国語Ⅱ	2単位以内

※ 「筆記試験」に合格している場合、申請可能。「口頭試験」(初級・中級・高級) のみでの申請は認めない。

⑤ 韓国語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
韓国語能力試験 (TOPIK)	5級以上	ベ－シック・韓国語Ⅰ ベ－シック・韓国語Ⅱ ベ－シック・韓国語Ⅲ ベ－シック・韓国語Ⅳ インテンシブ・韓国語ⅠA インテンシブ・韓国語ⅠB インテンシブ・韓国語ⅡA インテンシブ・韓国語ⅡB	8単位以内
	4級	ベ－シック・韓国語Ⅰ ベ－シック・韓国語Ⅱ ベ－シック・韓国語Ⅲ ベ－シック・韓国語Ⅳ	4単位以内
	3級	ベ－シック・韓国語Ⅰ ベ－シック・韓国語Ⅱ ベ－シック・韓国語Ⅲ ベ－シック・韓国語Ⅳ	2単位以内

⑥ スペイン語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
スペイン語技能検定 (西校)	4級以上	ペーシック・スペイン語Ⅰ ペーシック・スペイン語Ⅱ ペーシック・スペイン語Ⅲ ペーシック・スペイン語Ⅳ インテンシブ・スペイン語ⅠA インテンシブ・スペイン語ⅠB インテンシブ・スペイン語ⅡA インテンシブ・スペイン語ⅡB	8単位以内
	5級	ペーシック・スペイン語Ⅰ ペーシック・スペイン語Ⅱ ペーシック・スペイン語Ⅲ ペーシック・スペイン語Ⅳ	4単位以内
	6級	ペーシック・スペイン語Ⅰ ペーシック・スペイン語Ⅱ	2単位以内
	A 2以上	ペーシック・スペイン語Ⅰ ペーシック・スペイン語Ⅱ ペーシック・スペイン語Ⅲ ペーシック・スペイン語Ⅳ インテンシブ・スペイン語ⅠA インテンシブ・スペイン語ⅠB インテンシブ・スペイン語ⅡA インテンシブ・スペイン語ⅡB	8単位以内
DELE ※	A 1	ペーシック・スペイン語Ⅰ ペーシック・スペイン語Ⅱ ペーシック・スペイン語Ⅲ ペーシック・スペイン語Ⅳ	4単位以内

※ 4技能(話す・聞く・読む・書く)すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

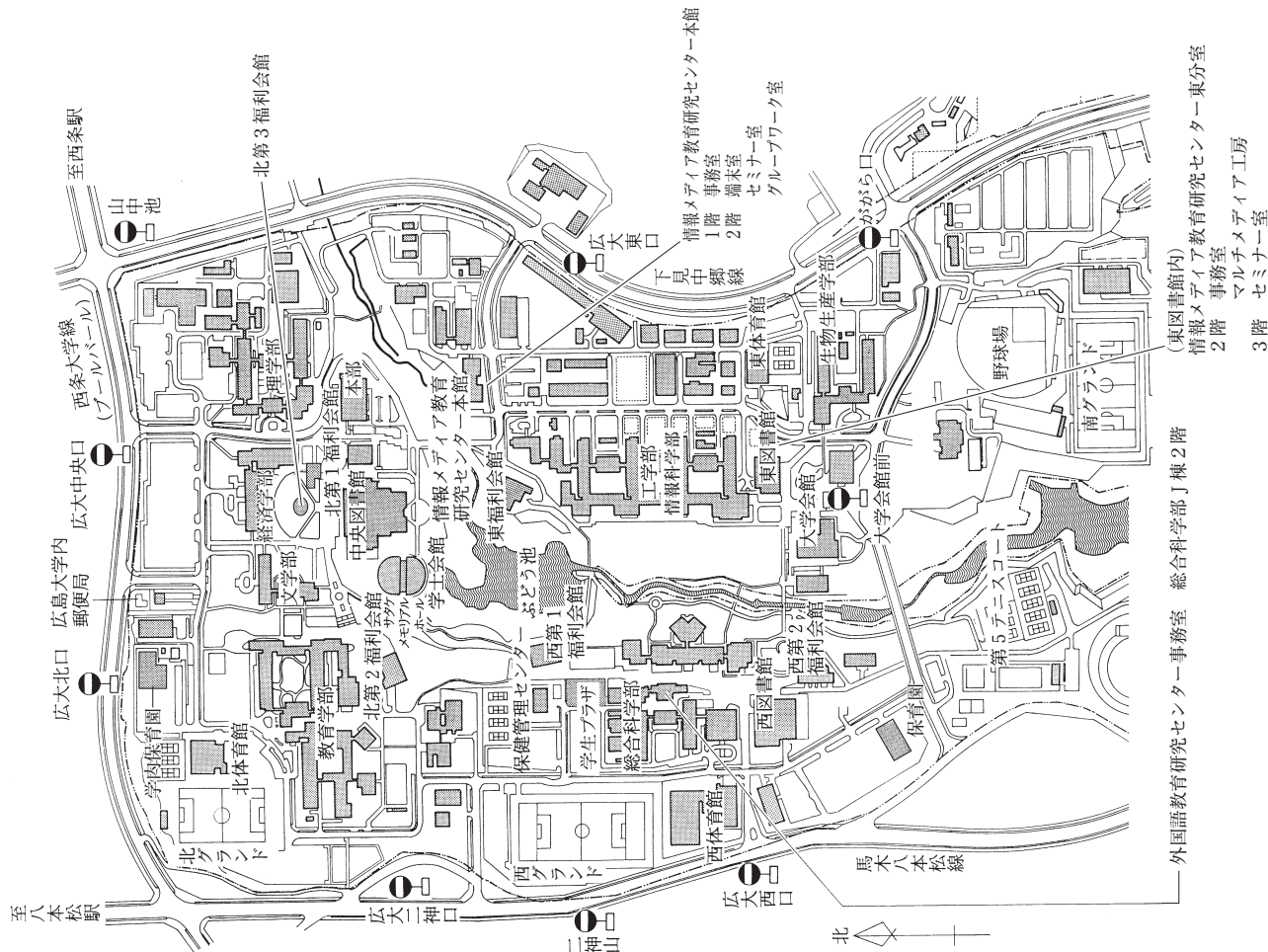
⑦ 日本語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
日本語能力試験 (JLPT)	N1	ペーシック・日本語Ⅰ ペーシック・日本語Ⅱ ペーシック・日本語Ⅲ ペーシック・日本語Ⅳ	8単位以内
	N2	ペーシック・日本語Ⅰ ペーシック・日本語Ⅱ ペーシック・日本語Ⅲ ペーシック・日本語Ⅳ	4単位以内

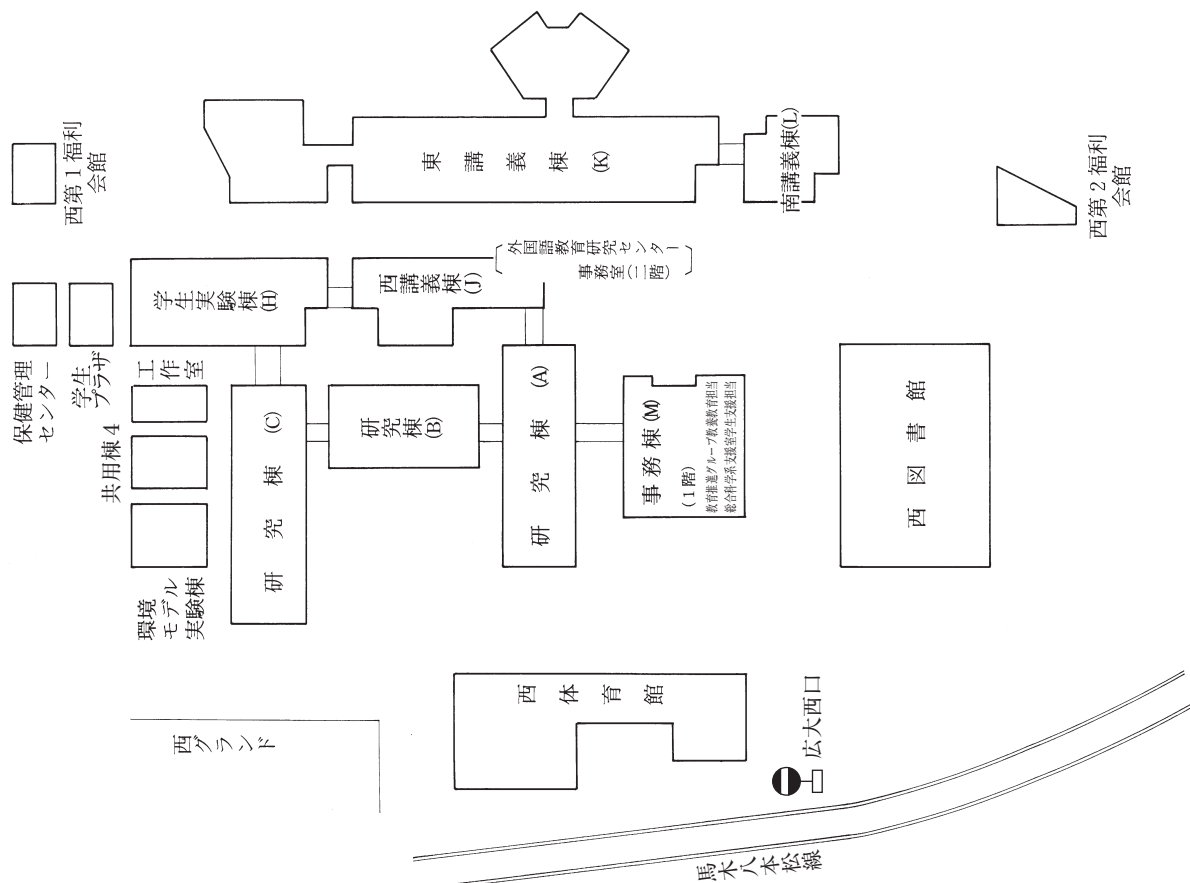
VII. 配置図等

1. 東広島キャンパス配置図

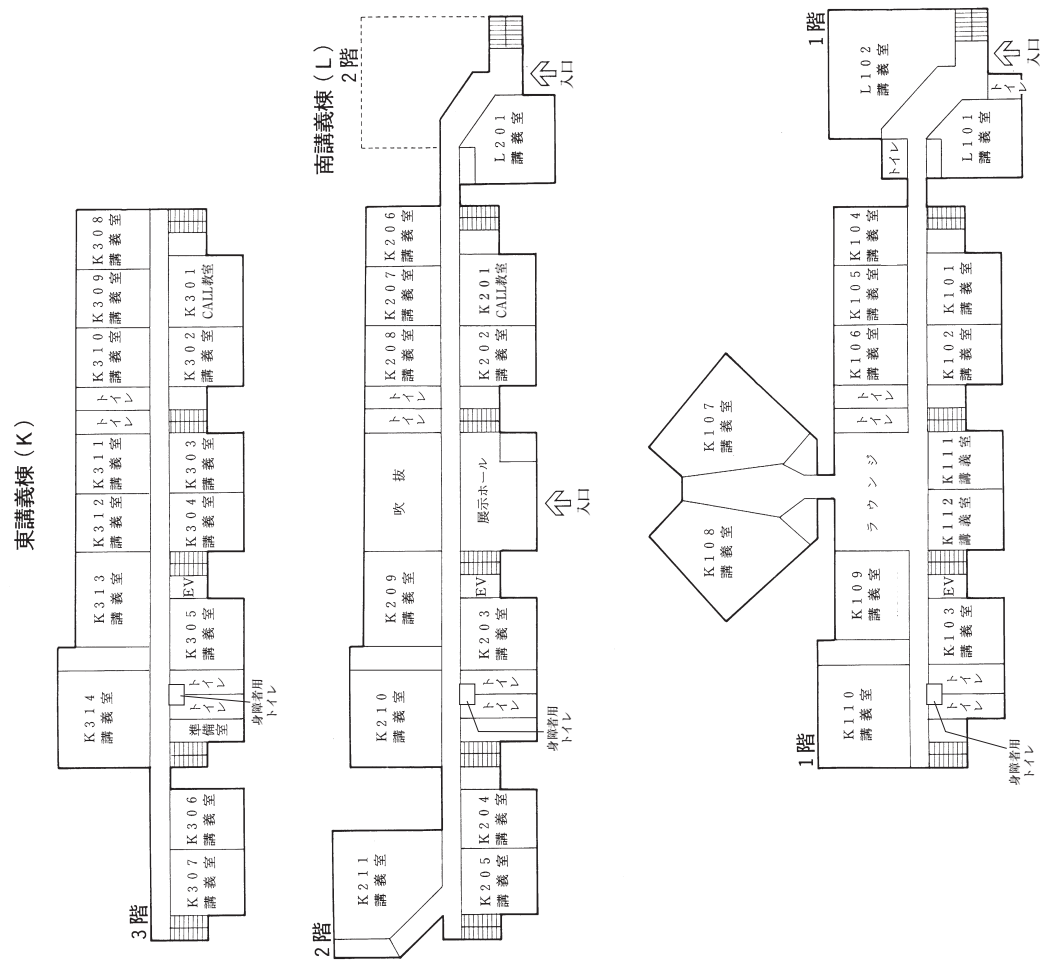
(2025年3月現在)



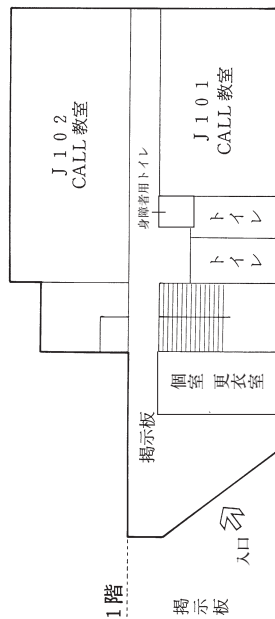
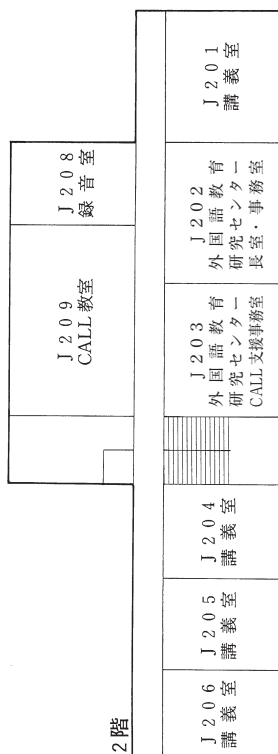
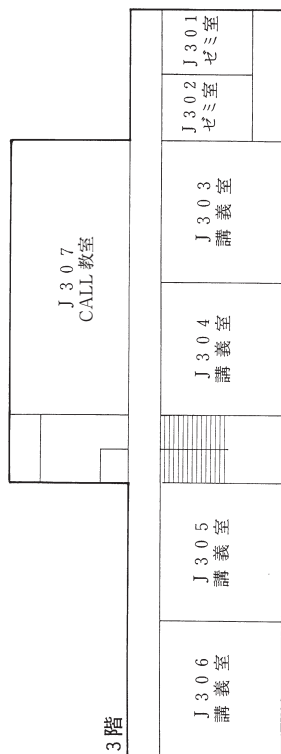
2. 総合科学部付近配置図



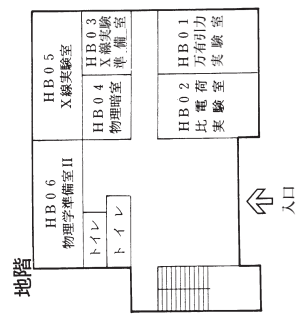
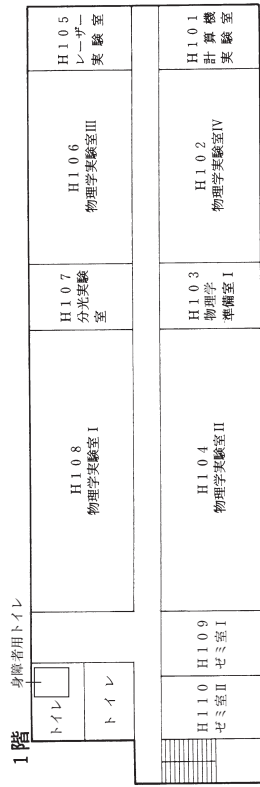
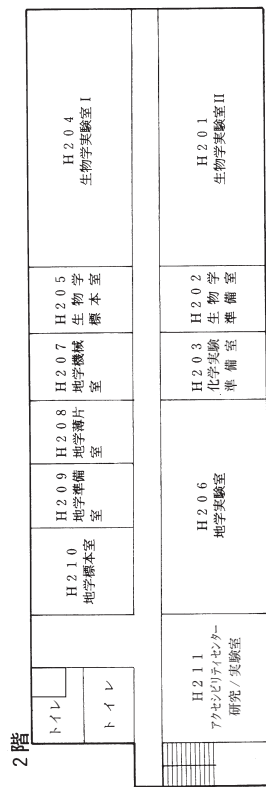
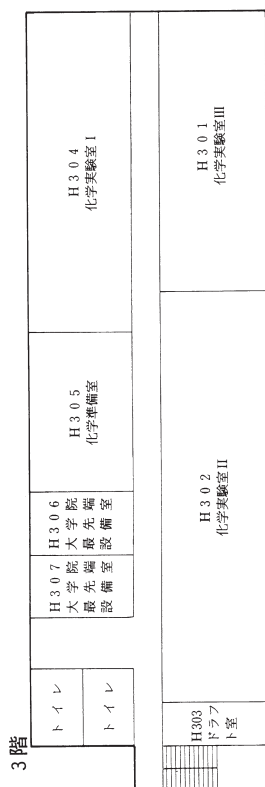
3. 総合科学部講義室配置図



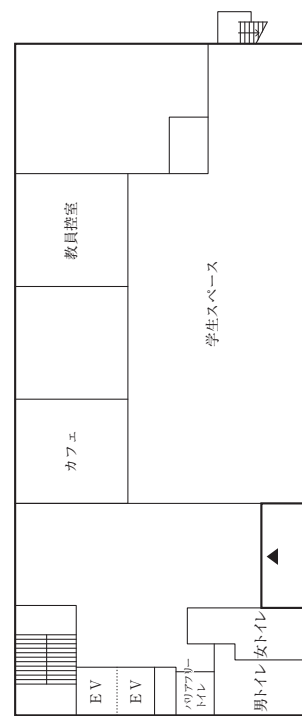
西講義棟 (J)



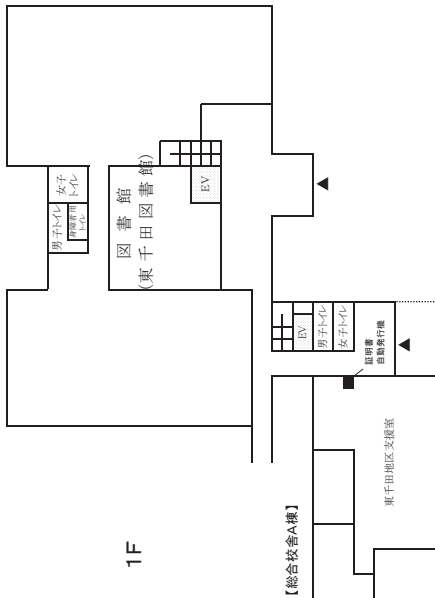
学生実験棟 (H)



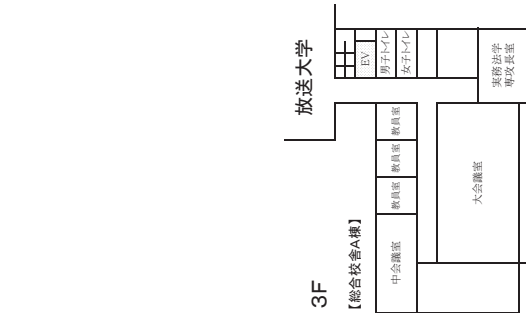
4. 霞キャンパス配置図



【総合校舎A棟・S棟】

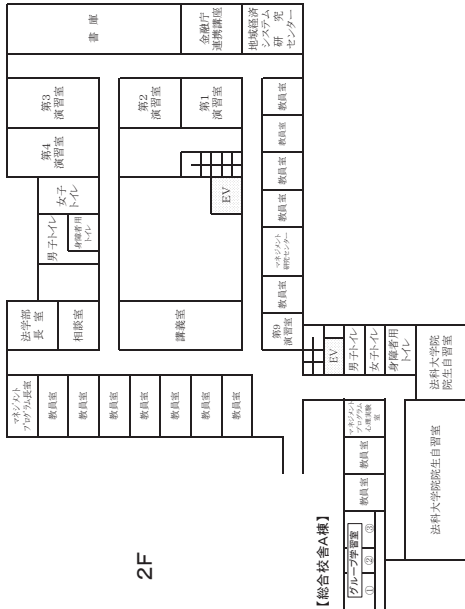


【総合校舎A棟】



放送大学

【総合校舎S棟】

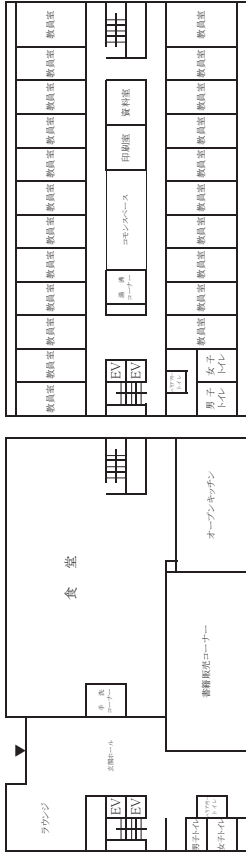


【総合校舎A棟】

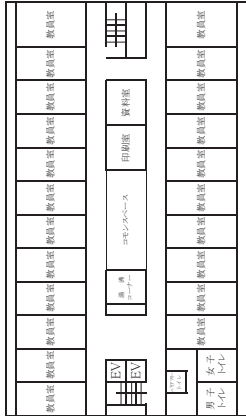


【慎恩楼】

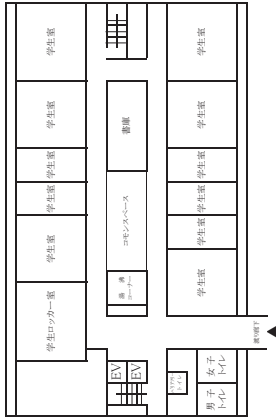
1F



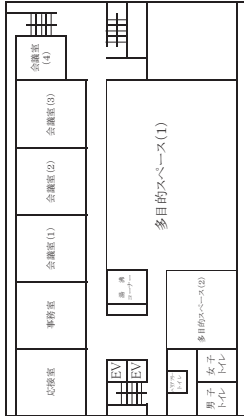
4F



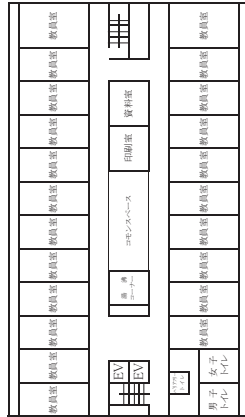
2F



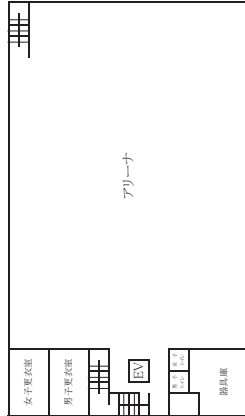
5F



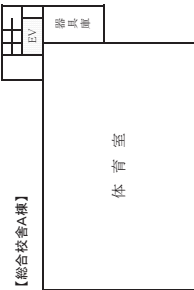
3F



6F



6F

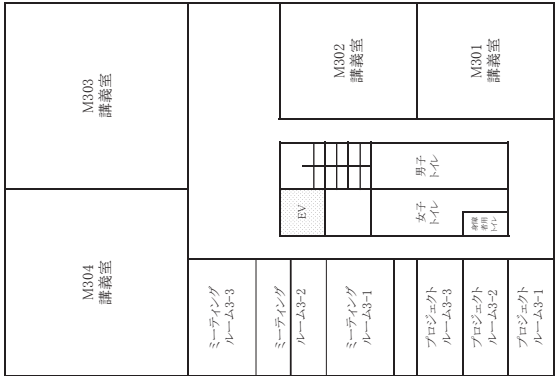


【総合校舎A棟】

【東千田未来創生センターM棟】

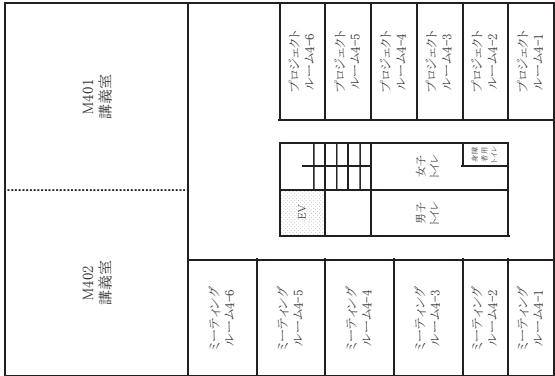


1F



3F

2F



4F

6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。なお、E-mail を送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス（東広島市） 受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部	学 科	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学科	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	国際共創学科	082-424-7988	
文 学 部		082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教 育 学 部		082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
経 済 学 部		082-424-7217	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理 学 部		082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工 学 部		082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生 物 生 産 学 部		082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情 報 科 学 部		082-424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
教育推進グループ 教 養 教 育 担 当		082-424-6139	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟 1 階（場所は p. 教養43参照）にあります。

霞キャンパス（広島市） 受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部	学 科	電話番号	E-mail アドレス
医 学 部		082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯 学 部		082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬 学 部		082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市） 受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部	学 科	電話番号	E-mail アドレス
法 学 部		082-542-7057	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市） 受付時間：（月～金） 12時30分～21時15分

所 属 学 部	学 科	電話番号	E-mail アドレス
法 学 部		082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経 済 学 部		082-542-6961	

到達目標型教育プログラム ハイプロスペクツ 「HiPROSPECTS[®]」について

※ ハイプロスペクツ HiPROSPECTS は広島大学の登録商標です。

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®」	ハイプロスペクツ
1. HiPROSPECTS®とは	ハイプロ2
2. 卒業までの主な流れ	ハイプロ2
II. HiPROSPECTS®の構成	ハイプロ3
1. 主専攻プログラム	ハイプロ3
2. 副専攻プログラム・特定プログラム	ハイプロ4
■HiPROSPECTS®をより良く理解するための3つの資料	ハイプロ6
III. 評価の方法	ハイプロ7
1. 授業科目の成績評価	ハイプロ7
2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)	ハイプロ7
3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価	ハイプロ9
■成績評価, GPA 及び到達度の評価の確認方法	ハイプロ9
IV. 副専攻プログラム一覧	ハイプロ10
V. 特定プログラム一覧	ハイプロ11
■特定プログラムに関係する資格	ハイプロ11
VI. HiPROSPECTS®関係規則等	ハイプロ13
1. 広島大学教育プログラム規則	ハイプロ13
2. 広島大学副専攻プログラム履修細則	ハイプロ17
3. 広島大学特定プログラム履修細則	ハイプロ19
VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先	ハイプロ22
VIII. TOEIC® L&R IP テストの全学実施について	ハイプロ23
IX. 情報科学パッケージ科目について	ハイプロ24
X. 初年次インターンシップ (社会体験) の全学実施について	ハイプロ26

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®」

1. HiPROSPECTS®とは

広島大学では、みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と、卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し、「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS®』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS®は、広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

HiPROSPECTS®では、

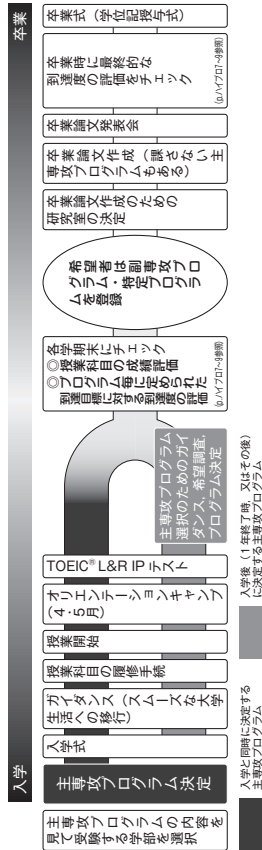
- まず入学時に、卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて、所定のカリキュラム (教育課程) に従い学習を進めてください。
- 到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか、定期的に確認してみなお伝えし、その確認結果に基づいた学習サポートを行います。
- 例えば、確認の結果、弱い点が見つかれば、それを克服するためにという学習をすれば良いかアドバイスする、といったことです。

以上を踏まえ、みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと、それ以上の知識や能力を身につけられるよう、有意義な学生生活を過ごしてください。

2. 卒業までの主な流れ

授業を受けるためには、学期の始めに履修手続を行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば、単位を修得することができます。

そして、主専攻プログラム (p.ハイプロ3 参照) で示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。



II. HiPROSPECTS® の構成

HiPROSPECTS® は、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムの3種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは、学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方、副専攻プログラム及び特定プログラムは、その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように、各プログラムの内容を理解して、学習を進めてください。

1. 主専攻プログラム

1) 目的

主専攻プログラムとは、所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい、学士号の取得を目的として、教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって、所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員1つ登録します。

なお、所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は、その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ、転学部・転学科等を行う必要があります。

2) 学期毎の評価、卒業

主専攻プログラムでは、学期毎に履修した各授業科目で評価（p.ハイプロ7～9参照）が行われ、自らの到達度のチェックができるようになっていきます。また、主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができま

3) その他

主専攻プログラムの詳細については、専門教育に関するページをご覧ください。

2. 副専攻プログラム・特定プログラム

1) 目的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは、主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお、その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど）、又は、②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

2) 共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには、その他、次のような共通点・相違点があります。

①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	主専攻プログラムの履修基準によっては、副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ、毎年1月上旬から2月上旬（※）にプログラムの登録を申請し、登録許可を受けた場合に、翌年度から履修を開始します。申請方法については、「Myもみじ」の掲示で確認してください。
授業科目の履修	○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち、入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば、その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で、副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p.ハイプロ7～9参照）の計算対象に含まれます。
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨、記載されます。プログラムの修了条件を満たすと、「修了」した旨、記載されます。

※一部の特定プログラムでは、登録申請時期が異なります。詳しくはHiPROSPECTS®公式ウェブサイトの特定プログラムのページをご覧ください。（p.ハイプロ6参照）

②相違点

項目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	1 プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	自身の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができません。	原則、全てのプログラムから選択することができません。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し、卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し、卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

3) 履修開始までの流れ

時期	詳細
1月上旬から2月上旬	○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法を「Myもみじ」で確認 ○登録のための要件、時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認 ↓ ○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談 ↓ ○副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請 ↓ ○登録許可の審査結果を確認
翌年度前期	○登録許可を受けた場合、副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

4) その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み、到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また、登録する際に不明な点等があれば、チューターや所属する学部の学生支援担当に相談してください。

■HIPROSPECTS®をより良く理解するための3つの資料

HIPROSPECTS®の各プログラムの内容についての資料を、次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	各主専攻プログラムの詳細 (プログラムの概要、ディプロマポリシー (学位授与の方針・プログラムの到達目 標)、カリキュラムポリシー (教育課程 編成・実施の方針)、学修の成果、取得 可能な資格 等)	HIPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	各副専攻プログラム、各特定プログラムの詳細 (プログラムの概要、到達目標、登録時期、 登録要件、授業科目 等)	
シラバス	プログラムを構成する各授業科目の詳細 (授業計画、予習・復習へのアドバイス、 テキスト、成績評価の基準 等)	「My もみじ」で閲覧できます。

※ HIPROSPECTS® 公式ウェブサイト URL



(主専攻プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou>



(副専攻プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou>



(特定プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei>

III. 評価の方法

HiPROSPECTS®の大きな特徴の一つは、これまででない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は、HiPROSPECTS®を導入し、プログラム毎に到達目標を定めることにより、各主専攻プログラムのみなさん一人ひとりに対し、従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて、**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより、みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができます。今後の学習方法についてのヒントを得ることができます。

1. 授業科目の成績評価

みなさんは、履修基準に従って授業科目を履修し、試験を受けて、必要な単位を修得していきますが、みなさんの学習成果の評価は、まずその授業科目毎に行われます。それが**授業科目の成績評価**です。

成績評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階評価とし、秀、優、良、可を合格とします。成績評価の結果は、学期毎に通知します。

なお、各授業科目で行われる成績評価の基準等は、シラバスに明示されています。

2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)

授業科目の成績評価をまとめた指標として、全学的に算出方法を統一した平均評価点 (GPA : Grade Point Average) を通知します。算出公式は次のとおりです。

このGPAは、履修指導に活用する他、奨学金、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

【本学共通の平均評価点 (GPA) 算出公式】

$$GPA = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(注) 分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると、単位を修得しきれなくなりGPAが下がってしまうことがあります。

GPAの具体的な計算事例は次のとおりです。

Aさんの場合 適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位 (10科目 (各2単位))

前期成績：秀／10単位、優／4単位、良／2単位、可／4単位

$$10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1 \\ \frac{20 \times 4}{\phantom{10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1}} \times 100 = 75.00$$

Bさんの場合 無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位 (15科目 (各2単位))

前期成績：秀／0単位、優／10単位、良／2単位、可／12単位、(不可／6単位)

$$0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1 \\ \frac{30 \times 4}{\phantom{0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1}} \times 100 = 38.33$$

【GPAの計算対象となるもの】

5段階評価 (欠席を含む。) が付された**授業科目**について GPA の計算対象になります。なお、**副専攻プログラム**や**特定プログラム**として履修した**授業科目**も GPA の計算対象になります。

【GPAの計算対象とならないもの】

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は、5段階評価が付されていないことから、GPA の計算対象となりません。また、履修手続の際に、**履修届出区分を「単位不要」とした授業科目**については、そもそも単位が出ませんので **GPA の計算対象となりません**。

【参考：「認定」の授業科目について】

他大学等で行った学修又は修得した**単位** (外国語技能検定試験等を含む。) を本学の**授業科目**の履修と見なして、**単位認定**するが、5段階評価を付さない場合、当該**授業科目**の成績欄は、「認定」となります。その取扱いは、下記のとおりで。

- ・入学前に他大学等で行った学修又は修得した**単位** (英語以外の外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。) を本学の**授業科目**の履修と見なして**単位認定**する場合、**5段階評価を付さない**。
- ・入学後に他大学等で行った学修又は修得した**単位** (外国語技能検定試験等を含む。) を本学の**授業科目**の履修と見なして**単位認定**する場合、原則として**5段階評価は付さない**が、協定等により**5段階評価を付す**根拠がそれ相応にある場合に限る、**5段階評価を付す**ことができる。(各学部で取扱いが異なり、5段階評価を付す場合は、GPA の計算対象となる。)

3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは、詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について、到達度の評価を行っています。

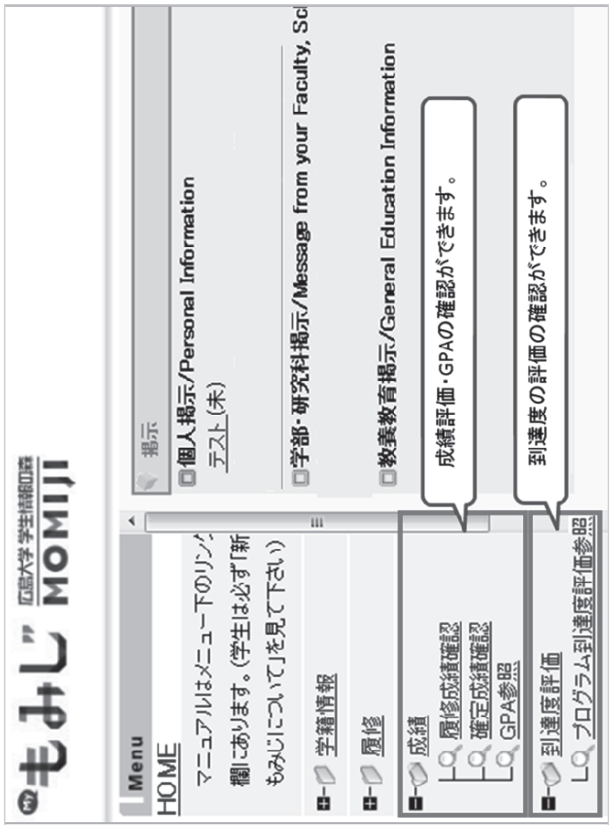
到達度の評価は、「極めて優秀 (Excellent)」、「優秀 (Very Good)」、「良好 (Good)」の3段階で評価し、その結果は、学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは、その授業科目の履修の成果は分かりますが、プログラムが掲げる到達目標に対して、自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ること、到達目標の実現に向けて、具体的にどういう能力がどの程度身につくか、何が足りないのかを把握でき、またそれに基づいて、次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることが出来ます。

到達度の評価は、学期毎に更新され、卒業時に通知される評価内容が、最終の到達度を表します。したがって、例えばある段階で「良好 (Good)」という評価を一旦受けても、その後ががんばって学習を続けた結果、卒業時には「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けることもありますし、逆にある段階で「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けていても、その後の努力を怠った結果、評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら、卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

■成績評価、GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価、GPA 及び到達度の評価は、「My もみじ」で確認することができます。



IV. 副専攻プログラム一覧

開設キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	国際共創副専攻プログラム	
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	
	歴史学副専攻プログラム	文学部
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	教育学部
	初等教育学副専攻プログラム	
	特別支援教育学副専攻プログラム	
	理科教育学副専攻プログラム	
	数学教育学副専攻プログラム	
	技術情報教育学副専攻プログラム	
	社会認識教育学副専攻プログラム	
	国語文化教育学副専攻プログラム	
	英語文化教育学副専攻プログラム	
	日本語・日本文化教育学副専攻プログラム	
	多文化・グローバル教育学副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育学副専攻プログラム	
	家政教育学副専攻プログラム	
	音楽教育学副専攻プログラム	
	美術教育学副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理學副専攻プログラム	経済学部
	現代経済副専攻プログラム	
	数学副専攻プログラム	
東千田キャンパス	化学副専攻プログラム	理学部
	地球惑星システム学副専攻プログラム	
	機械システム副専攻プログラム	
	輪送システム副専攻プログラム	工学部
	材料加工副専攻プログラム	
	エネルギー変換副専攻プログラム	
	電気システム情報副専攻プログラム	
	半導体システム副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	建築副専攻プログラム	生物生産学部
	水圏総合科学副専攻プログラム	
	応用動植物科学副専攻プログラム	
	食品科学副専攻プログラム	情報科学部
	分子農学生命科学副専攻プログラム	
	計算機科学副専攻プログラム	
	データ科学副専攻プログラム	
	知能科学副専攻プログラム	法学部
	公共政策副専攻プログラム	
	ビジネス法務副専攻プログラム	

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に副専攻プログラムの説明書 (p.ハイブリッド6参照) に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

V. 特定プログラム一覧

【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称		開設学部等
	Global Peace Leadership Program Cross-cultural and Interdisciplinary Program (Liberal Arts)	教育本部	
東広島キャンパス	AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム	AI・データイノベーション教育研究センター	
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター	
	トラILINGガル養成特定プログラム		
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム		
	ダイバーシティ特定プログラム	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構	
	Understanding Diversity and Inclusion through a Sciences & Humanities Lens		
霞キャンパス	科学コミュニケーション・養成特定プログラム	理学部	
	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部	

【資格の取得を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館
		総合科学部
		文学部
		教育学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	理学部
		生物生産学部
東広島キャンパス	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部
		文学部
		教育学部
		法学部
		教育学部

特定プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に特定プログラムの説明書（p.ハイプロ6参照）に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

■特定プログラムに関係する資格

特定プログラムには、前述のとおり、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの、及び、資格の取得を目的として編成されたものの2種類があります。そのうち、資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお、プログラムを修了するだけでは、その資格を取得することはできません。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので、説明書等で確認してください。

資格 (関連する特定プログラム)	資格の概要等
学芸員 (学芸員資格取得 特定プログラム)	学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。 学芸員の資格を得るためには、学士の学位を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要がある、これらの科目を取得できよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。 なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることです。
	社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。 社会調査士の資格を得るためには、社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要がある、これらの科目で編成されたものが、社会調査士資格取得特定プログラムです。
学校図書館司書教諭 (学校図書館司書教諭資格取得 特定プログラム)	学校図書館は、児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。 司書教諭は、この学校図書館の専門的職務をつかさどり、司書教諭の資格を得るには、まず、教員免許状を取得し教諭であること、そして、学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた、この講習で修得する必要がある科目で編成されたものが、学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。
社会教育士 (社会教育主事基礎資格) 特定プログラム)	社会教育士とは、令和2年度から始まった、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中に核的な役割をはたす専門人材の称号です。専門性を活かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動や市民活動が特続的に展開していく支援をします。世間における社会教育士の認知度は未だ低いですが、社会教育士には、公的機関だけでなく、NPO、企業、学校などの他、地域活動やボランティア活動などにおいても活躍することが期待されています。 社会教育士の称号取得者は同時に、社会教育主事基礎資格の取得者となります。都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には、社会教育法に基づき社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導をすることを職務とする専門職員として、社会教育主事が置かれています。社会教育主事に任用されるには、社会教育主事基礎資格の取得者であることが必要です。なお、本プログラムを修了しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後、都道府県・市町村などに職を得て社会教育関連の職務を一定期間経験するなどした上ではじめて、社会教育主事として任用される条件を満たすことになります。

VI. HIPROSPECTS® 関係規則等

1. 広島大学教育プログラム規則

平成18年2月14日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第19条第5項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに關し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の教育プログラムは、到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

(名称)

第3条 本学の教育プログラムは、到達目標型教育プログラム（HIPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

(種類)

第4条 プログラムの種類は、その教育目的により、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第5条 主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第6条 副専攻プログラムとは、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第7条 特定プログラムとは、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

(開設及び編成)

第8条 主専攻プログラム及び副専攻プログラムは、単一の学部で、又は学部をまたがって開設することができる。

2 特定プログラムは、単一の学部等（学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で、又は学部等をまたがって開設することができる。

3 プログラムを新規に開設しようとするときは、第12条から第14条までに規定する担当教員会は、原則として開設する前年度の7月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し、プログラムを開設しようとする学部等を通じて、理事（教育・平和担当）の承認を得るものとする。

第9条 主専攻プログラムは、到達目標とその意義、育成しようとする人材像を明示して編成するものとし、修了要件単位は通則第44条第1項に示す単位数とする。

2 主専攻プログラムの履修に關し必要な事項は、学部が定める。
第10条 副専攻プログラムは、一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから、そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は16単位以上で、30単位を超えない範囲とする。

2 副専攻プログラムの履修に關し必要な事項は、別に定める。

第11条 特定プログラムは、主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は10単位程度を目安とする。

2 特定プログラムの履修に關し必要な事項は、別に定める。

(実施体制)

第12条 プログラムの責任ある実施体制を保證するための教員組織として、各プログラムに担当教員会を置く。

2 副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は、当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保證するための教員組織を兼ねるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは、責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第13条 主専攻プログラム担当教員会は、当該主専攻プログラムを担当する教員のうち、専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

2 二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は、原則として一つの主たるプログラムを選び、その担当教員会の構成員となる。

第14条 特定プログラム担当教員会は、当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。
(詳述書等)

第15条 前3条に規定する担当教員会は、プログラムごとに、その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め、次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム 主専攻プログラム詳述書（別記様式第1号）

(2) 副専攻プログラム 副専攻プログラム説明書（別記様式第2号）

(3) 特定プログラム 特定プログラム説明書（別記様式第3号）

(シラバス)

第16条 教員は、担当する授業科目について、履修する上で必要な情報をまとめたものとして、シラバスを作成するものとする。

(登録)

第17条 主専攻プログラムは、入学と同時に決定され登録するものと並びに入学後に選択及び登録するものがあり、学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

2 副専攻プログラム及び特定プログラムは、学生がその履修を希望し、許可された場合に登録するものとする。

(主専攻プログラムの変更)

第18条 学生が、他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは、通則第36条の規定により、転学部の許可を受けた上で変更するものとする。
- (2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは、転学科等を伴う場合は、通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし、転学科等を伴わない場合は、当該学部が定める方法により変更するものとする。
- (学生の評価)

- 第19条 平均評価点（GPA：Grade Point Average）は、授業科目の成績評価に基づき算出し、総合的な成績評価の指標として、学期ごとに学生に通知するものとする。
- 2 授業科目の成績評価のほか、主専攻プログラムにおいては、プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い、学期ごとに学生に通知するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、学生の評価に関し必要な事項は、別に定める。
- (点検・評価)

第19条 担当教員会は、到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

(改善)

- 第21条 担当教員会は、前条の点検・評価を基に、プログラムの改善を行うものとする。
- 2 担当教員会が、プログラムの改善を実施しようとするときは、軽微な改善を除き、当該学部等を通じて理事（教育・平和担当）の承認を得るものとする。
- (廃止)

第22条 学部等は、第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは、理事（教育・平和担当）の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学部等の定めるところによる。

主専攻プログラム詳述書

別記様式第1号（第15条第1号関係）
主専攻プログラム詳述書

開設学部(学科)名（
（中文）
（英文））

プログラムの名称	（中文） （英文）
1 取組める学校	
2 概要	
3 ティプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5 開始時間・受入条件	
6 取組可能な資格	
7 授業科目及び授業内容	
8 学習の成果	
9 卒業論文（卒業研究）	
10 責任体制	

副専攻プログラム説明書

別記様式第2号（第15条第2号関係）
副専攻プログラム説明書

開設学部(学科)名（
（中文）
（英文））

プログラムの名称	（中文） （英文）
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 終了要件	
8 責任体制	
9 履修単位数等の認定単位数等 (1) 他大学等における履修単位数等の認定単位数等 (2) 広島大学における履修単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等	

特定プログラム説明書

別記様式第3号（第15条第3号関係）
特定プログラム説明書

開設学部等名（
（中文）
（英文））

プログラムの名称	（中文） （英文）
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 終了要件	
8 責任体制	
9 履修単位数等の認定単位数等 (1) 他大学等における履修単位数等の認定単位数等 (2) 広島大学における履修単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等	

2. 広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年3月14日
副学長（教育・研究担当） 決裁

(趣旨)
第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び開設学部)
第2条 副専攻プログラムの名称及びその開設学部は、別表のとおりとする。
(授業科目及び履修方法)
第3条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第2号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

(登録)
第4条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は、一つに限り副専攻プログラムに登録することができる。ただし、登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは、登録することができない。

第5条 前項の登録に関する手続は、各学年次終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

第6条 学生は、第1項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

第7条 副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会が定める。

第8条 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムに登録している間、成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

(履修手続)
第9条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部がその学期の始めに公示する。

第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)
第11条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

第12条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

(修了の判定等)
第13条 副専攻プログラムの担当教員会は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。

第14条 開設学部の長は、副専攻プログラムを修了した者に、副専攻プログラム修了証書（別

記様式）を授与する。

第15条 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第16条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

(試験及び追試験)

第17条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

(単位の取扱い)

第18条 副専攻プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表（第2条関係）
(略)

別記様式（第8条第2項関係）

第 号
副専攻プログラム 修了証書
学部・学科等 氏 名 生 年 月 日
本学〇〇学部の〇〇副専攻プログラムを修了した ことを認める
年 月 日
広島大学 長 関

3. 広島大学特定プログラム履修細則

平成18年3月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。（名称及び開設学部等）

第2条 特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 特定プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第3号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、特定プログラムが定める基準を満たしている場合は、当該プログラムを登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は、各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし、登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員又は責任者が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 特定プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員又は責任者が定める。

5 所属する学部の長は、学生が特定プログラムに登録している間、成績証明書に特定プログラムの履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部等がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学者の既修得単位等の認定）

第7条 特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は、責任者の意見。次項において同じ。）に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 特定プログラムの担当教員又は責任者は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。ただし、卒業の認定を受けていない者であっても、所属する学部の長が認め、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても、修了の判定を行う。

2 開設学部等の長は、特定プログラムを修了した者に、特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

3 所属する学部の長は、学生が特定プログラムを修了した場合、成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は、広島大学通則第19条の3第1項に規定する基準に基づき、当該プログラムの担当教員又は責任者が定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（試験及び追試験）

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

第11条 前条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は、原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、開設学部等があらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病氣その他のやむを得ない事由によるものと認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条 第10条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について、次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

（1）配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドライン-LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを指して一（令和4年12月27日役員会承認）に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は3親等内の親族の死亡による忌引

（2）負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

（3）天災その他の非常災害

（4）交通機関の突発事故

（5）その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければなら

Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

提供学部	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学系支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	人文社会科学系支援室 (文学部担当)	(082) 424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6725	kyoiku-gakusien@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部	東千田地区支援室 (法学部居間コース担当)	(082) 542-7071	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部	経済学部居間コース (経済学部担当)	(082) 424-7217	syakakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理学部	理学系支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学系総括支援室 (工学部担当)	(082) 424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物学系総括支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7915	sei-gaku-u-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学系総括支援室 (情報科学部担当)	(082) 424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
Global Peace Leadership Program	教育推進グループ (学生プラザ内)	(082) 424-6156	gsyugakukn-group@office.hiroshima-u.ac.jp
Cross-cultural and Interdisciplinary Program (Liberal Arts)			
AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム			
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリンガル養成特定プログラム			
アクセシビリティリダー育成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム			
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
社会教育士(社会教育主事基礎資格) 特定プログラム			
ダイバーシティ特定プログラム	教育工学系総括支援室 (学士課程担当)	(082) 424-6725	kyoiku-gakusien@office.hiroshima-u.ac.jp
ダイバーシティ特定プログラム	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構 (ダイバーシティ研究センター)	(082) 424-7952	diversity-center@hiroshima-u.ac.jp
Understanding Diversity and Inclusion through a Sciences & Humanities Lens	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構 (マネジメント部門)	(082) 424-7952	d-and-i-management@hiroshima-u.ac.jp
科学コミュニケーション養成特定プログラム	理学系支援室 (学士課程担当)	(082) 424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	霞地区運営支援部学生支援グループ (薬学部担当)	(082) 257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他、HiPROSPECTS[®]に関する質問は、教育推進グループ（学生プラザ3F）へお問い合わせください。なお、E-mailを送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

- ない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(単位の取扱い)

第13条 特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、特定プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第2条関係）
(略)

別記様式（第8条第2項関係）

第	号
特定プログラム 修了証書	
学部・学科等 氏 名 生 年 月 日	
本学の〇〇特定プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	印
広島大学 長	

Ⅷ. TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では、グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として、TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており、学部生全員が受験します。受験期は、1 年次5 月及び3 年次以降の2 回です。（2 回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので、以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの、広島大学における英語学習のスタート時とと言えるスコア、そして卒業時のスコアとして、英語力を確認することになります。

また、スコアは、教育を充実させるためだけでなく、みなさんにとっても次のように役立ちますので、積極的に活用しましょう。

- 自分の力を、一般的に通用するスコアで知ることができる。
- 社会的に認められるテスト結果で、就職や大学院入学に際して自己PR に使用できる。
- 高スコアを得ると、教養教育科目の外国語科目（英語）等の単位認定を受けることができる。

学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC® L&R IP 情報」（<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicp.html>）で確認してください。



Ⅸ. 情報科学パッケージ科目について

広島大学情報科学部では、さまざまな学問領域において必要とされる体系的な分析手法や情報処理技術に関し、情報科学部開設専門教育科目の中からそれぞれの学問領域に応じた計算機科学、データ科学、知能科学教育を「情報科学パッケージ科目」として設定しています。

情報科学部が推奨する情報科学パッケージ科目により修得された皆さんの知識は、それぞれの学問領域での卒業研究、大学院での学習、就職後の業務等さまざまな場面で活用されるはずです。

多くの学生の皆さんが、情報科学パッケージ科目を受講されることを期待しています。

情報科学パッケージ科目として推奨する授業科目表

科目区分	授業科目	単位数	履修期間 (開講学期)	パッケージ									
				総合科学系	心理・社会学系	情報・社会学系	経済学系	生命学系	地球・環境工学系	機械・輸送工学系	情報工学系	応用化学・生物工学・化学工学系	社会基盤環境工学系
情報科学部	確率論基礎	2	2セメ(4T)	○									
	カテゴリーカル・データ分析(CDA)	2	4セメ(4T)	○	○								
	線形モデル	2	3セメ(2T)							○			○
	ソフトウェア工学I	2	5セメ(2T)								○		
	システム最適化	2	4セメ(3T)	○			○			○			○
	多変量解析	2	4セメ(3T)	○	○		○			○		○	○
	ディジタル回路設計	2	4セメ(3T)										
	アルゴリズムとデータ構造	2	4セメ(3T)								○		
	データベース	2	4セメ(4T)	○			○				○		○
	プログラムが動く仕組み	2	4セメ(4T)								○		
情報科学部	数値計算	2	4セメ(4T)	○						○			
	確率モデリング	2	4セメ(4T)	○							○		
	プロクミニング言語	2	4セメ(4T)	○								○	
	データマイニング	2	5セメ(1T)				○			○			○
	ソフトウェアマネジメント	2	5セメ(2T)				○						
	計量経済学	2	5セメ(2T)				○						
	画像処理	2	5セメ(2T)										
	情報社会とセキュリティ	2	5セメ(2T)		○								
	自然言語処理	2	5セメ(2T)	○									
	ビジュアルコンピュータインテリ	2	6セメ(3T)				○			○			○
情報科学部	人工知能概論	2	3セメ(1T)								○		
	並列分散処理	2	6セメ(3T)	○									
	時系列分析	2	6セメ(3T)				○						
	確率過程論	2	6セメ(4T)	○									
	ビッグデータ	2	6セメ(4T)				○						○
	数値解析	2	3セメ(2T)										
	生物・医療統計	2	6セメ(4T)					○					
	情報処理と産業	2	3セメ(1T)										○
	データ科学とマネジメント	2	3セメ(1T)										
	データ科学とマネジメント	2	4セメ(3T)		○								○

(注) ○を付した授業科目がパッケージ別に推奨する授業科目を示す。なお、履修期は変更される場合があるため、履修年度の時間割を確認すること。

それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお、所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も、授業科目の履修は可能なので、積極的に履修してください。

主 専 攻 プ ロ グ ラ ム	パ ッ ケ ー ジ
(総合科学部) 総合科学プログラム	総合科学系
(文学部) 欧米文学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
(教育学部) 心理学プログラム	心理学系
(法学部) 公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム、法曹養成プログラム	情報と社会系
(経済学部) 現代経済プログラム	経済学系
(理学部) 生物学プログラム	生物・生命科学系
(理学部) 地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
(医学部・歯学部・薬学部) 医学プログラム、看護学プログラム、理学療法プログラム、作業療法プログラム、歯学プログラム、口腔保健学プログラム、口腔工学プログラム、薬学プログラム、薬科学プログラム	医療系
(工学部) 機械システムプログラム、輸送システムプログラム、材料加工プログラム、エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
(工学部) 電気システム情報プログラム、半導体システムプログラム	情報工学系
(工学部) 応用化学プログラム、生物工学プログラム、化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
(工学部) 社会基盤環境工学プログラム	社会基盤環境工学系
(工学部) 建築プログラム	建築系
(生物生産学部) 水圏統合科学プログラム、応用動物植物科学プログラム、食品科学プログラム、分子農学生命科学プログラム	生物生産系

X. 初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では、学部1年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験、就業体験、ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験）」を実施しています。これは、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、今後、みなさんが大学生活をより有意義に送るよう喚起するとともに、将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先、実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学 部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
総合科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイドンスで説明します。
文学部	内容については、ガイダンスやMyもみじ等を通じてお知らせします。
教育学部	内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
教特	「小学校教育実習入門」,「特別支援学校教育実習入門」,「教養ゼミ」の一
教二	中・高等学校教育実習入門」の一部で実施
教国	※教技, 教日, 教美, 教教は「教養ゼミ」も活用して実施
教英	
教日	
教四	
教教	
教多	「教養ゼミ」の一部で実施
教心	
法学部	内容については、ガイダンスやMyもみじ等を通じてお知らせします。
経済学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイドンスで説明します。
理学部	内容については、ガイダンスやMyもみじ等を通じてお知らせします。
医学部	夏季休業期間中、医学部・歯学部・薬学部3学部合同で、医療機関等での
歯学部	合同早期体験実習を実施します（医学部医学科及び薬学部は授業の一環と
薬学部	して実施します）。詳細はMyもみじで通知します。
工学部	詳細は、各級のガイダンスで説明します。なお、工学特別コースはガイダ
工一	「教養ゼミ」の一部で、工場見学（ディスカッション等を含む）を実施
工二	企業インターンシップ、又は、施設・工場見学（ディスカッション含む）
工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施。状況に応じてオンラインツールを使用する。
工四	「教養ゼミ」の一部で、社会基盤施設または建築物の見学（ディスカッショ

学 部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
生物生産学部	「教養ゼミ」の一部で、広島県内農山村での体験学習を実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイド ンスで説明します。

表中における教育学部、工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類（学校教育系）初等教育学プログラム	教四	第四類（生涯活動教育系）
教特	第一類（学校教育系）特別支援教育学プログラム	教美	第四類（生涯活動教育系）美術教育学プログラム
教二	第二類（科学文化教育系）	教教	第五類（人間形成基礎系）教育学プログラム
教技	第二類（科学文化教育系）技術情報教育学プログラム	教心	第五類（人間形成基礎系）心理学プログラム
教国	第二類（言語文化教育系）国語文化教育学プログラム	工一	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
教英	第二類（言語文化教育系）英語文化教育学プログラム	工二	第二類（電気電子・システム情報系）
教日	第三類（言語文化教育系）日本語・日本文化教育学プログラム	工三	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
教多	第二類（言語文化教育系）多文化・グローバル教育学プログラム	工四	第四類（建設・環境系）